

第百九十六回国会
衆議院

内閣委員会 議 録 第 七 号

平成三十年四月四日(水曜日)
午前九時二分開議

出席委員

委員長 山際大志郎君

理事 石原 宏高君 理事 谷川 弥一君

理事 中山 展宏君 理事 永岡 桂子君

理事 松野 博一君 理事 阿部 知子君

理事 寺田 学君 理事 佐藤 茂樹君

池田 佳隆君 泉田 裕彦君

大西 宏幸君 岡下 昌平君

加藤 鮎子君 金子 俊平君

神谷 昇君 龜岡 偉民君

小寺 裕雄君 古賀 篤君

高村 正大君 國場幸之助君

佐々木 紀君 杉田 水脈君

高木 啓君 武井 俊輔君

長坂 康正君 西田 昭二君

百武 公親君 本田 太郎君

三谷 英弘君 宮路 拓馬君

務台 俊介君 宗清 皇一君

村井 英樹君 大河原雅子君

篠原 豪君 森山 浩行君

山崎 誠君 稲富 修二君

柿沢 未途君 森田 俊和君

濱地 雅一君 濱村 進君

鰐淵 洋子君 中川 正春君

塩川 鉄也君 浦野 靖人君

玉城デニー君

国務大臣
(少子化対策担当)

国務大臣
(経済財政政策担当)

内閣府副大臣

厚生労働副大臣

厚生労働副大臣

松山 政司君

茂木 敏充君

越智 隆雄君

高木美智代君

牧原 秀樹君

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

法務大臣政務官

文部科学大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

政府参考人

(内閣官房社会保障改革担

当室審議官)

(内閣官房人生100年時

代構想推進室次長)

政府参考人

(内閣府政策統括官)

(内閣府子ども・子育て本

部統括官)

政府参考人

(内閣府男女共同参画局長)

政府参考人

(内閣府地方分権改革推進

室次長)

政府参考人

(内閣府規制改革推進室次

長)

政府参考人

(法務省大臣官房審議官)

政府参考人

(法務省大臣官房審議官)

政府参考人

(文部科学省大臣官房審議

官)

政府参考人

(厚生労働省大臣官房審議

官)

委員の異動

四月四日

辞任

池田 佳隆君

泉田 裕彦君

村井 英樹君

山下 雄平君

長坂 康正君

山下 貴司君

宮川 典子君

田畑 裕明君

大沼みずほ君

大島 一博君

武川 恵子君

小野田 壮君

大隈 和英君

加藤 鮎子君

龜岡 偉民君

高木 啓君

濱村 進君

宮路 拓馬君

本田 太郎君

百武 公親君

佐々木 紀君

補欠選任

高村 正大君

宗清 皇一君

高木 啓君

大隈 和英君

簡井 健夫君

佐々木聖子君

白間竜一郎君

成田 裕紀君

長谷田晃二君

大隈 和英君

加藤 鮎子君

龜岡 偉民君

高木 啓君

濱村 進君

宮路 拓馬君

本田 太郎君

百武 公親君

佐々木 紀君

國場幸之助君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

務台 俊介君

宮路 拓馬君

國場幸之助君

本田 太郎君

鰐淵 洋子君

池田 佳隆君

泉田 裕彦君

高村 正大君

加藤 鮎子君

宗清 皇一君

濱村 進君

高木 啓君

大隈 和英君

補欠選任

高木 啓君

大隈 和英君

補欠選任

高木 啓君

大隈 和英君

補欠選任

高木 啓君

大隈 和英君

補欠選任

高木 啓君

大隈 和英君

補欠選任

高木 啓君

大隈 和英君

補欠選任

高木 啓君

大隈 和英君

補欠選任

高木 啓君

大隈 和英君

補欠選任

高木 啓君

大隈 和英君

補欠選任

高木 啓君

大隈 和英君

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房社会保障改革担当室審議官・人生一〇〇年時代構想推進室次長大島一博君、内閣府政策統括官、子ども・子育て本部統括官小野田壮君、内閣府男女共同参画局長武川恵子君、内閣府地方分権改革推進室次長大村慎一君、内閣府規制改革推進室次長林幸宏君、法務省大臣官房審議官簡井健夫君、法務省大臣官房審議官佐々木聖子君、文部科学省大臣官房審議官白間竜一郎君、厚生労働省大臣官房審議官成田裕紀君の出席を求め、説明を聴取したと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山際委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山際委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。阿部知子君。

○阿部委員 立憲民主党の阿部知子です。本日は、本来であれば子ども・子育て支援法の改正、法案に対する賛否も含めた扱いについて議論されるべき時間が私ども野党には保障されず、維新の党の皆さんはなさいましたが、その結果において、そもそも、本会議での法案の説明、委員会質疑、そして最終的には本会議での採決に至るまで私どもが関与できなかったというところに鑑みて、子ども・子育てに対しての、今時代の重要な課題でございますので、集中的な一般質疑という場をいただきました。

繰り返しますが、本来であれば法案が通過する前に申し上げたいことが多々ございましたし、さよう、冒頭取り上げますのは、実はこの法案の要綱に關しての記載でございます。

法案については、いわゆる内閣法制局のチェックも経て、用語上の混乱や誤りは通常ないものと

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

第一類第一号 内閣委員会議録第七号 平成三十年四月四日

と思いますが、要綱については、内閣府の方で議員に対しての説明用に用いるということで、しかしながら、その表現が正確さを欠いたり、あるいは混乱を導き入れるものであつてはならないと思います。

私も問題にしておりますのは、まず、この要綱案において市町村子ども・子育て支援計画という名称が出てまいります。この名称は、実は、これまでの子ども・子育て支援法にのっとりさまざまな政府の施策の中で、基本指針等々も含めて、一切この表現はございません。子ども・子育て支援計画という表現は、政府のものには使われておりません。

さて、これは何であるかというふうに見ますと、地方自治体の中では、この子ども・子育て支援法と次世代育成法をあわせて、子供に対しての支援計画をつくるという際に用いているという実態がございます。

そこで、この法案の要綱において子ども・子育て支援計画という用語を用いられたことの問題点について、当の内閣府としてはどう認識しておられるのか。また、私どもは、先ほど申しました混乱や誤解を招きやすいということで、今後はこのようなことがないように望みますが、そのおのについて御答弁をお願いいたします。

○山下(雄)大臣政務官 御指摘いただきました子ども・子育て支援法上の市町村子ども・子育て支援事業計画という名称について、おっしゃられたように、今回の法律案要綱においては市町村子ども・子育て支援計画という名称を用いているのは、可能な限り簡素化し、わかりやすく説明するという法律案要綱の観点によるものであり、他の法律案要綱においても、一部を省略したり言いかえたりする例というのは複数見られるところであります。

他方、国の基本指針では市町村子ども・子育て支援事業計画という表現を用いており、また、おっしゃられたように、地方自治体において、他の子供にかかわる計画と一体として、子ども・子

育て支援計画という名称で策定している例も見られるところであります。

簡素化、わかりやすさにつながっていないとの御指摘をいただいたことについては、真摯に受けとめておるところであります。

三月二十日の衆議院内閣委員理事懇談会において、当該表現が正確ではないかとの御指摘をいただいたことは、重く受けとめておるところであります。

今後、法律案要綱を作成するに当たっては、このような御指摘をいただくことがないように、より適切な表現を用いるように配慮してまいりたいと思っております。

○松山国務大臣 おはようございます。

今回の法律案要綱につきましては、可能な限り簡素化し、わかりやすく説明するという観点から、市町村子ども・子育て支援計画という名称が用いられたわけですが、しかしながら、簡素化、わかりやすさにつながっていないという御指摘につきましては真摯に受けとめておるところでございます。今後、法律案要綱を作成するに当たりますには、このような御指摘をいただくことのないように、より適切に表現を用いるように配慮してまいりたいと思っております。

○阿部委員 ぜひよろしくお願いしたいと思っております。

そして、繰り返しになりますが、本来は、審議の前にこういう指摘をして、審議が深められることを私ども野党は願っておりましたので、そのことも含めて、松山大臣には今後の取組をしっかりとお願いいたします。

事業という二文字が欠けるだけで違うカテゴリーに入るということでもありますので、単なる簡素化ではないということでもございます。

では、引き続きまして、準備いたしました質問に入らせていただきます。

今回、子ども・子育て支援法の主な眼目は、企業主導型保育を待機児童対策としてまた大幅に増加させていくというものであり、その意味で、

実はいろいろな問題が積み残されたまま、法案が通り過ぎていったように思います。

まず、第一点目でありましたが、松山大臣のお手元にも配らせていただきましたところの、企業主導型保育所における監査というものが行われた結果についてでございます。

企業主導型保育所は、公益財団法人の児童育成協会というところが国の助成決定の実務を行っております。国がというよりは、児童育成協会が請け負つてというか、委託されて行つておるのがこの企業主導型保育の助成決定であります。

当然、助成決定をしたところは、その保育の内容がいかなるものであるのかも同時に監査をしなければならぬということでありまして、平成二十八年の四月から始まったこの企業主導型保育、このスキームにのつたものは九二年ということが言えると思ひますが、これを監査いたしましたところ、約七割の事業所において、もろもろの問題、特に保育士が足りない、保育計画がない、あるいはアレルギー食への配慮がないなど、これらはいずれも子供の事故に直結する、私は重大な監査内容であつたと思つております。

まず一点目、大臣の認識を伺いますが、そもそも企業主導型保育は、保母さん、保育士さんの人員配置は認可外保育所と一緒に、通常、認可保育園の半分が有資格者である。ここにおいてはそもそも薄い保育士の配置であります。さらに、この監査結果において、約四百を監査いたしましたところ、四十件では、その通常の二分の一の保育士さんすら欠くところが約一割あるという結果が出ております。

この保育士の不足の実態について、大臣のまず認識を伺います。個別、この企業型保育における、通常よりも半分でよしとされて、更にそれが欠けているものが、わかつた限りで一割あるというところについての御認識を伺います。

○松山国務大臣 お答えいたします。

企業主導型保育事業につきましては、必要な保育従事者の数のうち、二分の一以上は保育士を配

置するということになっております。これは、子ども・子育て支援新制度における小規模保育事業と同様の基準が適用されているところでございます。一定の保育の質が確保されているものと考えております。

また、保育士比率が高まるほど補助単価がふえる仕組みとしておりまして、平成二十九年三月三十日時点で助成決定している施設のうち四分の三以上の施設において、保育士比率は七五％以上というふうになっております。

また、御指摘を受けたところも大変多いということでもございました。指摘を受けた施設に関しては、指摘事項が改善されたかどうか、フォローアップを行うことが保育の質の確保に、担保する上で大変重要なことでもございますので、文書による指摘を受けた施設に対して、改善状況を改善報告書として提出をしていただくこととしておりまして、既に全ての施設において改善報告がなされておるところでございます。

さらに、この改善報告の受領にとどまることなく、指摘事項が改善しているかどうかを確認する観点から、改善すべき指摘の多かつた施設などについては、必要に応じて抜き打ちの調査も実施するというようにいたしております。

こうした取組を通じて、引き続き、企業主導型保育事業における保育の質の確保にしっかりと努めてまいりたいと思っております。

○阿部委員 今の大臣の御答弁ですけれども、施設の七五％は普通の半数の保育士を少し上回って配置をしておるということで、それはそれで至極当然といえますか、本来は有資格者の保育士をきちんと配置することが一番子供の安全ではあると思ひます。

私が今指摘したのは、それ以下では足りていない、補助金の申請の要件のときはそれを満たしている、現状、運営中は足りていないという時間がある保育所が、わかつただけでも約一割あるということでもあります。

大臣の御答弁で、幾つか問題のあつたところ

は、問題点の多かった施設を抜き打ち調査なされるということでしたが、問題点は単に保育士の数だけににとまらず、先ほど少し御指摘申し上げましたが、まず、保育計画がないものが四百件のうち百件。子供を預かる保育所と銘打って保育計画がないものが四分の一あるということは、子供を預ける親にとつても、物と違いますが、単に置くわけではないわけです。重要な幼児期の、子供の一生にかかわる、私はいろいろな意味で人間性や能力獲得のベースだと思いますが、それをどう積み上げていくかというのが保育計画で、それがないというのが四百件中百件。

さらに、命に直結するアレルギーの対応マニュアルの整備がない。よく大臣もお目になさると思えますけれども、子供が、ほんのささいな食事のアレルギー、あるかないかが伝わっていないことによつて死につながる。極めて重要な問題が四百件中三十件、少なく見てもですね。

さらに、嘱託医との契約が必要となります。乳児期を預かるには、これがないのが六十件。

もう、あれもない、これもない、それもありません。保育士は足りない、計画はない、アレルギーのきちんとした指導はない、嘱託医はいない。

私は、こういう実態を見たときに、これは内閣府の責任においてなされる事業ですから、よほど監査をきちんとなさるなり早急な改善を確認なさるなりしなければなりません。これは省庁の方に伺いますが、抜き打ち調査は一体どのくらいの頻度でなされておりますでしょうか。私は、これ、投げていませんが、大臣の御答弁でしたので、抜き打ち調査等を充実させたいということでしたので、一体どのくらい行われるんでしょうか。

いろいろな問題があったところは抜き打ち調査をいたしますということでしたので、私は、一つでも問題があれば、今挙げた四項目は重要事項ですので、即抜き打ち調査していただきたいが、どのようになっておりますでしょうか。おわかりであれば。

○山下(雄)大臣政務官 平成二十九年の上半期で

の指導として監査の実施件数ですけれども、立入調査は四百三十二施設です。お昼寝時の抜き打ち調査については四十五施設、特別立入調査は一施設でございます。

○阿部委員 これは、立入りの質が問われます。特に、今御指摘のように、お昼寝のときというのは事故に直結しやすいです。でも、私が今挙げましたような項目も当然立入調査の対象になると認識していただいて進めていただかないと、起きてしまえば子供の死につながる事案です、今私が挙げたものは、いずれも。

大臣にあつては、今のいただいた、特別監査が一件、あるいは睡眠時の抜き打ちなどだけでは不十分だと、極めて不十分だと言わざるを得ないと思ひますので、ぜひよろしくお取組をお願いいたしますが、御答弁、いかがでしょうか。

○松山国務大臣 先生御指摘いただきました事故の件、あるいは病気に関するチェックの件、確かに極めて重要なチェックが必要だと思ひますので、より丁寧にこの辺の確認、調査等もやっていきたいというふうに思っております。

○阿部委員 引き続き、保育園における死亡事故について取り上げさせていただきます。あけていただいて、二枚目をござらんいただきましたと思ひます。

これは、保育施設における死亡事故の検証結果というものを、二〇一七年に検証報告の内閣府に上がっている三例と、二〇一八年の三例を並べてみました。

実は、二〇一七年の検証三例は、既に当内閣委員会において、私が昨年取り上げさせていただいたものであります。川口市のベビーホテル、東京都のキッズスクウェアという企業内保育所、そして、東京都、同じく、たんぼの国でしようか、これは認可外保育所。おのおの事故が起きて、いずれも睡眠中の事故であり、なおかつ、保育者の有資格者が不在あるいは不足などが挙がっております。

例えば、基準を満たしているとされている企業

型保育所のキッズスクウェア、真ん中の段ですね、これにおいても、実は保育に当たっていた保育士さんの経験年数が非常に浅くて、別室で寝かしつけておいたけれども、その十分な監視というチェックができない結果、亡くなつていった事故であります。

もちろん、認可外、認可、いずれでも実は事故は起きておりますが、共通する項を挙げていくと、先ほど私が指摘した、夜間であるとか、あるいは保育士さんの熟練度であるとか、そもそも保育士さんの必要数がないというのが圧倒的です。

二〇一八年の検証三例を見ていただきますと、山口市の、これは認可保育園で睡眠中の事故であります。例えば、これは、保育士さんが足りていても、人数は一応いても、片っ方の子供が嘔吐をしていて、そちらに手がかかっている間にもう一人の子供の保育の手が抜けてしまったという事案です。

それから、あとはベビーホテルが二件ござります。ベビーホテルは、特に夜間を預かる、そして今、夜もお仕事をなさるお父さん、お母さんはふえていきますから、私はこれは極めて着眼して改善しなきゃならないところと思ひますが、ここでは、例えば、有資格者が一名いなければならなかった夜間に全く無資格な者が見ていたのが、千葉のベビーホテル。あるいは、大田区でもそうですが、有資格者が少なくとも一名いなければならなかったところ、五人を無資格者が見ていて、睡眠中の事故で死亡しております。

私が大臣に申し上げたいのは、例えば、この企業主導型保育所は必要な保育士数の半分を有資格者にするというところで成り立っておりますが、そこがたまたま、例えば席を外したり、全く余力のない体制で運営されれば、時間的には無資格者しかないという状態が頻繁に起こるということでありま

本来的に、有資格者がきちんといつでもいる状態、必要とされる数いる状態が望ましいと思ひま

すが、大臣は、今私が御紹介したこの事案について、どのような印象をお持ちでしょうか。

○松山国務大臣 保育所等で子供が命を落とすということは本当にあつてはならないことでありまして、死亡事故の再発防止が重要と考えております。

そのため、保育所等において死亡事故が発生した場合の検証につきましては、平成二十八年四月から、通知によつて、自治体による事後的な検証の実施というものを求めております。まずは、事後の検証を行うための体制づくり、また検証を実際に行う際のノウハウなど、自治体における状況を把握しながら、現在の仕組みの定着を図るということに注力したいと考えております。

また、昨年五月と九月、国に設置した教育、保育施設等による重大事故防止策を考える有識者会議に自治体による検証結果が報告をされたところございまして、その結果を踏まえて、有識者会議においてさらなる再発防止策の検討を進め、十二月に自治体、事業所に対し注意喚起を發出したところでございます。

厚労省においても、保育所等での死亡事故も含めて、あらゆる子供の死を検証して、この再発防止策を検討されていると承知をいたしております。引き続き、関係省庁と連携をしまして、自治体等への支援等を通じて、保育所等での死亡事故再発防止、この企業主導型保育におきましてもしっかりと徹底してまいりたいと思っております。

○阿部委員 大臣は、一連の御答弁をある意味流して御答弁されましたが、私は、明確にやらなきゃならないことは二つあると思ひます。

例えば、この千葉や大田区の認可外の保育所では、それまでも都や県の指導監査において問題点が指摘され、毎年、改善されないまま、例えば保育士さんが足りないという指摘を受けて、そして書面で報告する。だけれども、またその次の年も保育士さんが足りない、あるいは一年、二年置いてまた足りない。要は、これらの保育所は、そう

した指導監査で指摘が繰り返されていて、しかしながらその状態で営業をされておったところであります。

もちろん、保育の受皿が必要なのはもう論をまかせませんし、特にベビーホテルなどは一番お母さんたちも困った状態で預けられるわけで、監査があつてすぐ、ではそれが実現されないから取消しかたという、そういう問題でもない。しかし逆に、その状態でずっと営業されていて、子供が死んで、取り返しのつかない事態が起きて初めて、例えばそこが営業停止になつても遅いのであります。これは監査のあり方というものが、いずれも起こるところは同じなんです。監査されて、指摘されて、改善されないで、死んで初めて事態が発覚するということにあります。

一点目は、監査、指導のあり方。きちんと、やはり先ほどの立入りも含めて、あるいは改善の確認も含めてやっていかないと、後を絶たない。

もう一つ。内閣府には、先ほど大臣も御答弁あつたように、報告は厚生省が都道府県単位あるいは市町村でやっている単位がありますが、検証ということについては、内閣府の方から参事官の通達で各都道府県に、検証をしてくださいということがおろされております。

私は、これは大臣通達なり義務化であると思ひます。子供が死んで検証がされないなどということとはあつてはならない、繰り返してはならない。

今、内閣府は、参事官がこれを通達でお出しであります。そして、企業型保育もますますふえてまいります。時代の要請でベビーホテルもふえるかもしれない。そういう中で、せめて再発防止のために検証が必要で、これは医療事故もそうでしたが、調査委員会、検証委員会が行われて、再発防止に全体を向けるという機運が必要であります。

松山大臣には、大臣みずからこれを、報告を義務づけるなり、きちんとした大臣の通達で、大臣の通達という言い方があるかどうかわかりませんが、大臣みずから責任をとる形で、内閣府が要

請をしておる検証というものを充実させていったらいいかでしょう。もし御答弁があれば、いただいても結構です。

○山下雄 大臣政務官 阿部先生から累次の御指摘、本当にありがとうございます。

子供が命を落とすということとは本当にあつてはならないことで、死亡事故の重大事故が発生しないように全力で取り組んでいきたいと思つておりますし、私も二歳の子供がいるので、本当にそうした痛ましい事故を未然に防ぐことが何より大切だと思つておりまして、そうした意味でも、監査の徹底、立入調査の徹底、先ほど来大臣から申し上げているところでございます。

このうち、問題が認められた保育施設については、継続的に改善指導を更に徹底していきたいというふうと思つておりますし、仮に改善が見られない場合には、制度上、児童福祉審議会などの意見を聞いた上で、事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができるようになつていっているというふうなことでございます。

また、国としては、子ども・子育て支援新制度が施行された平成二十七年以降で、重大事故が発生した場合の国への報告の仕組みを整備して、報告のあつた事故情報について、事故の背景などを情報提供し、各施設において事故防止などに役立てていただけるよう、データベースを内閣府ホームページの上で構築しているところでございます。

加えて、先ほど来御指摘をいただいております自治体が行つた事後的な検証については、その実施状況や問題点などの共有を行う情報交換の場を設けるとともに、他の自治体にも情報提供しているところでございます。

御指摘のありました通知のあり方についても、内閣府の中で検討していきたいと思つております。

今後とも、こうした取組を通じて、保育施設における安全性や質の確保について、より一層取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○阿部委員 防ぎ得る子供の死を防ぐのは政治の役割です。そして、私が見るところ、それがなされていない現状があつて、待機児童対策に追われる余り、子供の命を守れない保育現場が広がつていっていると思ひます。

事態は極めて深刻で、しかし、政治ゆえになさねばならないことがある。その一つが、今私が申し上げた、全ての検証をきちんと義務づける。単に要請では済みません。義務づけです。子供が、死んではならない者が死んでいくわけです。なぜ社会はそれを守ろうとしないのか。

そもそも一つ、大臣には、実は、こういう防ぎ得る子供の全ての死を防ぐという制度として、チャイルド・デス・レビューという制度がございます。交通事故でも、保育所の事故でも、虐待による死亡でも、本来死ぬはずでない子供が死んでいったことに、社会がその死を無駄にせず再発防止を図るということで、厚生労働省の方で研究班もやつて、何回か繰り返しておられますが、実は、子供の保育現場における死をまず全て検証して、そしてチャイルド・デス・レビューは解剖を伴うものであります。それは、子供の死因がそこである場合が多いからです。そして、それをデータベースで蓄積して、再発防止策を各現場に伝えるという制度であります。

厚生労働省の研究班の作業といえども、内閣府も決して無縁ではない。特に、保育を預かる、これから、こども園もそうでしょう、そして企業型保育もそうでしょう、そういう保育現場の子供たちを守るためにも、内閣府としても、厚生労働省と連携してこのチャイルド・デス・レビュー制度の充実に向かうべきと考えますが、大臣の御答弁を伺ひます。

○松山国務大臣 先生、さまざまな御指摘ありがとうございます。

事後的検証を行うための体制づくり、また検証を実際に行う際のノウハウ、こういったものを、自治体における状況をしっかりと把握しつつ、現在の仕組みの定着を図らせたいというふうに思ひます。

す。

また、チャイルド・デス・レビュー制度につきましても、厚生省においても、保育所等での死亡事故も含めて、あらゆる子供の死を検証して再発の防止策を検討していると承知をいたしておりますが、本日の先生の御指摘、しっかりと重く受けとめて、今後より充実させるべく検討に入りたいと思ひます。

○阿部委員 私の要求しているのは、具体的には義務化することです、検証を義務化。

実は、報告については認可外のものも義務化がございませんでしたので、昨年、私が塩崎厚生労働大臣にお願いをして、認可外のものも報告を義務化すると。すなわち、死が隠されずに上がってくるのが再発防止の一番です。プラス、検証も義務化されるべきだと思います。

繰り返しますが、内閣府の参事官通達では実施されない。手間も暇もかかるんです。だけれども、やらなきゃいけない。

大臣、しつこいようですが、この義務化について検討していただきたいが、どうでしょう。

○松山国務大臣 お答えいたします。

どういった形でできるか、前向きに先生の御指摘、検討させていただきたいと思ひます。

○阿部委員 ぜひ、子供たちを守るために、よろしく願ひしたいと思います。

次に、本法案に深くかわりますところの、昨年の暮れに出されました規制改革推進に関する第二次答申と、通過してしまいましたからもう法案ではありませんが、子ども・子育て支援法改正について、私の思うところを少し質問させていただきます。

大臣のお手元にもございますが、この規制改革推進会議、ずっと行われておりますが、昨年四回にわたつてワーキンググループを設けて、さまざまな保育現場からの要望も含めて会議が持たれたものと思ひます。

私が一番気になるのは、第二次答申の中に挙げられた、いわゆる上乗せ基準の見直しという

項目が答申の中にございました。上乗せ基準とは何かという点、例えば、認可されている保育園で、必要とされている保育士さんの数を上回って加配をしたり、あるいは面積基準をより広目にとったりなど、特にここで言われておりますのは、保育士さんの加配の問題であると思えます。

ちなみに、認可保育園においても、ゼロ歳児は三人のお子さんに一人の保育士、一歳児になると六人に一人です。一歳児の行動をちょっと想像していただきたいんですね。まだまだ言語で十分な理解もいかない、それぞれがそれぞれに思い思いのことをやる。ある子は寝るでしょう、ある子は走るでしょう、ある子は泣くでしょう。その六人を一人の保育士さんがケアしなきゃいけないというのは、六つ子のお母さんのようなもので、物すごく大変なことです。

そこで、各自治体では上乗せして、例えば一歳児には三人に一人にする、すなわち、認可保育園の要件は一人で済む保育士さんを二人配置する。なぜこういうことをするのかというと、事故、先ほど、認可保育園で起きた例ですが、片っ方の子が嘔吐をして、こちらのケアに手がとられていて、片一方で子供が亡くなった。そういう事実を起したくないから、自治体は加配をいたしております。

ところが、この規制改革会議の第二次答申ですと、上乗せ基準の見直しということが高らかと掲げられ、今回のこの法律の中にある協議会が設置されたら速やかに検討開始がされるよう、こういうことが答申で出されております。

私は、これはほんでもないなと思うんです。大体、規制改革会議で話されたことの結論がこれであるのか。そして、規制改革会議では、子供たちの保育事故は、私の見た限り、一度たりとも取り上げられておりません。

状況認識に極めていびつな偏りがあると思いますが、この点についていかがでしょう。

○林政府参考人 お答えいたします。

昨年九月に、規制改革推進会議において、待機児童解消は短期集中で早期に結果を出すべき重要事項とすることが決定され、待機児童解消に向けた方策について議論がなされました。

規制改革推進会議においては、自治体が定める、国の基準を上回る基準を見直すことで待機児童解消に資するのではないかと指摘がございまして、上乗せ基準の見直しについて答申に記載されているものと承知しております。

議論したのは保育・雇用ワーキング・グループというところなんですけれども、そのワーキング・グループで、国の定める保育基準を維持する前提で議論はなされております。国の定める基準については、保育・雇用ワーキング・グループにおいては、安全性にも配慮されて設定されているものと承知しております。保育事故に関する議論は行われなかったと承知しております。

○阿部委員 安全性に配慮されて行われると思っております。事実は済まされないのです。実際に保育事故を検証されたらどうですか、規制改革会議で、先ほど申し上げましたように、認可保育園でも起きています。それは、子供たちを守るための人手の現状における不足を意味しているんです。単に、そんな二階から目撃みたいな現状を把握しないことを子供にやってもらっては困るのです。子供が死ぬからです、守れないからです。

大臣、この規制改革会議の答申、いかが思われますか。私はこれまで、この間、なぜ子供たちの保育現場において死の検証が必要か、十分な保育の手が必要かを述べてきたつもりです。でも、今の御答弁は、現状を満たして、さらに、これは安全基準なんだからこれでよし、それを上乗せしているものについては協議会をつくって早急に協議をしよう。何か私、逆さだと思えます、論議が。現状の保育をもっと把握して必要なものを出していけるのが、私は、ちなみに、株式会社立の参入を絶対に認めないとも思っております。安全性が担保されれば、全てその前

提であります。

しかし、このような答申というのは、私は、木を見て森を見ず。木とは何か、待機児童です。森とは何か、子供の命です。こういうことが国の規制改革会議で話されること自身、もう腰が抜けるほどびっくりします。

大臣、いかがですか。

○松山国務大臣 お答えいたします。改正子ども・子育て支援法におきましては、保育園等の広域利用の推進など、待機児童解消等の取組について、都道府県が関係市町村等と協議する場を設置できる旨を盛り込んでおるところでございます。

規制改革会議では、協議会において市区町村が独自に定める人員配置基準等の検証を行うことも協議事項の一つとして盛り込まれてはいますけれども、あくまでこの協議会は、具体的な協議事項というものは地域の実情に応じて各協議会でお決めいただくというふうに判断いたしております。

○阿部委員 検証とはどちら方向にもあるということをおっしゃるから、待機児童が多いから基準を上乗せしているから、基準を満たしているけれども、保育現場ではさまざまな問題があって、より安全な保育とは何なのか、この複眼がないと、私はやはり正しい保育行政、子育て行政は行れないと思えます。

これは余りにも一方的で、そして、この書きぶりだけを見ると、「協議会が設置され次第速やかに検討開始」で、「上乗せ基準の見直し」なんですね。私は、こういう答申は、いかにもものかと思えます。私、そういう答申は、いかにもものかと思えます。それが、今回の法律の十四条四項の附則に、そのまま横滑りしたような附則事項がございします。その附則事項がもしそこにあるならば、安全性が第一であるという認識がなければ誤った方向に進むと思えます。

大臣には、このことの私の指摘を十分おわかりいただいて、そして、各自治体がなぜ上乗せをするのか、普通であれば、もちろん保育士さんは決

して多くはないから、必要数だけでとめておこうと思えばできないわけではないでしょう。でも、よりよい保育、安全性の保育を求めてやっているということをきちんと押さえて、自治体の独自性を尊重してやっていただけますか。どうですか。

○松山国務大臣 先生御指摘のことはもうもつともございまして、強制するものでもなく、やはり現場を一番よく理解している協議会の方々の現場の実態というものを中心に議題をお決めいただいて、より安全な保育というのに取り組んでいただきたいと思います。

○阿部委員 保育は自治事務ですし、当然だと思えます。保育の責任、起きた事故の責任もみんな自治体が負うということでありまして、

そして、おまけに、実は内閣府がこの委員会でお出しになった資料が、非常に私は恣意的で現実をねじ曲げていると思えますので、この間、各省庁での国会に提出される行政文書のあり方、あるいは厚生労働省の裁量労働制におけるデータの恣意的な操作など、問題になっていると同じ質の問題があると思えますので、内閣府に対しても指摘をさせていただきます。

次の四、「保育の現状（内閣府）」と書いた資料ですが、上段には、ここには受皿数と申込数の差による待機児童の数というものが書いてございします。これはある種当然で、待機児童が多いところは受皿数と申込者の差が大きいと。

これは当然で、ただ、これはちよつと数値が間違っております。集計の誤りがあります。要綱の誤りと一緒で、私はすごくデータを軽んじて扱っていると思うので、これは単なるミスというものかもしれないですが、あえて指摘をさせていただきます。

平成二十八年四月段階の、青いところの受皿数と申込者数の差は、もとデータから計算すると、多分一万六千四百二になるのかと思います。四百五であつたか。ここ、数値がまず間違っております。

ます。

そういう細かな数値だからというのではなくて、資料として提出される時は一つ一つきちんとしておかないと、やはりいろいろな私たちが国会審議のベース、土壌が侵害されると思いますが、まずこの一点目、この誤りについてはいかがでしょう。

○林政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、二十八年四月の申込者数のところですが、一萬六千四百九となつておるところ、本来であれば一萬六千四百七というのが正しい数字でございます。御指摘、まことにこの点でもでございます。直ちにホームページ等の記載を変更させていただいております。御指摘、どうもありがとうございます。

今後とも、こういったことがないように、きちつと数字のチェックを再度、何度もやっていくことで対応してまいりたいと思います。

○阿部委員 私も数値の指摘を誤りました。四百二と申し上げましたが、多い方に、四百九でした。

事ほどさように、これは厚生労働省のデータを内閣府が使つてつくつた図であります。移しかえの図であります。そこにおいてもミスをなさるといふことは大きな問題である。しかし、これはある種単純ミスと言えるかもしれません。それも問題ですが、私が更に問題にしたいのは下の表であります。

ここには、先ほどの規制改革会議の第二次答申を裏づけするように、いわゆる上乗せ基準をやつていふところは待機児童が多いんだということを赤字で、世田谷区や目黒区、大田区。三ポイントというのは、面積基準も上乗せ、人員配置基準も上乗せ、そして保育事業者についていろいろな条件をつけていふという、三つをやつていふところは待機児童が多いということを言わなければならない。ところが、これも実態を反映しておりません。

一枚あけていただきますと、今、世田谷区的事

例についてですが、待機児童は、現状、減つてきております。あらゆる施策を動員しておりますから。また、規制改革会議でいろいろ指摘された中に、株式会社等の参入を妨げていることが問題であるという指摘がございましたが、世田谷区の場合は、応募の資格の中に株式会社もきちんと入れております。それが右の世田谷区の資格要件であります。

となると、ここでスリーポイント挙げられているうち、本当に因果関係があるのだろうか。待機児童は、現状、さまざまな努力によつて減つていふ。株式会社等の参入も、当然きちんとチェックした上で行われている。しかし、この図だけを、三、二、一、〇をそのまま正直にとれば、世田谷区や目黒区の実情というのは、上乗せしているから待機児童が多い。待機児童は少なくなつていて、事業者の参入も認めていて、しかし、こんな恣意的なデータがつくられる。私は、これは非常に問題が大きいと思いますが、いかがですか。

○林政府参考人 お答えいたします。

御指摘の表は、厚生労働省が公表しております平成二十七年十二月現在の保育所の整備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等についての調査と、東京都が公表しております平成二十九年四月一日現在の都内の保育サービスの状況についての調査を用いて、東京二十三区の状況を示したものでございます。

調査データのうち三つということですが、それども、まず乳児室等の面積の基準、次に保育士の配置基準、三つ目は認可保育所の整備、運営を担う事業者の募集等にかかわる状況ということで、具体的には、事業者の参入規制となり得る運営実績や法人格などの要件の有無の三点について、国の基準に加えた区独自の基準の有無の数と、各区の待機児童数との関係性をあらわしたものでございます。

今回、この国の基準に加えた区独自の基準の有無の数を数える際に、事業者の参入規制となり得る要件の有無を判断基準としております。運用実

績を参入要件として課すことについては、新規の事業者の参入を阻む可能性がございますので、参入規制としてみなすことは一定の妥当性があるのではないかと当方は考えておりました。実際、運用実績さえ参入要件として課していない区も存在しているものと承知しております。

○阿部委員 問題は、内閣府が厚生労働省から来た資料を勝手に操作して、自分たちの言わんがため結論に我田引水、持つていったところにあると思います。

例えば、事業者の実績を参入要件に入れることが、実は子供の安全性のために役立つかもしれない。そんな事業者主体であるかがわかつていて、それがまた次の事業をやつていくということの方がより安全に決まっています。皆さんは、株式会社が要件にきちんと世田谷区は入れている、だけれども、事業者の経験年数、それを設けたということが待機児童を多くしているかのデータを捏造しているんだと思います。

私は、この間の内閣府における子ども・子育てにあつての安全性配慮、なぜ自治体が、何を目標としてやつていふかについて余りにも見識がないと思います。

最後になりますが、そうしたことを、参考人として自治体の方にきていただきたく、私も法案審議の中で準備をいたしました。しかし、かなえられず、法案が通過し、今おっしゃつたような内閣府の姿勢ではこれからの子供を守る自治体行政が非常に不安になりますので、大臣にはしっかりと今の指摘を受けとめていただきまして、担当をよろしく願ひしたいと思います。

○山際委員長 次に、大原原雅子君。

○大原原委員 おはようございます。立憲民主党の大原原雅子でございます。

内閣委員会という委員会に、私は参議院時代も参加したことがございませんでしたので、きょう、この内閣委員会の意味づけも、今、阿部先生の議論を伺つていて、本来、例えば子供に關して

言えは厚生労働省がずっと責任を持つてやつてこられたところに、政府の一番重要だと思われるところを持つてきて、ここに緊急的につけていく、その中で、エンジンとなるという言い方がいいのかわかりませんが、そのようなお役を持つていふところだな、そういうふうな思ひました。

ですから、本来あるべきものと、この内閣委員会で少子化担当、松山大臣が扱われることがやはりびつたり同じでないといけないと思ひます。それが基本にならないといけないと思ひます。

私は、子供の施策に關して言えは、当事者としての子供の最善の利益を追求するという立場からさまざまな施策が考えられるべきだといふふうに思ひます。子供にはよいケアといふ教育を受ける権利があるとまず思ひつていふところですけれども、松山大臣の子育て支援に關する基本的な姿勢をまず伺ひさせていただきます。

○松山国務大臣 おはようございます。

先生御指摘のとおり、子供の健やかな育ちと子育てを支えることは、子供や保護者の幸せにつながることはもちろん、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす、大変重要な未来への投資だと思ひつております。子ども・子育て支援は、子供や保護者に必要な支援を行い、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、先生がおっしゃるように、子供の最善の利益、これが実現される社会といふものを目標とする考えを基本とするものでござい

ます。

このため、子供の視点に立つて、子供の生存と発達を保障されるように、良質かつ適切な内容の水準の支援といふことが大変必要だと思ひつております。

また、子ども・子育て支援は、保護者の育児を肩がわりするということではなくて、保護者の子育てに対する負担や不安、あるいは孤立感を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、子育てや子供の成長に喜びや生きがいを感じるこ

ができる、そのような支援をしていくことだと思っております。

こういった趣旨を踏まえて、今後とも子供や保護者の視点に立った子ども・子育て支援にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○大河原委員 二〇一六年に改定された児童福祉法も、その中では、全ての児童が、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」というふうに述べられているわけです。言わずもなですけれども、このことがあらゆる施策に行き渡るかというと、なかなか難しい現実がございます。

私は、そういう意味で、子供の特に幼少期、自分で考え、行動ができない時代というのもまだ子供たちにはありまして、そのところでは、直接的に監護する両親や周辺の方たち、そしてまた保育や教育の関係者、その姿勢がまず問われなければならないというふうに思っております。

私は、今、保育園落ちた日本死ねという、あの衝撃的な発言から一気に就学前の子供たちに注目が集まっていると思えますけれども、もうこれは、核家族の中で、近くに両親が住んでいないとか、とにかく、連れ合い、あるいは単身の親御さんもしらっしゃいますので、そういう中で子供を育てていく、本当に社会的、経済的な変化が厳しい状況があると思えます。

仕事を抱えている人は保育園、そして二時にお迎えに行ける人は幼稚園という時代はとくに終わっているわけで、私は、幼保一元化、幼稚園に行くか保育園に行くかで昔はちよつとした差別的なことがあったのではないかとこのように思っています。その点では、幼保一元化、縦割りの役所の行政ではなくて、子供たちの育つ環境として、よいケアといふ教育が同時に与えられる幼保一元化、認定こども園というのはそのためにつくられた機能だというふうに思いますが、見かけるとこ

ろ、なかなかふえていないように思われます。なぜふえないのでしょうか。そして、この幼保一元化ということについて大臣がどのようなお考えをお持ちか、お聞かせください。

○松山国務大臣 お答えいたします。

認定こども園制度につきましては、平成十八年に創設されました。平成二十七年の四月に施行されました、子ども・子育て支援新制度においては、施設型給付として財政支援を一本化するという制度の改善も図ったところでございます。

認定こども園数でございますが、新制度施行後の平成二十六年四月時点におきましては千三百六十園でございました。それ以降、毎年約千園以上の増加を示しております。平成二十九年四月時点では五千八十一園となっております。認定こども園の移行は、ある程度着実に進んでいるのではないかと考えておるところでございます。

他方で、認定こども園の移行につきましては、例えば、施設の収入面への不安などもあると承知をいたしておりますのでございます。このため、平成二十七年年度以降、施設型給付におきましては、各種加算を創設するといったことも含め、認定こども園に対する給付面での充実を図るとともに、認定こども園の施設整備につきましては、文部科学省、厚生労働省におきまして施設整備費の充実を図ってきたところでございます。

政府としては、今後とも、この教育、保育を一体的に提供できる認定こども園の移行というものを、希望する方が円滑に移行できるように、その支援をしっかりと行ってまいりたいと思っております。

○大河原委員 ちよつとこれは通告していないので、今見つけてしまった資料なのであれなんです。が、今の幼保一体化、連携型の認定こども園を、学校として位置づけるということが新たにできていたんですが、今大臣がお答えになった旧来の認定こども園といふものと、この新たな学校の位置づけとしての認定こども園は、今の数字で分けられているんでしょうか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

平成二十七年年度に新たな子ども支援制度が発足いたしております。それ以前、それ以後の幼保連携型の認定こども園数、ちよつとお時間を賜ればお答えさせていただきます。

○大河原委員 ちよつと予定を私もしていなかったもので、後ほど別個に聞かせていただきます。

ただ、認定こども園の中で、教育基本法六条に定める学校としてこれを位置づけるということとは、これまでのこの幼保一体化、連携化ということからはずれて、いまま一度学校の方に引き戻しているように思いますので、その点は今後また聞かせていただくというふうに思います。

次に進みたいと思いますが、昨年の五月でしたよね、安倍政権は、政権発足以来、二十九年年度末には待機児をゼロにするということをずつとおっしゃっていましたが、これを撤回して三年先送りいたしました。いま一度、この原因は何だったのか、お聞かせください。

○大沼大臣政務官 お答えいたします。

安倍政権では、これまで、待機児童解消加速化プランに基づいて受皿整備を推進してきたところでございまして、平成二十九年年度末までの五年間で約五十九万人分の新たな受皿拡大を見込んでおりましたところですが、二十五歳から四十四歳の女性の就業率は年々上昇しております。

また、保育の利用申込者数につきましても、加速化プラン策定前と比較して二倍近い、極めて高い伸びとなっております。保育の利用申込者数が、前年度から十万人近く増加していることもございます。

また、一部の地域におきましては、人口流入等による就学前の児童数の増加、大規模マンションの建設等による局地的な人口増加など、予測を上回るニーズの伸びに整備が追いついていない状況であります。保育園等に適切な土地が見つからない、保育園開設に向けて周辺住民との調整がつかないといった、保育の受皿整備を難しくしている状況があるなど、地域的な要因により待機児童が生じていると考えております。

こうした状況を踏まえまして、政府といたしましては、昨年六月に子育て安心プランを策定したところでありますが、今般、更にこれを前倒ししまして、二〇二〇年度末までに三十二万人分の保育の受皿整備をすることによって待機児童の解消を図ることといたしております。

○大河原委員 保育園の問題は、すごく地域の差が大きいんです。私が住んでおりますのも世田谷区で、全国で一番という形で言われておりますけれども、実際には、少子化ではなくて、世田谷区では、毎年九千人近い子供が生まれ、そして外からの流入もあるのだから千ぐらいの子供がふえているという現状があるんですね。

それで、仕事を求める方たちがふえてきたということももちろんあるんですけども、待機児の定義というものがこまごまなかなか定まってきた、これをきちんと統一するというのを昨年やられたと思いますけれども、今現在の待機児の定義をいま一度教えていただけますでしょうか。(発言する者あり)

○山際委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○山際委員長 速記を起してください。

○大沼大臣政務官 失礼いたしました。

申込者数に対して、保育所、また幼保連携型認定こども園、幼保認定型こども園等、そういった全て、地域型保育事業所等、特例保育利用者等、利用している者を除いた児童について、待機児童と定義しているところでございます。

○大河原委員 済みません、正確さを期すというのは事務にかかわっている方の条件だと思うんですが、待機児童問題といったときに、全国で待機児童がどういふふうにかウントされていたか、なぜ安倍政権がこれだけ待機児童解消と言っているのになかなかそれをクリアできないのか、いろいろなか所で数が行き違っているということがあるんですね。待機児童の定義というのは、とにかく全国的に統一されていないということもあ

ります。

でも、今政務官がお答えくださった中には、やはり、なぜそれが生まれているのか、待機児というのは、結局、園に入れなかった人と一くくりに言ってしまうと、どうして園に入れなかったのか。もちろん、数が足りないということもあるでしょうけれども、希望したところに入れないとか、育児休業中の人はカウントされていないとか、あるいは、求職活動を休止している、それだつて、預けるところがないから求職活動ができない、そういう方たちもおられるわけで、そのほか、小さな、自治体がやっている、補助している保育サービスに入っているの待機児にはカウントしないとか、そういうことが起こってきているわけですね。

ですから、申しわけないですけれども、いまだ、安倍政権が待機児解消をしているときの待機児の定義をもう一回きちんと答えていただきたいと思ひます。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。
待機児童でございますが、保育所等を利用されている方から、実際にその保育所等を利用されている方などを除いた方になりますけれども、いろいろと取扱いが自治体で異なっていた、今お話のありました育児休業中の方などの取扱いが自治体によって異なっていたということもございまして、昨年度に統一した考え方を示して、例えば、育児休業中の方については、入園できたときに復職されることを確認するといったようなことを統一するように自治体にお示したところでございします。

○大河原委員 それでは、今のお答えの中に、隠れ待機児童と言われるその部分は解消されたと考えていいんですか。今、全国統一はしたけれども、隠れ待機児という人たちは、やはりカウントされませんよね。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。
今申し上げました育児休業中の方、あるいは求職活動をしておられる方、あるいは特定の保育園

等希望されておられる方などについての考え方を示したものでございます。

○大河原委員 一応このルールで調査をこしからするんですね。それは、去年はまだしてないと思うので、この四月からということでしょうか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。
二十九年の四月の状況について調査をいたしましたときには、新しい考え方でやっていた自治体と、それから従来の考え方でやっていた自治体と、それぞれが、経過措置ということで混在する形になっております。

○大河原委員 そうすると、二〇一八年の待機児童の数というのは、いつの調査で、どういうふうな形で出てくるんでしょうか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。
例年ですと、四月の一日の状況についてお伺いをいたしました、九月ごろに大体公表させていただきます。

○大河原委員 それは、これまでも同じなわけですね。

ですから、この待機児解消でいろいろ加速化プランとかやってきていますけれども、なかなか解消されていないということは、これから先も、要するに待機児童の需要予測、こういったことにもかわつてきますけれども、考え方が、待機児童の定義をもう少しきちんと決めて、そして需要予測は、今は、そうすると、女性の就業率が上がってきたからというように、一番大きな予測の要因になっているんでしょうか。

今現在の需要予測に、私は少し誤りがあるんじゃないのかなと。保育利用者の推計方法からきちんと思直してプランを立てるべきだということに思ひますが、いかがでしょうか。

○大沼大臣政務官 お答えいたします。
子育て安心プランによる必要な保育の受皿三十二万人分につきましては、先ほども申し上げましたように、二十五歳から四十四歳までの女性の就業率が毎年おおよそ一ポイントずつ上昇し、二〇

二二年度末までに八割まで上昇すること、その上昇率と勘案して、保育の利用申込率もゼロ歳から五歳全体で見て五割を超える水準まで伸びることを想定して、必要な整備量をマクロベースで推計したものでございます。

この推計方法について、潜在的な保育ニーズが含まれていないとの指摘もございしますが、就業率と相関して、利用する率ではなく、利用申込率をもとに推計しているところをございまして、潜在的ニーズにつきましては、それぞれ子育て安心プランに基づいて保育コンシェルジュを活用しながらより積極的に取り組むように、市町村内の保育提供区域ごとに保育の利用意向を適切に把握し、それを反映した受皿整備が進むように支援してまいりたいというふうに思っております。

○大河原委員 ですから、例えば三十二万人分を用意します、受皿をつくりましますというふうに言ったときに、私は、やはり潜在的な保育ニーズになかなか合っていないんじゃないかなと思ひるので、これももちろん足りないというふうな思ひもあります。

そして、先日新聞の記事で読んだのは、女性の働き方、それへの支援がなかなか十分とは言えない、だから、なるべく人気のある高いところに子供がまだ小さいうちに申し込んでおいて育休を延ばす、そういう対策を心ならずもとっている方たちもいるというふうなことがあるんですね。

ですから、そういう意味では、この定義を決めること、それから需要の予測をどういうふうにつくっていくことというのは、実際に政府がきめ細かに自治体の状況を把握していないとできないと思ひますし、むしろ、自治体がこの保育については責任を持って充足させていく、それを余り大きな規制をせずに応援をする、多様な保育をつくるというのが私は政府の役割じゃないかというふうな思ひます。

まして、規制改革会議の方からこういうふうにした方がいいんじゃないかという御提案があったようなんですけども、それも先ほどから

申し上げている子供、当事者としての子供、監護、養護する親や周辺の人たち、そういうような方たち、働く保育士さんたち、そういう方たちの現状もわからないままに提案が出てきているんじゃないかなという疑念を私は持っております。

一昨年、政府は、この待機児解消に関する緊急対策を発表いたしました。国基準を上回る安全基準で運営している保育園等に対して、国基準まで保育の質を落として臨時的な受入れ増加を訴えたということだと思ひます。

先ほど阿部議員が御指摘になりましたけれども、この国基準を上回って頑張つてやってきました自治体に、国基準まで引き下げる、それでも緊急に受入れをやらせろというのは、私は、今まで申し上げた子供や親やその周辺の方たちのこれまで積み上げてこられているものを無にする、そういう政府の姿勢であらうというふうに思ひました。ところで、この政府からの要請に対して、このことを実施した自治体はどのぐらいあったんでしょうか。

○大沼大臣政務官 お答えいたします。
委員御指摘のとおり、平成二十八年三月の緊急対策では、国の定める基準を上回る人員配置基準や面積基準を設定している市区町村において、国の基準を活用して一人でも多くの児童を受け入れていただくよう市区町村に対して要請したところでございます。

平成二十八年十月時点の調査によりますと、この緊急対策の要請以降に、国の人員配置基準を上回る部分を活用して子供の受入れを実施した自治体はないと承知しております。これは、保育の質の低下への懸念など、各自治体が地域の実情を踏まえて判断した結果と受けとめております。

○大河原委員 つまり、安倍総理が訴えたこと、緊急にとにかく受皿をふやしてほしいから自治体は頑張つてほしい、これまで積み上げてきたものと関係なく今の現状に合わせるという、このことに応えた自治体はゼロだったということですね。なかったというのはそういう意味ですね。数

としてはゼロ。

私は、そのことを聞いて、さすがに自治体の皆さんは頑張つてやつてこられただけある、本当の仕事がこれからするに当たって、政府の見方はやはり受け入れられていない、その証左だと思います。

次に行きたいと思いますが、保育園の保育士さんたちの働き方というのは本当に重労働です。政府は、保育士さん不足ということもあつて、重労働の解消とかいろいろなこともあります。が、保育補助者が保育士になるための要件緩和とか、補助者を手厚くつけて保育士の業務を軽くしよう、負担を軽くしようというふうにしておられるわけですが、私は、それは十分やつていただかなきゃなりません、潜在保育士さんたち、七十万人のこの掘り起こしが、時間的にも早く、そして御本人たちのキャリアを積み上げていくということでも非常に重要だと思っています。

政府もこれを進めていらっしゃるわけですが、この七十万人の有資格者の方たちの掘り起こしというのは、どんなふうに進んでいるんでしょうか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

待機児童の解消のためには、御指摘のとおり、保育の受皿の拡大とそれを支える保育人材の確保が不可欠でございます。このため、保育人材の確保に向けて、政権交代後、合計一〇％を超える処遇改善を実現するとともに、これに加えて、技能・経験に応じた月額最大四万円の処遇改善を行ったほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組んでいるところでございます。

御指摘の、保育士資格を持ちながら保育士として就業していられず、いわゆる潜在保育士の方々に對する再就職支援につきましては、都道府県等が設置する保育士・保育所支援センターが実施しているところでございます。センターは、平成二十五年四月時点で十一都府県に十二カ

所設置されておりましたが、平成二十九年四月時点では四十四都道府県に五十九カ所設置されており、全国的に取組が広がっているところでございます。

平成二十九年年度予算では、このセンターにおいてマッチング支援を行うコーディネーターの追加配置を行い、国としてもセンターの体制強化に取り組んでおり、引き続き保育人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○大河原委員 資格をお取りになった学校とかそういう養成の場所から卒業生に対していろいろなアプローチをしていただくのが効果的じゃないかなというふうに思っています。

次に参りますが、先ほども少し出てまいりましたけれども、都道府県は、地方版の子ども・子育て会議を条例で設置することができま。当該の会議においては、地方公共団体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に關して必要事項及び当該施策の実施状況について調査審議することとされています。

地方版の子ども・子育て会議の設置状況と活動状況を伺いたいと思います。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

子ども・子育て支援法第七十七条に基づきまして、各都道府県は、子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項及び当該施策の実施状況等の調査審議を行うため、合議制の機関として、いわゆる地方版子ども・子育て会議を設置するよう努めることとされてございます。都道府県におきましては、四十七都道府県の全てにおいて子ども・子育て会議が設置されてございます。

また、平成二十九年年度における活動状況につきましては、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画や子育て支援に関する事業の実施状況等について調査審議いただいていると承知してございます。

○大河原委員 先日、私どもは野党で審議はすることができませんでした子ども・子育て支援法、

この一部改正の法律では、都道府県は、待機児童解消等の取組を支援するために、関係市町村との協議会を組織できることになっています。この組織が、今ほど伺った地方版子ども・子育て会議と役割が重複することはないんでしょうか。そのことはどうでしょうか。

○大沼大臣政務官 お答えいたします。

現行の都道府県子ども・子育て会議では、保育に限らず、社会的養育、児童虐待防止、一人親家庭等の自立支援、障害児政策も含め、広く都道府県の子ども・子育て支援施策の方針等を審議することとされています。

一方で、改正子ども・子育て支援法に盛り込んでおりますこの協議会につきましては、都道府県が市区町村の待機児童解消の取組を支援することに特化して協議を行うこととしていただいております。

このため、子ども・子育て支援に係る多くの関係団体や学識経験者が構成員となっております都道府県子ども・子育て会議とは異なり、この協議会では、当事者であります関係市区町村が必ず参加することとした上で、待機児童の解消の施策について、主に実務者レベルで協議するものと考えております。

また、恒久的な措置として本則に規定しております都道府県子ども・子育て会議とは異なり、この協議会は、経過的な規定として附則に位置づけられているところでございます。

このように、この協議会は、趣旨や協議内容が都道府県子ども・子育て会議とは異なるものであり、都道府県と市区町村がより一層連携して待機児童解消に向けた取組を実施するために役立つものと考えております。

○大河原委員 役割は異なるというお話で、こちらは待機児童解消に特化したものということなんです。が、総合的な計画をつくるということと特化するということが、その中にあるのは、願ふれば限られた方になるという思いもありますけれども、どうしても、船頭多くして船山に登るじゃないで

すけれども、間違つた方向に行ってしまうんじゃないか。これからもきちんとチェックをさせていただきますけれども、会議の数をふやせばふやすほど、関係者の忙しさというのは、本当に思いがけず、倍増も、何倍増もするかなと思いますので、よくよくこれは今後チェックさせていただきます。

それでは、次に、今までは保育園の待機児童ということを見てまいりましたけれども、地域子ども・子育て支援事業の中に、放課後児童クラブ、いわゆる児童クラブのことがございます。この児童クラブのことが今までなかなか話題に上つてこなかったんですが、児童クラブですから子供たちは小学生ですね。そうすると、もう自分の意見もはつきり言うし、行動もやりたいことも、本当に幼稚園時代とは、保育園時代とは全然違う子供たちを扱うことになります。

それで、放課後児童健全育成事業の整備とか運営に關する基準というものが策定されたことについて、これも地域の児童施設の設定というのにはばらばらなものがあります。この点についても、これまでではもちろん、地域の事情に応じてよいというふうになされてきているわけですが、国としての一律の基準は必要だというふうに私は認識しております。超党派の、公的責任における放課後児童クラブ抜本的拡充を目指す議員連盟というのにも入っております。この中にもたくさん先生方は御加入だと思ひますが、この点を、国として一律の基準を必要とするという認識について、政府のお考えを伺いたいと思います。

○大沼大臣政務官 お答えいたします。

お尋ねの放課後児童健全育成事業の設備及び運営に關する基準につきましては、平成二十七年年度から、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、国としても、それまでガイドラインとして位置づけられてきたものを、新たに国として一律の基準を省令で定め、それに基づいて市町村が条例で基準を定めることとされたものであります。

厚生労働省といたしましては、委員御指摘のとおり、一定の基準が必要との認識で行ったものでございます。

この基準につきまして、従うべき基準として、放課後児童支援員の資格要件、また人数要件、参酌基準としては、設備基準、自己評価等を規定しているところでございます。市町村は、条例で定める基準を最低基準として、常にその基準を向上するように努めるものとされております。

○大河原委員 いわゆる学童クラブは、これまでも、地域によって、お母さん、お父さんたちが自主的につくってきた、民間で本当にやってきたところ、それから、公営的なところに期待があるわけですけれども、余りにも数が少なく、やっとなどこの学童クラブについてきちんとやっていくんだということを示されて、法制化、法定化したという事情があるわけですね。

ですから、昨年の十二月二十九日に、平成二十九年の地方からの提案等に関する対応方針が閣議決定されていますが、地方三団体というんでしょうか、全国知事会、それから市長会、町村会、こういう方々から、この閣議決定を受けて、特に、放課後児童クラブの従うべき基準の参酌基準の基本、方向性が示されたこと、ここなどで一定の前進が見られたという評価が出ているんです。

これについて、私は非常に危機感を持っています。これまで一生懸命やってこられた自治体が、国を頼ってこれを緩和していくんじゃないかというふうに思いますが、子供の安全性の確保とか一定の質の担保を、きちんと地域の実情を踏まえて柔軟に対応ができるよう、参酌化するというふうに言っているんですが、議論は、地方分権の場において検討するというふうになっているんです。厚生労働省の中でやるわけではなくて、このことは、子供の安全性の確保の、一定の質の担保、一体どういうふうに考えているのか。また、地方からこの提案は何件上がってきているんでしょうか。

例えば、二〇一七年三月三十一日に、大分県の宇佐市の宇佐こども園、学童保育中の子供たちが襲われた事件などがありますけれども、一人で複数の子供の安全性を、しかも、動きの速い子供たちです、確保することというのは大変難しいことです。不可能だと思います。

したがって、設備運営基準で定める職員の資格とか職員の数とかについて、その基準を参酌化できるといふふうには到底思えません。

具体的はこの点についてお答えいただきたい。○大沼大臣政務官 御指摘の子供の安全性の確保等の一定の質の担保につきまして、厚生労働省といたしましては、児童が安心して過ごせるよう、安全性を確保することはもとより、適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることが前提であるということを示したものであると考えているところでございます。

御指摘の、従うべき基準に関する参酌化に関する御提案につきましては、地方自治体側からの要請もございまして、まさに子供の安全性の一定の質の担保を行いつつ、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合等の、地域の特性によっては継続的に放課後児童クラブの運営が難しいという状態が地方で生じていることもありまして、地方分権の議論の場で検討をしているところでございます。

厚生労働省といたしましては、現在行っておりまして放課後児童対策に関する専門委員会での、放課後児童クラブの量の拡充、質の確保、役割とメニューの充実など今後の対策についての議論もしっかりと踏まえた上で、引き続き地方分権の議論の場で検討に適切に対応してまいりたいと考えております。

○大河原委員 ちょっと時間がなくなってきたので、一遍に聞かせていただきたいと思っております。

この放課後児童支援員には、子供の発達過程についての理解とか、子供とかかわる際に不可欠な倫理観、こういったものを持って、事業の対象と

なる子供が必要とする期間、児童クラブに継続けることを支える、こういう本当に必要な資質、知識、技能というのが必要だと思えます。

それで、保育士や学校教育と同様の基礎知識を備えていることはもちろんですけれども、さらに、障害のある子供たち、特に配慮を必要とする子供もいます。生活困窮や保護者の病气、障害、養育困難、一人親家庭、本当に、就労の両立が難しい中から、子供の不登校問題、虐待、DV、本当に子供が大きくなってくるに従って、そのあられ方も違ってきます。ですから、専門職として、専門機関との連携も求められる、そういう専門的な内容を理解できる人が前提になると思うんですね。

でも、二十九年の地方からの提案等に関する対応方針では、現在実施されている認定資格研修の科目、受講科目を、子育て支援員研修修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討というふうに書いてあります。これでは、専門職としての知識や技能を習得できると思えません。設備運営基準で定める職員の資格の基準、参酌化できるものではないと考えますけれども、指導員や支援員はどこで専門職としての知識や技能を習得せよというんでしょうか、具体的に何を習得せよというふうに思います。

そして、そもそも地方の側から、この放課後児童クラブの従うべき基準について、従来から実態に合わせて柔軟な運用ができるように見直しをしていただきたいということが提案されてきたというふうに言いますけれども、子供を扱うというってのも、子供のいる時間だけ、あるいは大人の目があればいいんだ、あるいは子育て経験があれば指導員として雇用する、こういうふうな地域の実情に応じて運用されてきたからこそ、その質が一定ではなかったというところがあるんです。

二〇一三年五月に厚生労働省社会保障審議会児童部会に設置された放課後児童クラブの基準に関する専門委員会において、二〇一五年三月までの

二年間をかけて検討が行われ、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が策定されたわけです。二〇一五年にこの制度がスタートして、経過措置、五年間ですから二〇一九年まで、それでも、これも終わらないうちに、地域のレアケースを引き合いに出して、普遍化させて、全体の基準を廃止あるいは参酌化しようとするのは、余りにも乱暴なやり方だと思います。

現在行われている放課後児童対策に関する専門委員会では、平成二十九年の地方からの提案に関する対応方針を受けて、今後の議論の進め方について、参酌基準化による地方事情等を踏まえた対応等の促進は地方分権の議論の場で検討というふうにあるわけですけれども、長い時間をかけて厚生労働省が決めた基準を内閣府が変えようとするのは極めておかしいことだと、再度指摘をさせていただきます。

成田参考人においでいただいているんですが、以前に、研修の実施は、昨今の子供をめぐる課題を把握し、一定のレベルを備えた支援員を養成することで、支援員の処遇改善につなげ、質を確保するというふうに答弁されておりました。

自治体は、児童クラブの運営に、人手不足で支障が出ている。この指導員の不足の背景には、処遇、つまりお給料などが余りにも悪い、低いこと、こういうところもありますし、指導員の仕事についての理解が不十分じゃないかというふうに思います。

これに対応を検討するに当たって、必要に応じて、関係する審議会等の意見を十分に考慮して検討していただきたいというふうに思いますけれども、内閣府として、関係府省の審議会の議論を排除するなどということがあってはなりません。放課後児童対策に関する専門委員会の議論も踏まえて、長年にわたって子供の最善の利益を願って学童保育を改善してきた保護者の意見が十分に反映させられるという認識で確認をしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

済みませんが、参考人ですね、これは。最初の

指導員のところの政務官と、参考人に伺つてよろしいでしょうか。

○大沼大臣政務官　まず、放課後児童支援員の研修についてお答え申し上げます。

放課後クラブに従事する児童支援員として職務を遂行する上で、委員御指摘のように、必要最低限の知識及び技能を習得するため、その役割や育成支援の内容等の共通の理解を得ることを目的として実施しているところでございます。

こうした研修の趣旨を踏まえ、保育士や教員などの資格取得者につきましては、この研修を義務づけている一方、資格取得の段階で既に習得されている項目については受講を免除しているところでございます。

御指摘の、子育て支援員研修の放課後児童コース受講者、また児童厚生員の資格に係る研修につきましては、放課後児童支援員研修の科目の内容と共通する部分もあることから、保育士や教員の場合と同様に、研修科目の一部免除につきましては本年度中に結論を得る方向で検討することとしております。

いずれにいたしましても、放課後児童支援員の研修というものは、指導員として勤務する上で必要な事項を習得できるように、しっかりと放課後児童支援員研修の科目の設定のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

○大村政府参考人　お答えをいたします。

審議の方式の関係でございますけれども、提案募集方式による地方分権改革において受けました提案につきましては、全般に地方分権の議論の場において議論をし、対応方針を決定することとしております。

その際、提案を受けられた関係府省は、対応を検討するに当たりまして、必要に応じて関係する審議会等の御意見を考慮して検討を行つていただいているものと承知をしております。

本提案につきましても、この提案を受けました厚生労働省が、関係者のさまざまな御意見を踏まえた上で議論に参画されるものと考えております。

す。

内閣府としては、今後の検討に当たりましても、現場の実態を把握し、まさに先生御指摘のとおり、現場をよく知り、責任を持つている地方公共団体の声をよく聞き、また、この事業を所管する厚生労働省と十分に連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○大河原委員　済みません、放課後児童対策にかかわる専門委員会、そこでもきちんとやってきたわけですから、積み上げた議論を崩さないように、内閣府については、そういう意味ではこれまでも関係者が重ねてきた議論に水をかけるような、そういう行為は断じて行つていただきたくないというふうに申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○山崎委員　次に、山崎誠君。

○山崎委員　皆さん、こんにちは。立憲民主党の山崎誠でございます。

御質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

本件、法案の審議の中で私もいろいろと意見をさせていただき、そして議論ができたと思つて、本当に残念でございますが、こうして集中審議の時間をいただきましたので、改めて、気を取り直して御質問を幾つかさせていただきますと思います。

子ども・子育て、そして待機児童の問題、安倍政権、内閣も、本当にこれは大事な国の大きな転換点、産業、経済も絡めてこの少子化対策というのは非常に重要だという位置づけ、新しい経済政策パッケージでもうたわれているところと理解をしております。少子高齢化という最大の壁に立ち向かうために、生産性革命と人づくり革命を車の両輪と位置づけてということで、その中で、この人づくり革命、あるいは少子高齢化対策が掲げられているという大きな流れは理解をしております。

私、質問の順番、三番の経済界への対応ということでお聞きをしたいんですが、今も大河原委員からありましたが、やはり内閣で議論をするとい

うのはそれなりに意味もある、でも、注意を要するのではないかなというふうに思っています。

安倍内閣の今の流れを見ると、いわゆる官邸主導と言われるような流れ、それも、官邸の中でも経産省の皆さんが非常に元気で、そういう流れの中からいろいろな施策がばんばんと、上からある意味押しつけられるようになってきているのではないかな、そういう懸念を持つている次第です。

この子ども・子育ての分野、少子化対策のこの分野についても同じような流れがあるのではないかな。先ほどもありましたが、本当に積み上げてきた議論、あるいは現場の声、現場の議論、地方自治体のさまざまな取組、そういったものをきちっと下支えしながら、国全体の方針を、国全体で行うべきことをきちんと組み立てていく、本当に慎重な対応が私は大変必要だと思つています。

その中で、今回、三千億円の拠出というお話が出てまいりました。昨年の十月二十七日、安倍総理が人づくり革命の会議、会合で政策パッケージをお示しして、必要な財源が足りないという経団連の会長さんをお願いをしたということを聞いております。

そもそも、内閣には、今もお話ししたとおり、子育てにかかわる当事者が参加する子ども・子育て会議などもあります。そこで議論を重ねてきているはずなんです。なぜ、この経団連の皆さんとの会合で財源の問題をある種唐突に議論なさつたのか。その背景、その意味をお聞かせください。

○小野田政府参考人　お答えいたします。

昨年十二月八日に新しい経済政策パッケージを閣議決定いたしました。この中で、三十二万人分の受皿整備、そのための〇・三兆円につきまして、企業様から事業主拠出金の拠出金率を上乗せして頂戴するということが閣議決定されました。

ここに至るまでの過程におきましては、政府内では人生百年構想会議で御議論がございましたし、また党の中でもさまざまな御議論がございました、その結果としまして、先ほど申し上げました

この十二月の新しい経済政策パッケージに結びつたというふうに承知してございます。

○山崎委員　経済界の受けとめを見ると、やはり驚きを禁じ得ないというところが多いと思います。いろいろなメディアの情報を見ている限りですけれども、やはり唐突感があつた、説明が足りないという意見を出されている方はいらっしゃるすよね。

例えば、商工会議所の三村会頭は、最後まで、やはり納得いかないというようなことを御発言になつていらっしゃるということでございます。最終的に受け入れたけれども、政策決定過程が不透明だとか、今後の透明化、そういったものを条件につけているとも聞いています。

このような経済界の受けとめ、ほかにもいろいろあつたかと思ひます。要望とか、この受入れに関する条件等についてどんなような状況だったのか、お聞きをしたいと思ひます。

○松山国務大臣　お答えいたします。

今般の拠出金三千億円の増額につきましては、御指摘のように、大企業のみならず中小企業あるいは小規模事業者の方々の御理解というものをいただくことが大変重要だというふうに認識をいたしております。昨年の末に私自身も、日本商工会議所、また全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の代表の皆様とお話をさせていただきまして、直接御理解を求めたところでございます。

その際、中小企業関係団体、三村会頭も含めて、会議というものをしっかりと開催してほしいというところ、そしてまた、議論は公表してほしいということも御指摘をいただきました。また、拠出金の増額のメリットというものがきちんと伝わるように、企業主導型保育事業で中小企業が活用している事例、そういったものも周知をしてほしいという意見もいただきました。

これを踏まえて、内閣府と日本経済団体連合会、また日本商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、加えて全国商店街振興組合連合会による事務的な会議を昨年十二月に、二回開催い

たしまして、この会議の議事録の内容も公表をさせていただきます。

この子ども・子育て支援法におきましては、拠出金の率などに関して、全国的な事業主の団体が総理大臣に対して意見を申し出ることができるといふふうになっております。

各年度の拠出金率あるいはその使い道について、経済団体との協議の場というものを設けております。これまでに経団連、日商と協議をしてきましたけれども、今後については、全国商工会連合会、また全国中小企業団体中央会と、小規模事業者も含めたこういった団体に入っていくこと

に、考えをお聞きする協議の場を持つということにもいたしております。さらに、拠出金の増額のメリットが伝わるように、中小企業による共同設置あるいは共同利用の設置の例など、立ち上げや運営に関する好事例集というものをつくりました。これを今から徹底して周知をしていきたいと思っております。

今後とも、関係者に対しては丁寧に説明しながら、協議をしながら、この企業主導型保育事業に関心を持つ多くの中小企業に活用いただきたい、積極的に我々も取り組んでまいりたいと思っております。

○山崎委員 いろいろお話をいただきました。やはり中小企業の皆さん、これは賃金にかかわるわけですから、負担はやはり中小企業の方が大きい。労働分配率、やはり大企業よりも中小企業の方が大きくて、相対的なものかもしれませんけれども、そういう方々が負担がやはり大きいという状況の中で、今お話がありましたけれども、その拠出金で企業のそういう環境、職場の環境で子育て支援がうまく、中小企業の経営にもプラスになるように、地域にもプラスになるように、そういう取組にうまく展開されないといけないと思います。

今お話があったような共同の、中小企業の間でうまくそういう保育所が設置できればいいです。そういったものを本場に、事前にそういうアイディア

アがたくさんあってこの拠出を決めたのかどうか。後づけで、出してもらったから、じゃ、こういうこともやろうか、ああいうこともやろうかではなくて、計画的にそういうことをやっていただきたいのが一つ要望です。

あと、今後も、皆さんやはり不安に思っています。お金が足りなくなったら、また拠出金を出してくれと言われるんじゃないのか。どこまでいくのか、際限があるのかないのか、そのあたり、どんな見通しですか。

○山下雄二 大臣政務官 中小企業の観点から御質問いただき、ありがとうございます。

企業主導型保育事業というのは、御案内のとおり、事業主拠出金を財源として、平成二十八年に創設されたものでございます。

この事業主拠出金については、社会全体で子育て世代を支援していくという大きな流れの中で、全ての企業の皆さんに応分の負担をお願いしているところでございます。

企業主導型保育事業については、複数の企業が、先ほど来おっしゃってられます、共同して設置、利用することができると、中小企業にとつて使い勝手がよいものとなるように工夫をしているところであります。約六割の施設が中小企業によつて整備されているものであります。これは引上げの前の件ですけれども、六割が中小企業で共同で設置していただいているということですので。

その上で、今般の拠出金率の引上げに当たり、更に中小企業に御活躍いただけるように促進策を講じることにしました。

具体的には、平成三十年度の予算において、中小企業が事業を実施する場合には、運営費の企業負担分を五割から三割に軽減することとしています。また、保育施設における事故防止等のために必要な防犯、安全対策の強化に関する加算を年額十万円から年額二十万円に増額することにしております。加えて、共同設置、共同利用の施設を整備する場合には、新たに百万円を加算すること

いたしております。

さらに、普及促進策については、地域ごとに中小企業向けの説明会や相談会を開催いたしております。また、中小企業が共同で利用する施設の設置の例などについて、先ほど来大臣が申し上げておられるとおり、好事例集を作成して、中小企業に広く展開しております。

企業主導型保育事業に関心を持つ多くの中小企業に御活躍いただけるよう、更に取り組んでいきたいというふう考えております。

○山崎委員 ありがとうございます。

いろいろ取り組まれているのは評価させていただきますが、例えば今、六割が中小企業ですと言いますが、数が違いますよね。どうカウントしているのか知りませんが、中小企業の数が全然違うわけで、その辺をちゃんと本場に教えていただかなきゃわからないな。何に対してカウントされているのか、その辺をまたお聞きをしたいとは思いますが、その辺はいかがですか。

○山下雄二 大臣政務官 共同利用して、企業主導型保育をしているうちの六割が中小企業だということでもあります。

○小野田政府参考人 お答えいたします。少し補足させていただきます。

この六割でございますけれども、企業主導型保育事業の施設を設置している中で、中小企業が整備した割合が約六割ということでございます。

○山崎委員 わかりました。

そのあたりも含めて、この項目についてはまともたいんですが、官邸主導で、もつと言え、何か、安倍総理が言ったので、ぱつと決まりました、動きました、もちろんそれだけではないけれども、そういう印象を強く持たれるような流れに見えます。ぜひ、これは今までの積み上げを大事にしていきたい。

それから、経済界も、当然、これを一つ通せば、では、何かまた経済界に向けての施策、こうやってほしいという要望をかなえていかなくちゃいけないかもしれない。そういった取引がこの分野

を使つて行われるということがないようにしていただきたいと思ひます。

それから、次に一番の保育の質の話をしたかったんですが、これはもう今までもいろいろな質問が出てきました。阿部委員あるいは大河原委員からも質問がありましたので少し省略しますが、私からは、今の同じような文脈で、またこれも規制改革推進会議が答申を出して、そこからいろいろな、上乗せ基準の話とかそういうものがあり、きいているというふうなイメージがまた強くあります。

私は、これも同じ文脈でございます。せっかく積み上げてきて、地域の自治体が、基準を自分たちでもきちつと見直しながら、保育の質を確保しよう、場合によってはやはり子育てがしやすい町をつくらうということで、そこに力を入れていく。そこに逆にまた人が集まってきたり、そして待機児童がふえてしまふという流れもあるのではないかな。これは数字をちゃんと精査しないと何とも言えないかもしれません、そういう流れもあると思ひます。

そういったことに対して、要するに、自治体の自治の世界でしっかりと取組をされているところに、改革の規制緩和とか規制改革という、錦の御旗ではないですが、そういったものを持って、言葉は適切かどうかわかりませんが、介入するような施策の展開というのはふさわしくないのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○大沼大臣政務官 お答えいたします。

改正子ども・子育て支援法では、昨年十一月の規制改革推進会議の第二次答申を踏まえて、保育園等の広域利用の推進等、待機児童対策等の取組につきまして、都道府県が関係市区町村等と協議する場を設置できる旨、盛り込んでおります。

同答申では、協議会において、市区町村が独自に定める人員配置基準等の検証を行うことも協議事項の一つとして盛り込まれておりますが、協議会での具体的な協議事項は、地域の実情に応じて

各協議会においてお決めいただくものでございます。協議会みずからの判断において、地域の実情に応じてさまざまな選択が行われるものと理解しております。

○山崎委員 ぜひそういう運用をやはり心がけていただきたいし、そうやっていかなければいけないだろうと思います。それが、要するに、今問題になって、いろいろ質問にもなりましたが、やはり上乗せ基準についての緩和みたいなお話が浮き上がってくると、大変不安に思います。その辺、十分やはり配慮、注意が必要ということを申し添えさせていただきます。

それから、次の話題、少し変わりますが、保育の現場の環境という話で、ちょっと看過しがたい報道に触れました。

資料の三にもおつけをしています、毎日新聞の報道がきっかけになったかと思いますが、この資料の三、ことしの二月二十八日、「男の気持ち」という投稿欄に「子育て後進国」というタイトルで掲載されたものです。内容は、妻が働く私立保育園では、運営に支障を来さないためという理由で園長が女性保育士の結婚時期や妊娠、出産の順番を決めている。そして妻が、順番から離れて妊娠し、子供ができて済みませんと謝罪したが、園長には勝手にルールを破ったと叱責され続けているという記事でございました。

このような状況が子育て後進国ということで提起されていることについて、受けとめを大臣にお聞きしたいと思います。

○田畑大臣政務官 お答え申し上げます。

今ほどの資料、記事、私も目を通させていただきました。いたわけでありまして、先生のお気持ちもしっかり受けとめたいと思いますが、男女雇用機会均等法では、妊娠したことに対する嫌がらせなど職場における妊娠や出産等に関するハラスメント、いわゆるマタハラでございますが、の防止のために、事業主に対して、ハラスメントがあつてはならない旨の事業主の方針を周知啓発するなどの措置が義務づけられているところでござい

す。

いわゆるマタハラに関しましては、これは、法改正施行は二十九年の一月一日からスタートしているところございまして、法施行状況であつたりですとか相談件数、実態把握にはしっかり努めているところでございますので、こうした措置義務に違反をしたような事業主に対する是正指導等、男女雇用機会均等法の履行確保を通じて就業環境の整備をしっかりと取り組むように進めてまいりたいと思つております。

○山崎委員 これは、やはり保育の現場、この事例は保育園の保育士の皆さんの話ですけれども、ほかの現場でも発生している。女性が活躍されなければいけないサービスの現場だとか、あるいは美容院とか、そういったところでも発生していると報じられています。

翻つて、経営者の立場からいくと、確かに、やはり順番でうまく回していきたい、できるだけ、なかなか雇用も難しい中で、最小限の人数でもうまくやりくりをしたいという思いもわからないではないですが、逆に、こういうことが起こつてしまえば、その職場に拒否反応を起こすのは当然だと思ふんですね。私は女性ではありませんが、もう当然、やはりこういう職場には行きたくない。悪循環を生みますよね。悪循環を生んで、結局、せつなく働きたい方々がうまく働けない。

もつと言え、少子化という問題からいけば、やはり妊娠とか出産とか結婚とか、まさにそれは自由な意思で、いいタイミング、自分たちのタイミングですよ、それできちつと家族の中あるいは夫婦の中で動いていくことが自然な社会の摂理でございまして、それが本場に子供をちゃんと産み育てる社会だと思ふんです。それがこういつた形で実は阻害されているということ、やはり大きく意識をしていかなければいけない。

先ほどお話ししました、ある意味、経済、経営の理念とそういつた子ども・子育て、少子化対策の世界とのせめぎ合いみたいなところを、ぜひこれから、内閣あるいは各省の皆さんもしっかりと

と意識をして政策に落とし込んでいただきたい、あるいはいろいろな指導につなげていただきたいと思ひます。

そういう中で、またこれも残念な報道がございました。自民党の衆議院議員の方のお話でございます。

自民党の厚生労働部会で、みずからの経営する保育園の女性看護師について発言をされたということで、マタニティーハラスメントと受けとめられる発言だ。採用から一カ月後に妊娠して、産休に入ると言われた、人手不足で募集したのにいきなり産休に入る、違うだろうと言つた瞬間に労基署に駆け込んだなどと発言をされたということでございます。

私は、やはり今の流れの中で、事もあらうに自民党の厚生労働部会の席上でこういうお話がされている方が残念ながら自民党の中にいるのではないかと思います。

この事案についての見解を求めます。

○田畑大臣政務官 お答え申し上げます。

記事、報道があつたことは承知をしているところでございますが、個別のケースに関しましてはお答えを差し控えていただきたいと思います。

いずれにしても、先生先ほどからおっしゃつていらつしやるとおり、職場における妊娠や出産等に関するハラスメント、いわゆるマタハラは、やはりあつてはならないことでござい

す。男女機会均等法に基づく対応を引き続きしっかりと進めてまいりたいと思ひます。

○山崎委員 私は今、あえて名前は挙げなかったんですよ。だから、個別の事案という意味ではなくて、こういう風土、あるいはこういう考え方、それをどう考えるのかとお聞きしたかったんです。あえて名前は言わなかった。だけれども、今の回答で、個別事案だからお答えできませんというのは、全く私は残念です。

そういう方々が議論をして、例えば今後の少子化対策が決められるということは、今起こつたような事案、先ほど毎日新聞で紹介したような事案について、ある意味、肯定的な考え方が入るんじゃないですか。

○田畑大臣政務官 お答え申し上げます。

名前を伏せられたということでございますが、一般論といたしましても、やはり産前休業の請求をされた労働者の方々、その請求等を取り下げるというようなことが事業主からあつたということ、これは、男女雇用機会均等法においても、事業主に義務づけられている措置違反ということになるのではなからうかなというふうに感じているところでございまして、いずれにしても、立法の精神をしっかりと準拠する、そうした体制を進めてまいりたいと思ひます。

○山崎委員 では、時間が残り少なくなりました。最後の課題に行きます。

ちょっと今までは違つていますが、幼児教育の無償化についての議論をさせていただきたいと思ひます。

二〇二〇年四月に、三から五歳の全ての子供たちの保育所、幼稚園、認定こども園の費用が無償化されるということになりました。

その理由として、新しい経済政策パッケージ、二〇一七年十二月八日の閣議決定では、幼児期は、能力開発、身体育成、人格の形成、情操と道徳心の涵養にとつて極めて大切な時期であり、知識、IQなどの認知能力だけでなく、根気強さ、注意深さ、意欲などの非認知能力の育成においても重要な役割を果たしている、加えて、人工知能などの技術革新が進み、新しい産業や雇用が生まれ、社会におけるコミュニケーション能力や問題解決能力の重要性が高まっている、こういうことが理由に挙げられています。大変奥の深い御指摘だと思ひます、この指摘ですね。

これで無償化を決めるということとは私は賛成でございますが、これだけの意義があることであるならば、いっそ、義務教育のような位置づけに

持つていくべきではないか。いきなりは難しいかもしれないですが、視野に入れて議論すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○村井大臣政務官 お答え申し上げます。

山崎委員から、幼児教育の義務教育化について御質問をいただきました。

幼児教育は、委員御指摘のとおり、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、全ての子どもに質の高い幼児教育の機会を保障することは大変重要であると考えております。幼児教育が将来の所得の向上等に著しい効果をもたらすことを示す世界レベルの著名な研究結果もございます。

また、少子化の観点ですね。国立社会保障・人口問題研究所の調査によれば、理想の子供数を持たない理由について、三十歳未満では七六・五％、また、三十歳から三十四歳では八一・一％が、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからと回答してございます。いずれも項目の中で最大の理由となっております。幼児教育の無償化は少子化対策としても極めて重要であると考えております。

こうした観点から、委員から既にお話ございましたけれども、三歳から五歳児の幼稚園、保育所、認定こども園を全面無償化するとともに、ゼロ歳から二歳児についても、住民税非課税世帯を対象として無償化することといたしました。

一方、お尋ねの幼児教育の義務教育化につきましては、保護者に就学義務を課すか否か、また、市町村に施設の設置義務を課すか否かなど、さまざまな課題があると考えておりまして、今後さらなる議論が必要と考えているところでございます。

○山崎委員 ありがとうございます。

幼児教育の義務化というのはこういう場面でも大事だという例を一つ挙げさせていただきます。全ての子どもたちにとって幼児期の教育が重要なものがあると思います。当然、障害がある、あるいは難病を抱えている子どもたちにとっても重要でございます。でも、実際には、幼稚園に入り

たくても入れない子どもたちがたくさんいらっしゃいます。

新生児聴覚スクリーニングの普及もあって、例えば聴覚に障害がある子どもに対する早期支援、専門的な教育のニーズが広がってきています。零歳から二歳までは、養護学校や療育施設の乳幼児向けのクラスに通うことができる。聾、難聴だけの子どもは、そのまま聾学校の幼稚園部に進学できます。ですが、例えばそれ以外の障害を抱えている子どもたちは、幼稚園に入るのが急に難しくなります。重複する障害に対応する人が幼稚園にはいないというのがその理由ということなんです。

義務教育である例えば小学校であれば、そういう方々もきちっと受け入れなければいけないし、受け入れられる状況になっていきますが、幼児教育、幼稚園は義務教育ではありませんので、それを理由に今断られてしまっているという事態でございます。

こういう複数の障害を抱えるような子どもたちも、社会の側からハードルが設けられるのではなくて、もっと自由に大事な教育を受けられるようにということ、そういう社会をつくらなければいけないのではないのでしょうか。

そういう意味で、無償化だけでは十分ではない、やはり義務教育、そこまで踏み込むことによって、今お話しさせていただきましたようなケースも幼児教育がしっかりと受けられる環境をつくることのできるんだ、そういう私の思いでございます。いかがでしょうか。

○宮川大臣政務官 ただいま委員から御指摘いただきました。障害のある子どもについて就学前の段階から早期に支援を行うことは大変重要であると私どもも認識しております。

特に、早期に対応を進めるために、医療と教育の連携強化が必要だと考えております。ですのうで、現在、理学療法士や作業療法士、また言語聴覚士の、特別支援教育に関する外部専門家の配置の支援など、どんどん進めているところでございます。

しかし、今委員が御指摘になりました義務教育化につきましては、例えばイギリスなど五歳から義務教育としている国もあると承知をしておりますけれども、学校制度全体のあり方にかかわるものでもありまして、また、全ての三歳児から五歳児が幼稚園、認定こども園、保育園に在園をしていないという現状もございますので、我が省としては、慎重に検討を要する課題であると考えております。

○山崎委員 最後、時間ですので一言。

要するに、今回、無償化をすれば、今入っていない方々も、通えていない方々もどんどん通う環境をつくろうということだと思ふんです。ということであれば、よりその義務教育化に近づいていくということだと認識をします。

ぜひ、やはり広く、さまざまな子どもたちを視野に入れて、この無償化あるいは義務教育化、そういった議論を展開していただきたいとお願いをして、終わりにします。

ありがとうございます。

○山崎委員 次に、稲富修二君。

○稲富委員 希望の党の稲富修二でございます。まず、今日は質問の機会をいただきました。ありがとうございます。また、同郷であります松山大臣に質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

子ども・子育て支援法の審議を私からさせていただければと思います。

やはり、今、我が国の最大の課題が少子化であるということ、それに対して国として取り組まなければいけないということ、そのことは全く思いを一にするものであります。

したがって、この中でいうと、三歳未満児の教育、保育の給付を厚くしていくことが必要であるということも全くそうだなと思ひます。むしろ、もっとやはり少子化対策に対しては何らかの国としてやるべきではないかと私は思うぐらいでございます。

ただ、そのことと、法案の中である拠出金、そ

の財源調達という意味でいうと、それが果たしていいやり方なのか、それが本当にいいのかということ、また別の問題として私はあると思ひつてます。

当然、今の繰り返しになりますが、少子化対策のために財源が必要なんです。その財源調達のあり方、そして国民への負担の求め方については大いに議論をすべきだと私は思ひつてます。

そこで、きょうは、そういう意味から、その負担のあり方、拠出金のあり方についてを中心に議論をさせていただければと存じます。

まず、この拠出金ということなんですけれども、社会保障の中では、基本的には、税あるいは社会保険が中心でこれまで議論をされてきたものと思ひます。あるいは、利用者負担というものももちろんございます。介護保険であれば、当然、その利用者負担と税と保険によって、制度として維持をしているわけでございます。その他の社会保障制度は、すべからず、保険が税か、そして負担かという組合せの中で維持をしているわけでございます。

その社会保障という枠組みの中でいくと、この事業主拠出金というのは一体どういう性格のものなのか、答弁をお願いします。

○松山国務大臣 お答えいたします。

事業主拠出金につきましては、子ども・子育て支援法の第六十九条に基づきまして徴収する拠出金でございます。特定の事業目的のために連帯して費用を負担し合う仕組みと位置づけられておりまして、税、保険、また手数料のいずれとも性格が異なるものというふうになされております。

この事業主拠出金は、児童手当、また、地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブ、病児保育また延長保育、さらには企業主導型保育事業に充当されておまして、企業等に勤めている方の仕事と子育ての両立を支援し、また、事業主にとって、子供のいる従業員の離職の防止あるいは労働力確保に資するものとして大きな役割を担っているところでございます。

○稲富委員 今御答弁いただきましたように、当然、言葉どおり、税とも違うし保険とも違う、拠出金であるということなんですけれども、恐らく、この方式というか、この負担のあり方というのはこの場面だけでございまして、非常に特異な負担の形式であると思います。

それは、おおい、少し議論の中でお示しできればと思います。

そこで、次に、この事業主拠出金を支払わない場合、どのような罰則が適用されるか、お答えください。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

事業主拠出金の徴収につきましては、子ども・子育て支援法第七十一条第一項の規定によりまして、厚生年金保険料その他の徴収金の例によることとされております。

事業主拠出金を滞納している事業主に対しましては、督促状を送付し、督促指定期間内に納付がない場合は、まずは滞納の解消に向けた分割納付等の納付指導や催告を行います。納付意欲が認められない等、滞納解消が見込めない事業主に対しましては、国税徴収の例により、財産調査や差押えを実施することとされております。

○稲富委員 ありがとうございます。

厚生年金保険と同じ取扱いになるということだと思えます。ということは、この拠出金は、保険料、厚生年金の保険料に上乗せをする形で、同じ形式で負担をする、そして支払えない場合は、同じような、厚生年金と同じように罰則が適用されるということで、徴収の仕方という意味でいうと保険料と同じ扱いをしているということと言えるかと思えます。先ほど申しましたように、しかし、保険とは違うということだと思えます。

そこで、次なんですけれども、この法案の中で、まず、先ほど来ありましたように、この拠出金は最初になぜ出たのかという、資料の二ページを見ていただきますと、最後に内閣総理大臣が、産業界におかれても三千億円程度の拠出をお願いいたしたく具体的な検討をいただきたいと

思いますということ、人生百年時代構想会議においておっしゃっております。

そして、それを受けて、新しい経済政策パッケージ、平成二十九年十二月八日の閣議決定においては同じような趣旨のことが書かれておりまして、個人と企業が負担を分かち合う観点から、消費税引上げによる増収分の使い道を見直し活用するとともに、経済界に対しても応分の負担を求めることが適当であるということを書いてあります。すなわち、総理は産業界、そして新しい経済政策パッケージでは経済界に対して、負担ということとされております。

そこで、私の資料の一枚目で、じゃ、結果としてどうなったのかという、一枚目の一番最初の概要のところでは、事業主拠出金の率の上限の引上げというところで、一般事業主から徴収する拠出金の率を上限〇・二五から〇・四五に引き上げることになったわけですね。

そこで、この一般事業主というのは一体誰なのか、お答え願えますでしょうか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

事業主拠出金の徴収対象者につきましては、厚生年金保険の適用対象となる企業等の事業主のほか、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団等の各種共済組合等が事業主拠出金の徴収対象となります。

○稲富委員 厚生年金の適用事業所がこの拠出金の負担の適用になるという御答弁かと思えます。

そうすると、企業等とさっきおっしゃいましたように、必ずしも企業には限らないということかと思えます。厚生年金の適用事業は、必ずしも企業だけではございません。法人であれば適用事業所にもなる、そして、従業員が常時五人以上いる個人事業所についても、これは厚生年金の適用事業所になるということ。

とすると、これまでずっと、企業に対して、あるいは産業界に対しての負担だということ、言ってきたわけなんですけれども、実際には、もちろん企業と、中小企業もそうですけれども、そうではな

い一般の事業所であって厚生年金を支払っている事業所にも、これは当然ながら拠出金が求められるという理解でよろしいでしょうか。確認です。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

ですが、子ども・子育て支援法の中では、この拠出金の率などに限らず、全国的な事業主の団体が内閣総理大臣に対して意見を申し出ることでできるとされておまして、各年度の拠出金率やその使い道について、経済団体との協議の場を設けておるところでございます。

○稲富委員 企業には限らないということによろしいでしょうか。もう一度お願いします。

したが、今後は、商工会連合会あるいは中小企業団体中央会にも協議にかかわっていただくことを考えておるところでございます。

○小野田政府参考人 企業等の事業主のほか、各種共済組合等が事業主拠出金の徴収対象となるということとされております。

拠出金額のほとんどが企業からいただいておりますのでございまして、現時点では、各共済組合の方々がこの協議の場に入ることは考えておりませんけれども、御意見も頂戴しながら、しっかりとその辺は、対応できることはしていきたいかなければというふうに思っております。

○稲富委員 結局これは、実は、産業界に要請をし、そして経済パッケージでは経済界には負担が必要であるということ、そして、それを受ける形で、新聞紙上でもほとんど企業の拠出、例えば、読売新聞の十月二十八日、企業の拠出三千億増とか、あるいは東京新聞でも、待機児童対策三千億拠出、経団連と同友会は容認、中小加盟の日商は拒否ということ、どうしても経済界に

この拠出金の制度についてなんですけれども、そもそものは、資料三枚目でございますが、事業主拠出金制度は、今回のものは子ども・子育て支援法ができてからのものですが、もともと原型は児童手当法からということとされております。昭和四十六年度というのが創設の原型ということになるかと思えますが、その創設されたときの創設の理由、そして、恐らく反対意見も、あるいは賛否があったと思えます、その経緯について大臣に伺います。

しかし、実際のところは、私の事業所もそうですけれども、厚生年金に加盟しているところについては、これは、子ども・子育て拠出金という形で、今回の率が変わることによって負担はふえるというのが現状でございます。

○松山国務大臣 事業主拠出金につきましては、児童手当制度が創設されました昭和四十六年度に、児童手当制度が、次の時代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを通じ、将来の若い労働力確保につながる効果が期待されるものであることから、当時、児童手当拠出金として創設をされたものでございます。

したがって、経済界への、例えば負担がふえるというのは非常にミスリーディングじゃないか、決してそれだけではないんじゃないかというふう

この児童手当制度の創設に当たりましては、制度の立て方、財源負担等について議論があったものと承知をしております。議論の結果として、財源の一部に事業主拠出金を充てることなどを含む児童手当法が、昭和四十六年五月二十一日に全

丁寧さが必要だと思えますし、ただ、現状は、拠出金額のほとんどが今企業からいただいておりますという状況でもございます。

協力要請先が一致していないという御指摘は必ずしも当たらないというふうに考えておるところ

会一致で可決、成立をしたものと承知をしております。

詳細につきましては、政府参考人に答弁させていただきます。

○小野田政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま松山大臣から御答弁申し上げましたけれども、児童手当制度の創設に当たりまして、制度の立て方、財源負担等について、児童手当審議会の場で議論があったものと承知してございます。

特に、事業主拠出金につきましては、例えば、事業主は児童の養育について社会的に相応の負担をすべきであるという考え等に基づき、事業主が児童手当のために相当の負担をするものとする意見や、一方で、事業主だけに負担させるのは不公平であるという考え等から、これに消極的な意見など、さまざまな御意見があったものと承知しておりますが、最終的に、事業主が児童手当のために負担をし、財源の一部、被用者分でございますけれども、に事業主拠出金を充てることなどをを含む児童手当法が、昭和四十六年五月二十一日に全会一致で可決、成立したものと承知してございます。

○稲富委員 ありがとうございます。

昭和四十六年ですので、社会保障制度の充実というか、皆保険になった直後の、社会保障制度の生まれたところにこの制度も導入をされたということでございます。

その当時の議事録を拝見すると、先ほど御答弁いただきましたように、さまざまな議論があったようでございます。特に、私が今申し上げているような、事業主拠出金の性格が従来のものとどうなのかという議論でございます。ちよつと一部御紹介をさせていただきます。参議院の社会労働委員会、昭和四十六年五月十九日です。政府委員の坂元先生ですが御答弁をされています。

事業主拠出金というものの性格は、従来の社会保険で考えておりますような、いわゆる拠出と給付というこの関係が完全にリンクをいたしてお

ないわけでございます。そして、従来の社会保険のいわゆる保険料というものは完全に同じではない、このようないわば新しい型の社会保障の拠出金であるということを御答弁をされております。

ということ、この取り方については、年金に上乗せする形で、拠出金を上乗せをして取る。そして、罰則についても同じく、年金と同じ扱いをする。しかし、給付と負担というのが明確ではないという意味で、保険ではないという制度であるということ。

しかし、一方で、もともと経済政策パッケージのところでは何と書かれてあるかというところ、広く社会全体で子育て世帯を支援をしていくとの大きな方向性の中でということが書いてあります。広く社会全体として支えていくということは、基本的には税の世界の話でございます。全体として、税としてこれをやるということになるわけです。しかし、今回の拠出金制度はあくまで保険の取り方をしている、しかし、それを社会全体としてやる。

そして、また違うことは、これまでの経緯で見ると、最初の拠出金の率は〇・〇五%である。しかし、どんどん、それが〇・一〇になり、今は〇・二三になっているということで、この中でいうと、ほぼ政令でこれまでやっていくわけ、この負担をするときに法律事項ではなかったという理解でよろしいでしょうか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

拠出金率につきましては、上限を法律で定める中で、毎年度、政令でその具体的な率を定めさせていただきます。

○稲富委員 上限を定める中で、政令でその拠出金率を上げていくということかと思えます。

年金と比べてみると明らかなんですけれども、年金の場合は当然、事業主負担と自己負担を合わせて、それに応じて年金が支給をされる。しかし、当然これは、何度も申しますように、払い方は年金だけでも、それに対する給付として、こ

れが何らか返ってくるのではないということを考えると、この拠出金は、拠出金という名前なんですけれども、私は献金という形に近いのではないかと思います。

子育てを支援するために、各事業者に対する、献金という形に近いのではないかと、別の言葉で言うならばですけれども、それが果たしてこの社会保障制度の中でなじむのかというのが問題意識でございます。

その次の設問に行きますけれども、今回、そもそもこれが始まったのは、総理大臣が百年人生会議でその中で産業界に対して三千億を要請したということかと思えます。これは非常に珍しいのではないかと思います。

と申しますのは、額を明示し、そして拠出を要請している。要するに、拠出、先ほどの私の言葉で言うと献金を要請するということは非常に珍しい事例ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○大島政府参考人 お答え申し上げます。

直ちに思い当たる他の例はございません。また、過去にさかのぼって網羅的にどうかということでございます。

○稲富委員 ありがとうございます。

これは非常に珍しいことだと思います。そして、これは果たしていいのかとも思います。

それは、総理がその場で、献金あるいは拠出を、額を明示してお願いをするということ自体が果たしていいのか。それは要するに、経済団体なりに対する一種の要請、介入に近いものではないかと思うからです。

逆に言うと、総理にこんなことを言わせなくていいのではないかと思います。やはりそれは、必要であれば肅々とやればいいわけで、それを公の席の場で、総理にこの発言をする場を設けるといふのが、やはり、一事業体に対して要するに権力、行政の方が幾ら出してくれということを示的に言うというのは、非常に私には違和感がございます。そこには一線がやはりあるべきで、市場

あるいは経済と、政治、行政が、そこを超えてはならない一線があるのではないかと考えてございます。

このような直接的な要請は、先ほど御答弁ありましたけれども、今は知り得ないということでございますし、恐らくそんなことはなかったのではないかと思います。したがって、これは好ましくないのではないかと指摘せざるを得ないのです、大臣、いかがでしょうか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

この拠出金の位置づけでございますけれども、私ども、社会保険料とは確かに違うというふうに認識してございますが、特定の事業目的のために、受益する者等が連帯して費用を負担し合う仕組みということで、拠出目的の範囲内で特定の事業に充当するという性格を帯びたものというふうに理解してございます。そうした中で、総理の要請があったものと認識してございます。

○稲富委員 次の負担軽減について伺います。

経済政策パッケージの中では、このたびのこの負担に対して、このような表現がございまして、

二の九というところで、産業界の労働保険料の負担軽減について、保険財政の動向を検証しつつ、検討する。特に、中小企業に対しては、企業主導型保育事業の運営費における企業自己負担部分を軽減する等の助成策を検討するとござい

ます。先ほど質問もありましたけれども、改めて、どのような検討がなされているか、教えてください。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

事業主拠出金につきましては、社会全体で子育て世帯を支援していくという大きな方向性の中で、全ての企業に応分の負担をお願いしているところでございます。

今般の拠出金率の引上げに当たり、企業主導型保育事業を更に中小企業に御活用いただけるよう、促進策を講ずることいたしました。具体的には、平成三十年度の予算におきまし

て、中小企業が本事業を実施する場合には、運営費の企業負担分を五％から三％に軽減することとしてございます。また、保育施設における事故防止等のために必要な防犯、安全対策の強化に関する加算を年額十万円から年額二十万円に増額することとしてございます。加えて、共同設置、共同利用の施設を整備する場合には新たに百万円を加算することとしてございます。

○稲富委員 大臣、企業主導型保育事業をしている事業というのはいくつかあります。中小企業そのものは、それよりもはるかに多い数でございます。今、さまざまおっしゃいましたけれども、そういう補助はする、しかし、それ以外の中小企業に対しては、何かメニューがあるか、施策があるのかというのはいかがでしょうか。

○松山国務大臣 お答えいたします。

事業主拠出金につきましては、社会全体で子育て世代を支援していくという大きな方向性の中で、全ての企業に応分の負担をお願いしているところでございます。また、従業員の仕事と子育ての両立を支援する、また、企業にとって、労働力を確保に資するという面をお願いしているところでございます。

さらに、拠出金は厚生年金保険料とともに事業主から徴収されますので、こうした他の社会保険料あるいは労働保険料では、企業規模に応じて料率を変えるという仕組みにもなっていないということもございまして、制度上の課題も確かにあるというふうに考えております。

いずれにせよ、経済団体との協議の場は今後は全国商工会連合会や中小企業団体中央会にも加わっていただいて、協議の場を持ちまして、今後とも、中小企業の意見もしっかり聞きながら、丁寧に説明、また協議をさせていただきたいと思っております。

○稲富委員 大臣よく御存じのとおり、中小企業にとって、保険料、保険料じゃないですけども保険の取り方をすることの負担というのは非常に重いということ、もう本当に、大臣御存じのとおりだと思えます。当然ながら、税であれば、当然、景気によって、赤字になれば納めなくていいということはありません。しかし、従業員を抱える、それは、有無を言わず、この拠出金も払わなければいけないということ。それは、その他の、要するに、税と比べていくと、非常に企業にとっては重い負担になるということでございます。

したがって、基本的には保険、これから社会保険の中でやはり負担を求めている中で、企業にそういった形で保険として取るのか、広く薄く税で取るのかということ、これは非常に大事な点だと思います。

そういう意味で、企業の、景気に左右されず、悪いときであっても納めなければいけないということ、保険料の仕組みの中で取るというのは非常にきつものであるということだと思います。

そういう意味で、先ほど課題があるとおっしゃったので、ぜひこれは、しっかりと中小企業の意見もお伺いすることだったんで、そこも踏まえて、ぜひ御対応いただければということ、それを重ねてお願いを申し上げたいと思います。

そこで、次の八番をちょっと飛ばします。

九番のところで、事業主拠出金を充てる割合を、六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合を規定しておりますが、根拠は何でしょうか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

新しい経済政策パッケージにおきまして、経済界からは、喫緊の課題である待機児童解消のための子育て安心プランの実現に必要な、企業主導型保育事業と、ゼロ歳から二歳児相当分の保育の運営費に必要な三千億円を御協力いただくこととされてございます。

経済界から御協力いただきますこの三千億円のうち、子育て安心プランにおける保育の運営費、ゼロ歳から二歳相当分の増加分がおおむね二千億と想定してございまして、これを上限に拠出金を充当することとしたものでございます。

上限を規定するに当たりましては、保育給付の費用につきましては国や自治体の負担が割合で規定されてございますことから、保育の運営費、ゼロ歳から二歳相当分の増加分の二千億を、ゼロ歳から二歳に係る保育給付費の総額のおおむね一・二兆円で割った六分の一という割合を法律に規定しているところでございます。

○稲富委員 ありがとうございます。

その次、この事業主拠出金の法定上限、〇・四五％としておりますが、根拠をお知らせください。

○小野田政府参考人 新しい経済政策パッケージにおきまして、社会全体で子育て世代を支援していくという大きな方向性の中で、待機児童解消に向けた子育て安心プランに基づく三十二万人分の保育の受皿増分に対応するため、先ほど申し上げました、企業主導型保育事業の拡充と、新たにゼロ歳から二歳児相当分の保育の運営費に〇・三兆円、これを充当することとしてございまして、この〇・三兆円に必要な事業主拠出金の率といたしまして〇・四五％とさせていただきます。

○稲富委員 大臣、これはちょっと、〇・四五％上限ということなんですけれども、先ほど申し上げましたように、中小企業にとつては非常にこれから重いという中で、今後さらなる上昇、もちろんそれが法定上限に今していますので、今から先のことは言えないかもしれませんが、私はもうこれが目いっぱいのところではないかと思うんですが、大臣の見解を伺います。

○松山国務大臣 あくまでも、〇・四五の範囲の中で徹底していくという方針でございます。

○稲富委員 ありがとうございます。

そして、次の質問で、平成三十年度は一千億円、上限、アッパーまでは上げないということかと思えますが、今後の拠出金の引上げの日程感についてお伺いをします。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

ただいま大臣御答弁いたしましたとおり、〇・四五％の中で、三十一年度以降の具体的な拠出金の率につきましては、保育の受皿確保の実施状況等を勘案しつつ、毎年の予算編成過程の中で関係者と協議をして決定することとさせていただきます。

○稲富委員 三千億というのは何年度を目途にということでしょうか。

○小野田政府参考人 お答えします。

子育て安心プラン、二〇二〇年度までの三年度間で三十二万人の受皿整備ということでございますので、三年後に三千億というふうに考えてございます。

○稲富委員 その間、今年度が一千億だと思えますが、一千億から三千億に率を上げるに当たって法律改正は必要ですか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

拠出金率につきましては、法定上限〇・四五％の中で、今年度は〇・二九％というふうに政令で定めさせていただいておりますので、今後、〇・四五％の中であれば、政令改正によって率を確定できるというふうに考えてございます。

○稲富委員 政令でできるということでございます。

一千億から三千億ということで、プラス二千億の負担を負うということは結構大きい話でございます。まして、例えばで申しますと、今般新しい税が導入をされましたけれども、それとて年間四百億のオーダーです。そして、今年度でいえば六十億、フルで、来年度で四百億という新税の導入でもさまざまな議論がございました。しかし、一千億から三千億、要するにプラス二千億をするときには、そういった法律改正は必要はないということ。

したがって、この社会保険というのは、先ほどこれまでの経緯を見ていただいたように、率を変えていく、そして、上限については法律でキャップをはめてきたけれども、その枠内での変化については法律改正は必要ないということでございます。この社会保険のやり方については、やはり、我々納税者あるいは負担する側からすると非

ども増えすぎて「ファミリー向けマンション規制
保育所整備追いつかず」。そういうわけなんです。
子供がふえると自治体は困る、保育所も学校
も整備が追いつかない、こういう実情になってい
るわけです。

ちなみに、江東区の今言った新しい条例では、
ワンルームに加えて、同時に、高齢の親と一緒に
住む三世帯同居を促進するために、逆に、九十平
米以上の住居を少なくとも一割以上設置をする、
これも義務化をしています。これも、子供が生ま
れても、同居の親に面倒をもらえれば保育所に
預ける需要を減らせるだろう、こういう狙いで
あるわけです。

それもそのはずなんです。江東区の平成三十
年度予算ですが、これは一般会計一千九百二十九
億円。そのうち保育所の整備や運営に関する予算
がどのぐらいになっているかというと、二百八十
二億円です。実に、千九百二十九億円のうちの二
百八十二億円、一五%を占めるまでになっている
わけであります。もうこの保育所のことだけでも
あつぱあつぱなんです。ちなみに、上がれば、小
学校、ふえてきますから、小学校の増改築にか
かる予算で、これにプラスして二百二十億円、
平成三十年は計上しています。

東京は子どもそうなんです。世田谷区、これ
は一般会計三千億円ぐらいですけれども、二〇二
〇年には、保育所の運営の経費だけで三千億円の
うち四百四十四億円を占めるというふうに見積も
られています。重い重い財政負担になっているわ
けです。

子供がふえれば、保育所をつくらなければいけ
ない。しかし、それは非常に重い財政負担を自治
体にもたらすことになる。しかも、どうせ将来的
には子供の数は減っていくと自治体は予測してい
るわけですから。そうなったら、つくった保育園は
今度はがらになる。自治体にとっては、いわば
不良資産になりかねない。それなら、なるべく
つくらない方がいいじゃないかということになる
わけです。

日経新聞の調査によれば、認可保育園をふやす
かどうかを聞いたところ、積極的にふやすと答え
た自治体は二割しかなかった。なるべく抑制す
る、ほかの手法を考える、これが自治体の回答の
八割近くを占めたということでありました。

待機児童ゼロが一向に実現しない、保育サービ
スの受入れ容量がニーズにいつまでもたつても追
いつかないのは、これは三つの壁があるとよく言わ
れるんですけれども、自治体の壁、保育士の壁、
そして物件の壁です。まさしく、今申し上げたの
は、保育の容量をふやすことについて自治体の壁
が立ちあがっているということだというふうに
思うんです。

厚労副大臣、牧原副大臣にお見えをいただい
ておりますが、東京の二十三区で予算の一五%、一
割、二割を保育所の整備、運営の経費が占めてい
るといふこの現状、その重さ、これがどういふ結
果をもたらしているか、これに関する認識を伺わ
せてください。

○牧原副大臣 ありがとうございます。
先生のまさに御指摘を踏まえまして、私も
も、平成三十年の予算について、各区、回答をも
らえるところだけでもうような調査をいたしました
けれども、確かに、先生の江東区は一五%、あ
るいは新宿区は二〇%を含め、軒並み一割を占め
ている自治体も結構あるというふうに承知をいた
しました。

これは、待機児童全体の三分の一を占める東京
都においては、この待機児童の解消が喫緊の課題
となっていて、各自自治体の方で懸命な保育の受皿
確保に取り組んでいただいているという現状が示
されたものと改めて認識をしたところでございま
す。

○柿沢委員 これは政治家同士の議論ですから、
それが自治体の重い財政負担をもたらすことに
よって、保育園、先のことも考えれば、なるべく
つくらないで抑制的に構えた方がいいなという姿
勢をもたらしている、このことが、この待機児童
ゼロが逃げ水のようにどこまでいっても解消しな

いという状況をもたらしているということについ
ての認識をぜひ伺わせてください。

○牧原副大臣 これは、そういう現状で保育所の
整備を抑えているかというふうには各自自治体に聞
いていませんので、その認識については各自自治
体の認識であるというふうに思っておりますけれど
も、先生が御指摘のように、この数字を見る限
り、今一割を超える水準で重くなっているという
ことで、そのような背景があるのではないかと
いうことは、先生の御指摘を重く踏まえて、我々
としてもきちんと考えていきたい、こう思っており
ます。

○柿沢委員 もともと親しい牧原さんにこういう
ことを言っちゃ申しわけないけれども、そんな答
弁をするんじや、牧原副大臣は現場を知らないとい
うふうになっちゃいます。実際の現場で
自治体に、保育所をつくりたい、小規模保育をや
りたいと言った人がどんなことを言われているか
ということ、ちゃんと耳を傾けられた方がいい
と思います。

保育園の整備について、そもそも、自治体が必要
予測を行って、いわば計画経済的に認可保育園
の整備について目標を決めているやり方をとって
いるのは、だからこそ、保育園の整備が抑制的
になってしまふ、こういうことなのではないかと私
は思うんです。

ことしは千人分の保育園をつくらう、だから、
十の事業者を選定する、しかし、十一の事業者が
出てきても、それはだめよ、こういう仕組みです
ね。これを、保育園を自治体が配給する仕組みだ
というふうにも例えられます。

これはちょっと例え話ですけれども、パン屋さ
んだつたら、行きたいパン屋さんを選んで、パン
屋さんとお客さんの間だけでやりとりをするわけ
ですけれども、保育園の場合は、そこに自治体が
挟まれて、自治体がお客さんの希望を聞いて、パ
ンをどれだけ焼くか、そして、サービスをその人
に提供する調整をやるわけです。しかし、これだ
と、そもそも自治体がプレーキをかけている、あ

るいはプレーキをかけざるを得ない状況にある
と、残念ながら機能しないわけですね。

以上は、わかりやすいので、駒崎弘樹さんの例
え話をそのまま引用しましたけれども、これは、
保育園の供給量の調整を自治体が行っているとい
うことについて意義として課題があると思うん
ですけれども、また牧原副大臣にお伺いしたいと思
います。

○牧原副大臣 先生も御承知のとおり、児童福祉
法では、都道府県の定めた設備運営基準、これに
適合する場合には認可をしなければならぬとい
うふうに一応原則となっております。ただ、許可申
請に係る区域の利用定員の総数が供給過多、こ
ういふふうになっている場合には認可をしないこと
ができるという意味で、この部分の調整機能とい
うふうになっているんですけれども、先生が御指
摘のように、財政負担等も考えて自治体の方がそ
れを抑えているという現状の今御指摘を受けまし
たので、この辺、きちんと確認をさせていただきます
と思います。

基本的には、自治体においてはそれぞれの潜在
的ニーズも含めて保育の受皿整備を行ってほしい
というふうにも思っておりますし、また、子育て安
心プランに基づいて整備計画を作成する場合に
は、今、こうした潜在的な保育ニーズの把握に積
極的に取り組むように厚労省としても求めたこと
でございまして、それぞれ受皿整備が成るよう
に厚労省としては支援していきたい、こう考えてい
ます。

○柿沢委員 供給過多の場合は認可しないことが
できる。供給過多じゃないんです。待機児童が
生まれているんです。

国の皆さん、松山大臣、牧原副大臣、旗振り
をやっていることはわかります。しかし、自治体
は、今もうあつぱあつぱで、幾ら旗を振られて
も、もうなかなか対応できない、こういう状況に
なりつつあるわけです。そして、さっき言った、
原則として認可しなければいけないことになっ
ているにもかかわらず、数を決めて、そこまでしか

だめよということをやらざるを得ないことになっているわけだ。

私、別に江東区の文句が言いたくて言っているわけじゃないんです。そういうふうにはせざるを得ない自治体の財政の現実がもう露呈をしている、そこが、今、待機児童が解消しない一番大きなボトルネックになっているんじゃないかというふう

に感じるわけでありまして。

松山大臣、企業主導型保育は、これとは違う仕組みなんですよ。

企業主導型という、何か事業所内保育みたいなイメージがどうしても強くなるんですけど、これはNPOも社福も設置事業者になることができる仕組みになっています。事業所内でやる必要もなく、地域に設置をすることができるようになっている。そして、一定の基準を満たせば、認可がどうこうはなくて、基本的に開設は認められ、そして国から支援を受けられるわけです。

入園は事業者と利用者の直接契約となっていて、従業員型の場合は自治体の保育認定も不要とされています。だから、フルタイムの九時―五時の週五日という定型的な働き方でも預けられますし、また、非正規雇用の方もフレキシブルに利用できて、子供を預けることができるわけです。

自治体の認可を通じた今の需給調整の枠外で、開設したいと思つて適切な物件と人員がいれば、基準を満たせば開設ができるということですから、企業主導型保育、どんなふうえているわけです。この四月までの五万人の目標を七万人に上積みをして、今度、地域枠五〇％以下という制限も外して、地域の待機児童をもっと受け入れようとしているわけだ。

松山大臣、この企業主導型保育が、先ほど牧原副大臣、厚生労働省から御答弁をいただいたのと違う、利用者との直接契約の形態、こういう形をとっている、これまでの認可園とは違うやり方をとっていることの意義、また課題、お伺いした

と思います。

○松山国務大臣 お答えいたします。

柿沢委員御指摘のように、企業主導型保育は、従業員の多様な働き方に対応するために、企業における従業員の仕事、子育ての両立を支援するというところでスタートいたしております。

これは、御指摘のように事業主拠出金を財源としているものでありますから、企業の創意工夫によつて従業員に対して柔軟な保育サービスを提供する、それができるように、企業と従業員を始め保護者が直接利用契約を交わすことができる状況になっておるところでございますが、このように、企業主導型保育事業につきましては、市町村の利用調整の対象とはなっておりません。

それで、この四月に国の基本指針を改正しまして、企業主導型保育事業の地域枠の定員というものが市町村が把握をし、市町村が作成する事業計画に位置づけるということにするなど、市町村との連携についても推進してまいりたいと考えておるところでございます。

○柿沢委員 ちょっと御答弁が逆で、私の思いからすると、これは、自治体のそれこそ需要調整という需給調整というか、先ほど申し上げたような、財政負担の自治体の壁に突き当たつて供給量が制約をされてしまうというこの枠外にこの企業主導型保育がある。そのことのデメリットもありますよ、デメリットもありますけれども、市町村が全く知らないところで行われるということが好ましいとは思いませんが、しかし、先ほど申し上げた、私が最も大きな壁になっていると思つている自治体の壁というものをある意味では意識せずに、事業者が手を挙げれば供給量をふやせる、こういうものであるわけだ。

このことを内閣府が主導してつくられたということは大変私に意義があるのではないかと思うんですけれども、ちょっともう一度御答弁いただけますか。

○松山国務大臣 あくまで、地域の自治体の事業計画というものがございしますが、この事業計画の

中で、企業主導型保育も、社員の、従業員のお子さん以外にも受け入れることが可能ということにしておりますので、その辺は自治体とよく連携をとつて、それぞれ地方に応じて柔軟に対応ができる仕組みとして、待機児童の解消にも貢献していかなければと思つておるところでございます。

○柿沢委員 ちょっと意図した答弁とは違うものが返つてきたような感じになつてしまいましたけれども。

もう一つ問題を指摘したいと思つます。先ほど来ずっと言つておられるとおり、保育需要の見積りを自治体が行つておられることの問題点もあるように思つます。

幼児教育の無償化の議論が出てきたときに、三十二万の受皿で保育園の待機児童ゼロを実現すると安倍総理は胸を張られたわけですが、そもそも三十二万で足りるとする根拠は何なんですかという疑問の声は即座に上がつてきたわけです。

野村総研のレポートでは、新たに整備が必要なのは、二〇二〇年までに八十八・六万人分になるはずだとされておられます。三十二万人と八十八・六万人、その乖離の一つの大きな原因は、そもそも入園の申込みすらしていない親の存在を頭の中に置いておるかどうかと思つます。

ちなみに、同じ野村総研のレポートでは、昨年度、少なくとも三十一・三万人の児童の保護者が、自分の子供はすぐにでも保育サービスを利用したかったのに利用できていないという不満を感じていたと推計をされておられます。三十一・三万人が、利用しなかったけれども利用できていない。そして、このうちの四割は、保育園の入園申込みそのものをしていないんですね。保活という言葉があるだけに、はなから諦めている方も大勢いらっしゃるわけだ。

無償化の前に全入化という声を上げてきた、希望するみんなが保育園に入る社会をめざす会、ツイッターのアンケートが行われていました、きょうの資料の二枚目をごらんいただきました

と思つますけれども、三月二十七日、できたほやほやのアンケートの最終結果ですけれども、皆さんの状況を聞かせてくださいということでも集めたものですが、ごらんのとおり、希望どおり決まったというのは四五％、希望とは違つけれども決まったが二二％、そして、落ちた、決まつていないが二二％、諦めて申し込んでいないが二二％ということ、諦めて申し込んでいない、入れていない、こういう人は三三％、三人に一人がこういうお答えを返してこられておられるわけです。

けさの朝日新聞、ちょうど出ていたんですけれども、保育園入園が絶望的なので、夢のタワーマンションを売つて泣く泣く引っ越したというファミリーの話が出てきています。夫の転勤に伴つて江東区へ引っ越してきたところ、江東区へ、区役所から、夫婦でフルタイムで働いていないとそもそもスタートラインに立てませんと言われて、申込みも諦めたという話が出てきます。

こういう形で、かなり多くの人が、先ほど三十二万人と数を申し上げましたが、そもそも、だめだと諦めて申込み自体をしていない。こういう人は、そもそも自治体の待機児童の統計には入つてこない。待機児童の数が見かけ上それだけ少なくなるので、自治体としては、言葉は悪いが、都合のいい面もあるんです。保育園の入園を希望する人の数を過少に見積もろうとする、これももう一つの自治体の壁と言つてもいいのかもしれないというふうに私は思つます。

最近、フリーランスの人なんか、やはりこういうことで、はなからもう入園できないということとで入園を諦めるケースがクロウズアップされて、通達を出されたらもうしておられますけれども、そもそも入園申込みということまで全てをカウソントしているわけですから、これから、女性の就業率八割ということでも受皿を整備しようとかいう時代ですから、そもそも、こうやって、今の保活の厳しさを知つて手も挙げない、しかし本当は預けて社会に出たい、こういうニーズをちゃんと把握すべきではないかというふうに思つます。

そういう意味で、今申し上げたように、初めから諦めて申請自体をしない人が三割、四割に上っているというアンケートの調査結果もあるわけですので、この自治体が申込者の保育の必要度を審査して保育認定を出すという仕組みで本当にニーズが捉えられているのかどうか、そのことについての御認識をお伺いしたいと思います。

○松山国務大臣 保育の必要性の認定ですが、これについては、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとで、保護者の就労などの理由によって子供の保育を必要とする場合に保育を受けることができることを基本として導入をしているところでございます。

子ども・子育て支援新制度におきましては、制度の施行前と比べまして、保育の必要性が認められる場合として、パートタイムあるいは夜間の就労、就職活動、そしてまた児童虐待やDVのおそれなどに拡充をしているところでございます。

また、就労については、居宅外での労働のほか、先生御指摘のフリーランスと呼ばれる自営業や在宅勤務などを対象としておりまして、多様な働き方が広がっていることに鑑み、保護者の就労状況の実態に応じた取扱いが可能となるように自治体に周知しております。

引き続き、この子育て世代の就労状況の実態に応じた必要な子供あるいは子育て支援が提供できるように取り組んでまいりたいと思います。

○柿沢委員 さつき申し上げたとおり、そもそも夫婦でフルタイムで働いていなければスタートラインにも立てませんと言われて、挙げた手をおろしちゃう、こういうことが起きているわけです。

この実態を、これはツイッターのアンケートです、そして保育にかかわる活動をしている団体の方々がやったものですけれども、国も自治体も、この部分の調査も把握もされておられないんじゃないですか。その点、私はぜひ取り組むべきだと思いますが、ぜひ御答弁ください。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

保育の受皿整備を行うに当たっては、保育の実施主体である市区町村において、申込みまで至らないケースも含めて保護者の意向を丁寧に確認しながら、潜在ニーズも含めた必要な整備量を的確に把握することが重要であるというふうに考えております。

○柿沢委員 やつていないから言っているんです。ぜひ、ちょっと、しっかりと御検討いただきたいというふうに思います。その結果、今、毎年毎年、本当につらい、苦しい、悲劇的な言ってもいい、こういう状況をつくり出しているということとを、皆さん、一丁目一番地みたいなことを言いながら、この状況を放置しているのは許されないと思います。

先ほど申し上げたように、もはや、保育に欠ける児童に対する福祉サービスとして、ある種措置制度を前提しながら運用されてきた今までの仕組みそのものを見直さなければいけないという時代にきているのではないかと思います。女性の就業率八割を前提に保育の受皿を見積もるという時代でもあり、これはもう、保育はある種のユニバーサルサービスというふうに言っても過言ではないと思います。

その意味で、三枚目の資料をごらんいただきましたと思いますが、これは、民主党政権時代の子ども・子育て新システムの検討会の幼保一体化のグループのところで、幼保一体化のことも園というのを考えたときにイメージされていたものであります。一番下に多様な事業主体の参入と書いてあつて、指定制の導入ということが書いてあります。つまり、客観的な基準を満たせば、多様な事業者が参入をしてきて、しかも、それは今の認可園と基本的に同じ支援を受けられるという仕組みです。

つまり、需要予測に基づいて自治体がつくる数を決めて認可する、そういうものではなくて、ニーズをはかつて事業者が参入をし、そして事業を行っていくという、それが基準を満たせば、基本的に、原則として指定が行われるという仕組み

です。

私、このころ、民主党政権の外側にいましたので、別に肩を持つ義理は全くないですけども、しかし、私は、これはやはりやるべきことなのではないか。しかも、先ほど言ったような、自治体の壁で供給制約が起きているとおぼしき状況であるとなれば、企業主導型保育をやった基本的な考え方の根底にはこの視点があるように思います。

そういう意味では、ぜひこの検討を改めて進めていくべきだと思いますが、大臣、御答弁ください。

局、こうした手をつけられていない構造的な問題に手をつけないまま対応していることがこの現状をもたらしっていると私は思います。ですから、今の最後の御答弁は非常に残念に思いました。

加えて、三枚目のペーパーには、こども園ということで幼保一体化のことが書かれているわけですから、これからちょっと幼児教育の話をさせていただきたいというふうに思います。

牧原副大臣、厚労省に關してのパートはここが最後だったと思いますので、もしよかったら、お疲れさまです。

それで、幼児教育の重要性というものが最近とみにクローズアップをされているわけですが、これも、これはなぜ重要だというふうに今考えられつつあるのか。子ども・子育て全般にかかわる大臣として、その認識をお伺いしておきたいと思っております。

○松山国務大臣 お尋ねの保育所の認可の關係につきましては、児童福祉法に基づいていくものでございますので、まず、厚労省の方から答弁させていただきます。

○成田政府参考人 御指摘の指定制についてでございますが、平成二十四年の子ども・子育て支援法の制定などに当たりましては、国会審議において、指定制を採用した場合の保育の質に対する懸念などから、国会の修正により、認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入することとされた経緯があると承知しております。

児童福祉法では、保育園の設置についての認可申請を受けた都道府県等は、その保育園が都道府県等の定める設備運営基準に適合する場合、原則として認可することとされているものであり、認可制のもとにおいても保育需要の増大に対応できる仕組みとなつていてと考えております。

○柿沢委員 大臣の答弁をお願いしようと思つていたんですが、こういうことになりましたけれども、正直申し上げて、本気でやる気があるのかというふうに、私はちょっと、本当に感じてしまいます。

今まさに、待機児童ゼロを何か国策として強力に推進しているかのようなことを与野党問わず政治家は口にするわけですが、いつまでたっても現実が変わらない。むしろ状況は悪化しているようにも思われる。そういうことについて、結

○松山国務大臣 お答えいたします。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大変重要な時期でございます。こうした時期に行われる幼児教育、保育は、知識、IQなどの認知能力だけでなく、根気強さや、あるいは注意深さ、意欲、こういった非認知能力の育成においても大変重要な役割を果たしております。

加えて、人工知能などの技術革新が進み、また新しい産業や雇用が生まれる社会において、コミュニケーション能力あるいは問題解決能力の重要性も高まっていると認識をいたしております。

こうした能力を身につけるためにも、幼児教育、保育の重要性はますます高まっているというふうに考えております。

○柿沢委員 今まさに、IQ、学力といった認知能力のみならず、非認知能力、こういう話がありました。

スタンフォード大学のウォルター・ミシエルの行ったマシムマロテストというのがありまして、子供の目の前に、何もない部屋にマシムマロ一個だけ置いておく、食べるのを我慢していたらもう一個上げるからねと言っていないくなる、帰ってき

たときに我慢できたならもう一個上げるといふ、これは四歳児を対象にしたテストであります、大體、三分の一ぐらいの子供が我慢できて、三分の二は食べちゃうらしいんですけれども、食べるのを我慢できた三分の一の子供を追跡調査したところ、その後の学歴、職歴、こういうことに顕著な差が出たということであります。

つまり、将来の得のために今自分を律することができると、いわゆる自制心、非認知能力ですね、これをしっかり身につけて養っている子供は、学力とかIQとかにかかわらず、社会で将来大きな成長を遂げることができると、こういうことが研究の結果としても明らかにされているわけです。

私、日本の私立幼稚園の卒園式とか行きますけれども、日本の私立幼稚園、まあ幼稚園はなかなかいい線いっていると思うんですよ。しかも、これは学力を授けるということとはちょっと違う話ですから、保育園だって同じことをやっているんですよ。そう思つて、保育園の保育指針を見ると、ちゃんと書いてあるわけです。保育所における保育とは、養護と教育が一体となって展開されるものというふうにされているわけです。つまりは、保育園も教育の機能を持っている、こういう施設であるわけです。

そうすると、幼稚園と保育園の違いというのは一体何なのかというふうに感じられるわけです。いよいよわからなくなつて、ベネッセの教育情報サイトを見たら、イの一番に書いてあったのは、「保育園と幼稚園では、管轄や法律が違います。」こんなことを書いているんですよ。

幼稚園と保育園を實體として分かつものというのはい体何であるのか。同じ非認知能力を養う、そうした教育を行う、施すことができる、とすれば、区別する必要はないんじゃないかというふうにも思いますけれども、大臣、子ども・子育ての、ぜひ司令塔としての御意見をお伺いしたいと思います。

○松山國務大臣 先生御指摘のように、幼稚園

は、学校教育法に基づき義務教育の基礎を培う教育を行う学校であり、保育所は、児童福祉法に基づいて保育を必要とする児童に保育を行う児童福祉施設であると承知をいたしておりまして、まさに管轄と法律が違うところなんですから、この四月に施行された幼稚園教育要領あるいは保育所保育指針の改定におきまして、小学校教育への円滑な接続を図る観点から、三歳以上児の教育内容については、幼稚園、保育所を通じて同様の内容としているところでございます。

○柿沢委員 こども、三枚目のペーパーを見ていただくと、この平成二十二年の段階で、上の方の囲みのところの三つのボツのところですが、幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合ということが書いてあるわけですね。私は、なかなかこれは先進的だったなと。私は当時、何度も言いますけれども、民主党政権の外側にいましたから、余り、本当に身内として肩を持ついわれはないので、本当に客観的に見て、そういうふうにいると思います。こういう方向でやはりやっていくということが私は必要なのではないかと思ひます。

その一つの参考になるのは、フランスの事例だと思ひます。フランスのエコールマテル、これは保育園と小学校の中間に位置する教育機関であります。フランスは、三歳になったら子供全員が幼稚園に通う権利があると考えられています。で、ほとんどの子供が三歳から幼稚園に通います。大體、三歳から五歳までの就学率はほぼ一〇〇%。就学前教育の就学率において、先進三十カ国においてフランスはトップの状況です。これだけ幼児教育の普及率が高いというのは、やはりこのエコールマテルという、保育学校とか訳されますが、これは公立ならば全て無料ということになっているわけです。

ほとんどの子供は公立に通つていて、私立のエコールマテルというのは〇・七%とか少ないので、事実上、義務教育とは位置づけられていませんが、この幼児教育の義務教育化ということがフランスでは行われているわけ

です。ここには、保育園と幼稚園の違いなどはないわけでありませう。

こういう形で、せっかく幼児教育の無償化とか幼児教育が重要だということを言っているんですから、このぐらゐの制度の仕組みを改革していくというふうな取組をやはり視野に置いて政策を行つていかなければいけないというふうにいるんです。そうでないと、ただ幼稚園に公金を入れて無償化して、結果としては、今の幼稚園の経営を助けるみたいなことだけにとどまつてしまふ可能性もあると思ひます。

ぜひ、こういった形で、まず、幼児教育の義務教育化、そして、ゼロ、一、二歳までの子供たちに関しては、保育園を、やはり指定制を導入して全入を果たせるような、そうした基盤をつくつていく、こういうことをやるべきだと思いますが、これを大臣、御答弁をいただきたいと思ひます。

○松山國務大臣 先生御指摘のお話、大要参考になる内容だと存じます。

三歳以降の義務教育化につきましては、学校教育制度全体のあり方とかかわつてくることでもありますし、幼稚園等ではなく御家庭で子育てをすることを希望される方々もいることなども踏まえて、しかし、検討すべき課題であるというふうには認識をしております。

○柿沢委員 幼児教育は重要である、そして、子供がふえるのはいいことだという御答弁をいただきながら、結果的に返ってくるその後の施策の説明や今後の方針については、なかなか踏み込んだものが出てこないという感じをします。

しかし、それで何が犠牲になるかといへば、実際に今子供を産み育てている、そうした家庭の皆さん、また、これから産み育てようと思つていらっしゃる、そして、生まれてきた子供たちの未来が、ある意味では、ある種の、言葉の言い方は悪いですが、いすけれども、仮に無為無策であるとするは犠牲になっていくわけですので、ぜひ、そういう意識を持つて今後取り組んでいただきたいというふう

に思ひます。

ちやうど時間になりましたので、終わりとさせていただきます。

○山際委員長 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時三十二分開議

○山際委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。寺田学君。

○寺田(学)委員 寺田学です。

質疑時間をいただきまして、ありがとうございます。

少子化対策ということに絞つての質疑ということですので、松山大臣始め皆様によつとお伺いしたいというふうな思つております。

今、少子化が困難だというようなお話が政府からも頻繁にお話をされ、自治体の方でも、私は秋田ですけれども、少子化は非常に深刻ですので、県としても対策をする課をつくつたりということ

で、急場をやつております。

私は人口問題にも関心がありまして、いろいろ調べていた時期があるんですが、少子化が確定した年、表現の仕方が難しいですけど、今後少子化になるであろうということが確定した年が約四十一年ぐらい前です。一言で言うと、出生率が二を切つたところ、四十何年前で、ちやうど私が生まれる前の年ぐらいだと思ひますけれども、そのころはそのころで逆に、子供がふえ過ぎること、人口がふえ過ぎること自体が問題だということ、政府の方で、子供は二人までというふうな一つの方針を出すようなのが四十何年前でした。

それを受けて、真面目な日本人という言い方はよくないかもしれませんが、一気にその翌年から、かたんと合計特殊出生率が下がつたというふう

見方によりまされども、それぐらい前からわかつていたことでしたので、対策を立てるということに関しては、もともと早くから手を打つことができたのではないかなというふうに思います。与党、野党問わず、政権にいた者、今いる者も含めて、これは大きな、政治に携わる者としての先見性の乏しさというのか、先見性には見えてくるけれども手を打たずしてこまで来たというのが今の現状だと思えます。

これを回復するには、本当に同じように何十年もかかる問題だと思えますので、本当に腰を据えて、問題点を、イメージではなく、一つ一つ事実に基づいて対策を打って、将来的に持続可能な国という地域を守っていくということが必要だと思っています。

ですので、最初に松山大臣とお話すること、質問するのは初めてですので、基礎的なところから一つ一つ、大臣の見解をお伺いしたいと思うんですが、少子化というこの事態に至った原因は何であるかということをお伺いしたいと思えます。

○松山国務大臣 よろしくお願ひいたします。

寺田先生御指摘のように、少子化は深刻な状況でございます。昨年、平成二十九年の人口動態推計を見ますと、平成二十九年の出生数は九十四万一千人と、過去最少となりました。また、出生数から死亡数を引いた自然増減数もマイナス四十万三千人ということで、過去最高になっております。このように、人口減少が進む中、少子化のトレンドに歯止めをかけることが喫緊の課題だというふうに思っています。

その少子化の問題でございしますが、やはり、若い世代の方々に、一つは経済的な不安定さ、また長時間労働、仕事と子育ての両立の難しさ、また子育て中の孤立感や負担感、教育費の負担の重さ、あるいは身体的な年齢的な理由というものがございます。結婚、出産、子育ての希望の実現を阻むさまざまな要因が絡み合っていると見ております。したがって、これらを一つ一つ

取り除いていくということが大変重要だと思っております。

昨年、新しい経済政策パッケージ、そしてニッポン一億総活躍プラン、また少子化対策大綱をつくりました。これに基づきまして、二〇二〇年度までに三十二万人分の保育の受皿を整備すること、また、長時間労働の是正、あるいは同一労働同一賃金の実現等の働き方改革、また育児休業等の取得を促進する機運の醸成など、こういった施策によって子育ての負担の減少を目指しているところでございます。

幼児教育また保育の無償化、また真に必要な子供に限った高等教育の無償化に加えて、不妊治療への支援などの施策に、関係省庁と連携して取り組んでまいりたいと思えます。

○寺田(学)委員 基本的に私の質疑スタイルは、一度御答弁いただいた内容に対して更間いを行っていくという形ですので、今御答弁いただいた内容で質問をさせていただきたいと思えます。

大臣おっしゃられるとおり、要因というのは多岐にわたると思えます。ですので、その多岐にわたるものを一つ一つ取り上げながらやっていくんですが、めり張りも大事だと思います。優先順位というのも大事だと思います。人それぞれに主因と思われるものが違ったりするかもしれませんが。

もう一度お伺いしますが、今の大臣がお話されたこと一つ一つには賛同しますが、少子化対策の特命を受けたら担当大臣として、この少子化を招く、一番の大臣の関心事である主因は何でしょうか。

○松山国務大臣 先ほど申し上げましたが、やはりさまざまな要因があるということでは実感しております。また、まずは結婚する機会、この支援も今取り組んでいるところでございます。そしてまた出産、そして子育て、そういった若い世代の方々の今生きていくこの人生の流れの中で、一つ一つやはり不安を解消して、何の悩みもなくその不安を払拭していく、そのことに尽き

ると思えますので、そういった状況の中、この教育の無償化も含めて、さまざま、一つ一つ今取り組んでいるところでございます。

○寺田(学)委員 結婚、出産、子育てに対する不安というものを取り除くのが大事だということでした。

結婚に対する不安というのは、どのようなことをお考えになられていますか。

○松山国務大臣 まず一つは、やはりさまざまな私視察に行きましたけれども、まず出会いの場がないというところからの悩みもあるということ、そしてまた、結婚に踏み切る希望、何とかかなうように持っていくという意味では、経済的な不安定さ、あるいは長時間労働等々、これから自分たちが人生二人で頑張っていくところの思い、切り云々については、やはり、時代に対する今の経済的な不安定さ、生きていく上での不安がやはりかなりあるんだらうというふうに認識いたしております。

○寺田(学)委員 結婚にフォーカスを当てると、出会いの場がないということ、また経済的な不安があるということの御答弁でした。

もう一段掘り下げたいんですが、私、出会いの場が少ないというのは、よく言われることですし、私の方の県でも、県自体がその場を提案するようなものを予算づけてやっている。私は少々懐疑的に思っていますけれども。

出会いの場が少ないというのは昔から言われていることだとも思いますが、役所の方でデータがあるのあれば教えてほしいんですが。

私がなぜこういうことを細かく聞いていくかというと、物すごく、この少子化の問題で、イメージで語られる場合が多いんですね。本当の意味での解決策というものはどこにあるのかということ突き詰めていかないと、余りにも要因があり過ぎるので外的なものになってしまふ、効果が乏しいものになってしまうと思えますけれども。出会いの場が少ないということが婚姻率の低下

にどのようなつながっているのか、参考人の方でも結構ですので、御答弁できますか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

まず、結婚関係で申し上げますが、データを申し上げますと、生涯未婚率、いわゆる五十歳時の未婚割合ということでございますが、一九八〇年は、男性二・六〇％、女性四・四五％、これが二〇一五年には、男性二三・三七％、女性一四・〇六％と非常にふえてございます。

それで、出会いの場がないというのは、済みません、ちょっと今、正式なデータはございませんけれども、昔は、例えばお見合いによる結婚の割合というのはかなり高かったと思いますが、今は、お見合いによる御結婚の割合というのはかなり減ってきているというふうに我々は認識してございまして、まさに、内閣府が地域少子化交付金を設けてまして、そうした出会いの場、自治体ごとで出会いの場を設ける場合に交付金を我々の方から交付させていただいて、そうしたマッチングシステムを自治体の方で機能させていただいているような状況でございます。

○寺田(学)委員 今おっしゃっていた五十歳時の未婚率のパーセンテージが飛躍的に上がっている現状というのは、何かしらのデータで私も感じているところなんです。

それ自体が、出会いの場というものを用意することによってどれぐらい緩和できるのか。実績としては、何件か上がっています、何十件上がっていますというところはあるかもしれませんが、もう少し本当に取り組まなきゃいけない。

婚姻に至るまでの間、そして私個人として言うところ、ここは多分、議論が全く分かれるかもしれないんですが、婚姻制度の柔軟性自体、出生率が高いところの北欧であったり、そしてヨーロッパの方を見てみますと、婚姻制度に関しても非常に柔軟な制度を持っていたり、婚外子のあり方も非常に我々の国とは違う形での概念というものを持たれていると思えます。そういうところに対する踏み込んだ対策というのか、人それぞれの生き方に対する

る柔軟性を持った制度というものが私は必要ではないかなと思つています。

単純に、今の制度自体でどうかして婚姻率を上げていく、婚姻率が上がることによって子供がふえていくんだということのみならず、いろいろ、特に少子化対策をする立場にある大臣としてはお考えいただきたいなというふうに思つています。

もう一点だけ伺いますけれども、子育てに對する不安というのがありました。

大臣が御就任されてから、さまざま御視察されたり、人のことを、お話を聞かれたりして、と思ひますけれども、子育ての大変さつて、大臣、どこにあるというふうにお感じになられていますか。

○松山國務大臣 やはり、共働きという状況の中でいかに子供さんを成長させていくかというところが一番大きな問題だろうというふうに思ひます。

そういう意味では、経済的な問題、あるいは長時間労働や、仕事と子育ての両立の難しさ、そんな中から精神的な負担もかなり出てくるのではないかと思つておるところでございます。

○寺田(学)委員 最後に言われた精神的な負担というものを軽減させていくというのは、具体的にどのようなことをお考えになられて、どのような対策があると思われていますか。

○松山國務大臣 これもやはりさまざまな方法があるかと思ひますけれども、一つは、幼児教育、保育の無償化にしても、経済的にはかなり負担が軽くなつてくると思ひますし、あるいは男性の育児のことについても、やはり男性が家にいて、両方、お互いが協力して家の中で子供たちのことを面倒を見ることができると、そんな孤立感や負担感みたいなものを少しでも払拭してやることが極めて大事な事と思つております。

○寺田(学)委員 孤立感や負担感というものの、精神的な部分、解消しなきゃいけないというのは本当に私もそのとおりだと思ひます。

私自身、ずっと子供ができなかつたんですが、選挙に落ちた瞬間にできまして、浪人している二年間の間、妊婦である妻と、そして生まれた子供と、子供が一歳になるまで政治活動をせずに子育てばかりやつていました。

それを見て思つたことは、子育てに関して言うと、もちろん、経済的なものを何とか、子供にかかるお金をどうにかして賄つていこう、そしてまた、そういう観点から幼児教育の無償化というのはあるかもしれないが、とにかく人手が周りにあるということ自体が一番重要であるし、今、母親に限つた言い方をあえてしますけれども、母親としても、子供から離れられる時間がどれくらい持てるかということ自体が一番、子育てをする上での精神的なゆとりというのか、解放されることによる、自分の時間を持てる、何かあつたら子供のことを、すぐ手を差し伸べなければならぬ状況からいつときでもいいから逃れられるということが大事だと思つておられます。そういう意味で、学校に通わせるといふ方々もいらつしやると思ひますけれども。

きょうこの後、二つのことについて伺ひたいんですが、一つはベビーシッター制度についてです。私、内閣委員会に属してから、ベビーシッターのことについても重ね重ね役所の方に聞いておりますが、率直な印象として、政府としてベビーシッター制度に対する、何というんですかね、思ひ入れというか重要度というのか、そういうものが余り高くないなというのを感じます。それはなぜですかと聞いても、余り納得できるような合理的な説明がないのが非常に不思議なんです。

これは参考人の方でも大臣でも結構ですけれども、まず、一般論で申し上げますけれども、例えば、先ほど待機児童の問題もありましたけれども、待機児童に対するベビーシッター制度の位置づけというものは政府はどのように考えていらつしやるんでしょうか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

政府のベビーシッター制度、幾つかございまして、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業、これは内閣府が所管してございます。それ以外にも、地域型保育給付の対象となる認可の居宅訪問型保育事業、それと認可外の居宅訪問型事業があると認識してございます。

それぞれ、認可の居宅訪問型保育事業につきましては、主として、障害、疾病等により集団保育が困難である三歳未満の保育を必要とする乳幼児に對して行われるものと理解してございまして、認可外の居宅訪問型保育事業につきましては、利用対象者に特段の制限はないと認識してございまして。

また、内閣府所管の企業主導型ベビーシッター利用者支援事業につきましては、制度を利用する企業の労働者が残業や夜勤等の多様な働き方に対応できるといふような仕組みを構築していただいております。それと、それと対象者は異なりますし、違いもあるわけでございますけれども、いづれにしても、仕事と子育ての両立を支援するという意味では、いづれも非常に有意義なものだと認識してございます。

○寺田(学)委員 具体的な事業名を教えてください。というよりも、政府としてどのように捉えていたのかということの概括的なことをお伺ひしたかったんですが。

それをお答えいただく上で、一つの切り口としてお伺ひしますけれども、全体のいわゆる子育てに係る予算のうちベビーシッターの占める割合でどれくらいになっているんですか。ざっくりでも結構です。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

内閣府所管の企業主導型ベビーシッター利用者支援事業につきましては、三十年度予算三・八億円を計上させていただいております。(寺田(学)委員「全体としては」と呼ぶ)

全体としては、まさに、保育給付とかを考えると三・八億円という額になります。その中で三・八億円ということでございます。

○寺田(学)委員 じゃ、もう一つ切り口を変えますけれども、こども園、保育園、幼稚園、そういう子供を預けるということの際、一つの社会的給付と比較して、このベビーシッターにかかる予算の割合というのはどれぐらいの差があるんですか。ざっくりで結構です、急に質問しているのだから。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

ざっくりと申し上げまして、三兆円に對する三・八億程度ということでございます。

○寺田(学)委員 別に、ベビーシッター制度に予算を今使っていないからけしからぬとまでは言うつもりはありませんけれども、もちろん、保育園、こども園、幼稚園、さまざま、子供を預けるということに、我々の限られた財源をそちら側に寄せていくということも大事だと思ひますが、私は、ベビーシッターのあり方、ベビーシッター自体の制度というものが、もう少し、国の後押し、行政の後押しもあつて、子育て世代にとってアクセスしやすいものであるべきだと思います。私自身も時々使ひます。

ちよつと余談じみた話になりますけれども、海外のお母さん、お父さんたちに比べると、やはりベビーシッターの使い方ははるかに違つていて、これは国内議論があつていいと思ひますが、お父さん、お母さんが飲みに行くために子供を預けるということを平気でしますし、それをとがめる人はほとんどいません。ただ、日本の場合でいうと、そういうことをするとけしからぬと言われまふし、そのためにベビーシッターを使うのか、お金がもつたない、古い言い方をすると、嫁さんが見ていりゃいいんだというふうな話で終わると思ひます。

先ほど大臣が、精神的な負担というものを軽減するということに、単純な意味で子育てを離したいということだけじゃなくて、やはり、男性にせよ女性にせよ、子育てに携わっている者が、自分自身のプライベートの時間をしっかりと持つて、人生をその部分において楽しんでいくということも

しっかりと確保されなければならないし、それをもつて初めて人生が楽しいと思えると思うんです。

ベビーシッター制度、一つ、事業を役所から教えていただいて、正直驚いている部分があります。今質疑を聞かれている方の中で御存じない方もいらっしゃると思うんですが、先ほどお話をいただいた、三・八億円の企業主導型ベビーシッター利用者支援事業というのがあります。大臣もこんな細かいところまで御存じないかもしれないので、後でお願いするので、ちょっと聞いておいてください。

これはどういう事業かというと、簡単に言うと、会社から使えるクーポンみたいな割引券をもらって、その割引制度を使ってベビーシッターのサービスを働いている方が受けられるという制度です。たてつけ自体は別にそんなに悪い話じゃないと思うんですが、私もこの説明を聞いたときにびっくりしたんですけれども、使う枚数、企業に割り当てられる枚数が、労働者数によって一千二百枚だったり四千八百枚だったりと変わってくるんですけれども、利用する人の立場に立って見てみると、一家庭一日につき一枚、この一枚が二百円です、二千二百円、一日につき一枚だけしか使えない。一月に二十四枚まで、一年間に二百八十枚まで使用可能。

こういうサービスを使いたい人にとってみると、さまざまなニーズがありますし、その人それぞれの使い方があってしかるべきだと思います。国の予算が限られていますので、無尽蔵にこれを渡していいとは思いませんが、ある程度決められて渡されたものは自由に使うといいと思うんです。それをわざわざ国が、使い方として一日に一枚、二千二百円だけねというのは、私は柔軟性に基だしく欠けていると思うんですね。その人にとって、その日だけ、必要なときに何枚でも、自分に割り当てられた分を使ってそのときの経済的な負担をなくすという仕組みがあつてしかるべきだと思うんです。

質問したいんですけども、なぜわざわざこんな、一日に一枚なんというみみっちい使い方をさせるんですか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

この企業主導型ベビーシッター利用者支援事業でございますけれども、平成二十八年度に開始した、まだ二年目の事業、三年目にやっこさ入った事業でございます。そういうこともありまして、委員御指摘の割引券の利用上限、これにつきましては、事業主拠出金を財源として本事業を展開しているものであるとともに、広く従業員の方々に利用していただくという趣旨から、今の時点ではそういう一日当たり一枚というような制限を設けさせていただいているところでございます。

○寺田(学)委員 広く多くの方に利用してもらうのは別にいいですけども、その方個人に割り当てられたものはその方個人で自由に使えばいいと思いますよ。その方自身が割り当てられたものを一日で使うのか、一週間に分けて使うのか、使い方を自由にしたところで、別に使える人の数は変わらないと思いますので。

これは何で一日一回にしているんですか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、制度が二十八年度に発足したばかりでございます。我々としては、広く従業員の方々に利用するという観点から、現時点ではいろいろな利用の制限を設けさせていただいているところでございます。

ただ、二年たちまして、今の利用状況がどうか、そういうようなことを少し多角的に検証しながら、どういう取組ができるかというのは引き続き考えてまいりたいと思います。

○寺田(学)委員 このことに関しては、どう使っているかなんて調べなくていいですよ、別に。その人が割り当てられた範囲の中で、自分自身の使い方では使えばいいだけの話ですから。

という、大臣、ささやかながらも、せっかくなうやって予算を四億円使つて、私はまだまだ足り

ないと思いますよ、ただ、まず今、既存の、ある事業に対しての精査なんですけれども、始まって二年だからというのは理由にならないですよ。使えるのであれば柔軟に使える方が、それにこしたことはないです。柔軟に使わせない必然性があるのであれば答えてほしいんですが、先ほどから参考の方に答えていただいていますけれども、合理的な答えじゃないと私は思います。

今、今回始まったばかりという話があります。が、そしてまた、予算がついて制度を周知しているところでありまして、これは直してくれませんか、可及的速やかに。

○松山国務大臣 御指摘いただきました、ベビーシッターの一日当たり一枚という今の状況を改めてお聞きをいたしまして、確かに、一日当たり一枚、二千二百円の割引券ということでありまして、広く従業員の方々に御利用いただくという趣旨からいくと、現状、調査をしてみますと、まだ四割の方ぐらいしか使っていないということですので、使い勝手のところから問題があるのではないかと思います。今後、より多くの方に、いい制度ですので、知恵を出して、少し前向きに検討したらどうかと今思っております。

○寺田(学)委員 大臣から一言しつかりと。これは正直、一人一日一枚だけというのであれば、当たりに、何枚も使えて、その日丸々一日分のベビーシッターを使った利用料自体が賄えるとなれば、これはぜひとも申請をして、自分もそういうクーポンというのか割引券というのか、手に入れておこうと思つて、利用率も上がると思いますよ。

一日一回に限って二千二百円の割引のためにわざわざ、まあ二千二百円のためにという、それでも大事なお金だと思うので、大事だと思えますけれども、使い勝手が悪過ぎるので、これは来年からでも結構ですので、改善していただけないですかね、大臣。

○松山国務大臣 御指摘のように、間違いなく育児負担の軽減にはなる制度であります。ただ、経

済界からの企業拠出金でありますので、その辺の経済界との協議も必要になっていくかと思ひますので、しっかりと、御指摘の点は重く受けとめたいと思います。

○寺田(学)委員 一日何枚使うかなんて、経済界と話し合うほどの大きな話じゃないと思いますよ。そこは、所管されている大臣ですから、しっかりとかけ声一つで私は是正されるものだと思ひつて、問題意識をぜひ持つていただいて、担当のところに御指示いただきたいと思ひます。

ベビーシッターについて、最後、大臣から一言お話を伺いたいんですが、今、東京都の方です。認可に入れた方々、御家庭に対して、上限二十数万円ぐらいまで、月々二十数万円程度ですか、ベビーシッター代を補助するというような話が出ておりました。

私は、すごくドラチックなやり方だと思ひますし、もちろん、保育園のよさ、こども園のよさ、幼稚園のよさはあると思ひますけれども、待機児童がこれぐらいほとんど毎年ふえ続けているような状態の中で、ベビーシッターの利用というものは、建物を新たに用意する必要もなく、御自宅にそういう資格を持った者を含めて行つて子供を見てもらうということとは、かなり即効性の高いものだと思ひつています。

少子化を担当されて、そしてまた子育てに対しても責任を持たれておられる大臣として、今後、ベビーシッター制度に対する、もう一歩踏み込んだ予算の割当て及び活用の促進のためのさまざまな施策に取り組まれるようなお考えはないでしょうか。

○松山国務大臣 今、私のもとで、少子化対策の克服戦略会議というのを立ち上げて、まさに今検討している最中でございますので、先生御指摘の東京都の取組も少ししっかり研究した中で、前向きにいろいろなことを取り上げていきたいと思ひます。

○寺田(学)委員 スピード感を持つてぜひやって

ください。一年、二年待ったところで、本当に、あした預けるところがないといつて困っている方がたくさんいらっしゃるのです、それはスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

もう一点の方は、婚姻率が上がらないというような話の中で、一つの結婚にまつわることについて大臣の御認識をお伺いしたいんですが、夫婦別氏制度についてです。夫婦別姓と呼ばせてもらいますけれども。

大臣自身のお考えをまずお伺いしたいんですけども、憲法に対するアンケートですが、二〇一六年の資料が私の手元にあつたんですけれども、結婚及び家族に関する問合せの中で、結婚したら夫婦は同姓にすべきだ、又は結婚したら夫婦は別姓にすべきだ、その他、自由に選べるべきだ、この四択の中で、大臣自身として、結婚したら夫婦は同姓にすべきだというところに御回答されていますが、そう思われる理由は何でしょうか。

○松山国務大臣 今お尋ねの点でございますが、私個人の意見は、今閣僚という立場でもございまして、この場でお答えするのは適切ではないというふうに考えておるところでございます。

別氏制度の導入の問題につきましては、我が国の家族のあり方に深くかかわるものでもありますし、国民の間にもさまざまな意見があるというふうに承知いたしておりますし、私の先ほどのお話も、ちよつと一つの時点であれですけれども、さまざまな時代の流れによって、いろいろな立場でいろいろの御意見があるということは承知いたしておりますので、現在、私の個人の意見は、とりあえず差し控えていただきたいと思います。

○寺田(学)委員 いや、二〇一六年にお答えになられたわけですから、そのときなぜそう答えられたのか、そう答えることに至つたのかという理由は答えられないと言われると質疑できません。

なぜ、大臣は当時、このような質問に対し、その他だ何だという中において、夫婦は結婚したら同姓であるべきだというふうな選択肢を

選べたのか、大臣のお考え方、当時どのようにお考えになられていたのかをぜひとも教えてください。

○松山国務大臣 一議員としての個人の見解です。で、今、閣僚としての立場をここで述べるのはやはり適切ではないというふうに思います。

○寺田(学)委員 いやいや、お答えになつてくださいよ。別に、私、是非を問うているわけじゃないですよ。大臣が当時お答えになられた理由は何ですかということですよ。

これは、そういうような形で、いや、今私は大臣だから過去述べたことに対して言及するのは差し控えたいといったら、過去その方自身が何かしゃべっていること、安倍総理だつてそうですよ、過去どのようなことをお答えになられていたのかということ、どのように説明するかの放棄ですよ、それは。

私は、是非を問うているんじゃないです。なぜそのようにお答えになられたのかということ、私はこういう場において、かつ、大臣の今所管していることと全く関係ない話じゃないですよ、結婚にかかわることですから。まさしく大臣、言われたじゃないですか、冒頭に。そのことに關して過去にお答えになられていたことですから、理由をぜひ教えてください。

なぜ同姓であるべきだとお答えになられていたのか、今もいるのかわかりませんが、当時、そのようにお答えになられたのか、その理由を聞かせてください。

○松山国務大臣 そのときの私の判断だったかと思ひます。

○山際委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○山際委員長 速記を起こしてください。

松山大臣。

○松山国務大臣 当時、そういう記録があつたかと思ひますが、それはそうあるべきだと私自身の判断だったかと思ひます。

現在、きょうこの時点ではどうあるべきかと

いうことは差し控えたいと思ひますけれども、時代の変化とともに、また、私も四人子供がいますから、女の子が嫁に行つて、共働きでいろいろな働きもやっていますから、いろいろな話を聞く中で、さまざまな立場でさまざまな御意見があることも十分承知いたしておりますが、現時点で私がどうあるべきかはお答えは差し控えますが、当時、はそうあるべきだと思つての、そのアンケートに丸をしたんではないかというふうに思います。

○寺田(学)委員 だからこそ、その当時、なぜそのお答えになられたのか、理由をお伺いしたいというところで質問させていただいています。

○松山国務大臣 そのことがやはり社会に定着していた、そうこれからはあるべきではないかとそのときは思つた、判断したんだというふうに、当時は、だと思ひます。

○寺田(学)委員 その当時定着していた、同姓であることが定着していたということですか。定着していたというのには法律で決まっているからですよ、これ。それは定着しますよ。法律で決まっているんですもの、そうせざるを得ないです。私こそ、選択的夫婦別姓が、別氏がいいかどうかを議論したいんですけれども、その前に、これは担当大臣としてお伺いしますけれども、選択的夫婦別氏の制度が認められないことによって、婚姻をとどまるケースがあると認知されていますか。それとも、そのようなケースはないと、担当大臣として思われていますか。

○松山国務大臣 ちよつとその辺は、十分調査もしておりますし、声も聞いておりませんので。ただ、ないとは言えないというふうに思ひます。

○寺田(学)委員 調査はしていないけれども、ないとは言えない、あるということですね。

実際、あると思ひます。それで事実婚を選ばれている方がいらっしゃるかもしれませんし、結婚に対して、特に、今九割以上が男性の姓の方にありますので、女性側の方が男性側の方の姓に変えるということをちよつとよし、結婚を踏みとどまり、それで晩婚になるということも、私も、身近

なケースでもありましたし、私自身、結婚するときにも、妻とはその部分は、今でも言われまされけれども、非常に夫婦間の中での話の話題として今でも残っていることです。

一番冒頭に質問したときに、少子化の問題点というのは婚姻率が上がらないことというところでした。今、この問題自体、この問題という言い方はおかしいですね、夫婦別氏が選択的に制度化されていないこと、変えてもいいですし変えなくてもいいということ、それが認められていないことによつて、結婚を踏みとどまる方々がいらないことではないかと思つた大臣はお話をされました。

この点に關して、担当大臣として、問題意識を持たれた大臣として、選択的夫婦別姓について議論を進めていく、是非はあえて今言いませんけれども、このことに關して議論を進めていくお考えはありますか。

○松山国務大臣 夫婦同氏制度と婚姻率との関係ですが、両者の因果関係を示すデータ等は承知しておりますので、申し上げることができないわけでありまして。

また、選択的夫婦別氏制度の導入の問題については、最高裁の判決における指摘あるいは国民的な議論の動向も踏まえながら、法務省において対応の検討が続けられていると、状況は承知しているところでございます。

○寺田(学)委員 国民の考え方ということのお話がありました、今、参考人の方で結構ですけれども、直近の政府が行つた調査が出ています、この選択的夫婦別氏制度に対して、どのような結果が出て、過去のトレンドとしてどのような結果が出て、過去のトレンドとしてどのような結果が出て、お手持ちはないですか。大丈夫ですよ。なければしゃべりますが、いいですか。

○簡井政府参考人 お答えいたします。

平成二十九年に内閣府が実施した家族の法制に關する世論調査の結果のうち、選択的夫婦別氏制度の導入につきましては、賛成が四二・五%、夫婦は必ず同じ名字を名乗るべきだが、旧姓の通称

使用は容認するとしたものは二四・四％、反対が二九・三％であるという結果が出ているものと承知しております。

○寺田学委員 六年前のたしか調査に比べると、賛成が七ポイントちよいふえ、反対も同じように下がり、かなり、六年前の調査だと三割、三割ぐらいで並んでいたのが、ある種はつきりとした傾向になってきたと思います。

これを誤解されている方は、国会の中ではいらつしやらないと思いますが、国民の中にもあるかもしれませんけれども、別に全員が別氏にしろと言っているわけではありませんし、選択できるというだけの話で、選択制度を設けたところで全員がまた別氏になるとは私は思えませんし、ほぼ、多くの方が同じ姓にするとあります。

ですので、私は、この制度自体は、少子化の観点からこういうものを認めるというのはややイレギュラーな方向性だとは思いますが、ただ、長年ずっとこれは、法制審を含めて、選択的夫婦別氏制度を認めるべきではないかという答申も出ていますから、一億総活躍なのか、さまざまなアプローチはあると思いますが、私は進めるべきだと思うんです。

ぜひとも誤解を解くためにあえて質問したいですけれども、この選択的な夫婦別氏制度を認めていない国は日本以外にあるんですか。

ないですよ。日本だけです。間違っていますか。日本だけです。

○簡井政府参考人 現時点で法務省において把握している限りにおきましては、日本以外にはございません。（発言する者あり）

○寺田学委員 個人的なお考えがいろいろ、理事にはあるのかもしれないが、いづれにせよ、当時そうだったということは、大臣、それはアンケートを見ればわかりますけれども、それこそ、今、大臣になった立場なので自分の考え方は控えたいと最初ちゅうちよされてたのであれば、逆の意味で、ぜひこのことの議論を進めてください。

もちろん、是非を今から強要するつもりはありませんが、日本だけです、今その制度がないのが、その上で、家族が壊れるだ何だといろいろな意見があると思います。では、実際のところ、ほかの国は壊れているのかどうかも含めて議論してほしいと思います。

最後に、今、時間ですので一点だけ聞きますけれども、この選択的夫婦別氏が認められないことによって結婚を踏みとどまる方がいるということ、これは認知しているけれども、どれぐらいかわからないというふうなお話をされていました。調査してください。いかがですか。それをもって質問を終わりたいと思います。

○松山国務大臣 少子化の担当大臣の立場から、その辺も少し調査をして、今後、重たい課題として受けとめたいと思います。

○山際委員 次、中川正春君。

○中川委員 続いて質疑をしていきたいというふうに思います。

大臣、先ほどのお話では四人子供さんがおられるということ、私も四人なんですけれども、いろいろな議論を通じてつくづく思うんですが、子ども・子育て、これは、一つ一つ、分野分野で取り上げるということに非常に限界が来ているというところ、日本の国の形としては、それこそ政策のメインストリームというものが、あらゆる政策の中にこの考え方というのがそれぞれ組み込まれて、トータルで、社会全体でどうしていくか、そういう議論をしなきゃいけない局面に来ているんだと思うふうにいるんですよ。

担当大臣として、子供を育てられて、私の場合は、私が育てたというよりもかみさんが育ててくれたということなんです、そんな中で、家族を持つ喜びとか、あるいは、昔のように強制的に、これだけ子供を産みなさいという話じゃなくて、家族を持つ、子供を育てることが喜びにつながる、幸せにつながる、充実感につながる、何かを犠牲にしなければ子供が育てられないと

いうような、そういう社会背景を克服して、更に充実した家族へ向けて、そういうトータルな施策をしていこうと思うと、これはちよっと前もって通告はしていないんですが、体制そのもの、内閣府の少子化担当の大臣ということで担当されるということだけではなくて、一つの省庁、これをしっかりと組織的に運用しながら対応していくという、そこまでしっかりとした基本を持つていかないと克服できないんじゃないか。あるいは、もう一つ上のステップという、更に成熟した社会というのはつくり出せないんじゃないかとつくづく私も思っているんですけども、大臣、そういう観点から、どうですか。

今の政権に対して、あるいは与党の皆さんに対して、子供子育て省あるいは庁でトータルでいこうじゃないかという提言を、この際、大臣みずからがやっていくべきだというふうに思うんですけども、ちよっと通告にはないんですけど、大臣の今の気持ちを表明いただきたいと思っています。

○松山国務大臣 先輩大臣として大変貴重な御指摘、御意見だというふうに思います。

平成二十四年の自公三党合意、それを受けた子ども・子育て関連三法の制定を受けて、子ども・子育て施策を総合的に推進するための組織として内閣府に子ども・子育て本部というのが設けられてスタートしたかと思えます。

そのような先生の御指摘も踏まえて、この本部で機能を充実させて、まずはしっかりと進めていきたいというふうに思っておりますし、少子化対策は非常に大事だと思っております。

○中川委員 遠慮せずに、省庁まで持つていこうということ、ぜひチームを組んで、党の中でも頑張っていたきたいというふうに思います。期待をしていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ちよっと法案が先に通ってしまったんですが、私たちの仲間では、委員長、これはやり過ぎじゃないかということで大分批判も出ておりまして、解任決議案でどうかというところまで

いったような話だったんですけども、おわびの話も出ましたし、これから運営について、非常に御理解のあるところで、しっかりと一つ一つ議論していこうという合意もできたということであります。

その上で、法案はもう通ってしまったんですが、その中の課題、もう一回復習する意味でも、一つ一つ確認をしていきたいというふうに思っています。

まず、財源なんですけれども、この三千億円という財源が、二十八年度の予算の大臣折衝の事項の中で、事業主拠出金の引上げによってこれは対応していかないんだということを前提にして予算化があったというふうになっているんですけども、これは今回、そういう意味からいくと、その前提が覆されてこの三千億円の話になっているのか、それとも、他に財源の目途というのがあるのかどうか、そこををまず確認をしたいと思います。

○松山国務大臣 平成二十八年度予算における大臣折衝事項におきましては、この子ども・子育て支援法に基づく子育て支援の質、量の充実のために必要となる一兆円の財源のうち、消費税財源で確保した〇・七兆円を超える〇・三兆円の財源については、事業主拠出金の引上げによって対応しないというふうになっております。

それで、この〇・三兆円とは別に、今般、子ども・子育て支援法におきましては、社会全体で子育て世代を支援していくという大きな方向性の中で、個人と企業が負担を分かち合う観点から、経済界に応分の負担を求めるといいたしました。そして、子育て安心プランの実現に必要な企業主導型保育事業と〇一二歳児の保育の運営費三千億円について、企業が拠出金を充当するということといたしました。

したがって、先生御指摘の、二十八年度予算における大臣折衝事項と今般の拠出金の引上げについては別の事項でございまして、前提が覆されたということではございません。

○中川委員 済みません、ちょっと、さっきの説明がわからなかったんですが。

大臣折衝では、事業主の拠出金の引上げでは対応しないということだったわけでしょう。今回、拠出金の引上げをやっているんですね。そのところの整合性をどう説明しておられるのか、ちょっと私、理解できなかったんですが。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

大臣折衝の間でのこの〇・三兆円といふのは、いわゆる三党合意の中で、量の拡充、質の向上のために約一兆円超必要だといふ中で、消費税で大体〇・七兆円メニユーを確保する、それ以外の〇・三兆円については財源を別途確保して進めていく、その中で、その〇・三兆円につきましては事業主拠出金を充てないという整理になっているところでございます。

今般の法律改正によりまして、〇・三兆円、事業主拠出金としていただくものにつきましては、今申し上げました〇・三兆円の質の向上には一切充てませんで、新たに企業主導型保育事業の拡充とゼロ歳から二歳児相当分の保育の運営費に充てるというものでございますので、同じ〇・三兆円ではございますけれども、二つは全く別物ということでございます。

○中川委員 私がちょっと気になるのは、この事業主の拠出金制度というのは、これをつくられたのが昭和四十六年度、児童手当法が施行されたときで、これは〇・〇五%だったんですね。

それから、さまざまな手当がずっとふえていきまして、どんどん割合が上がっていった、平成二十九年度で〇・二三%、主にこれが、さっき話の出した、仕事・子育て両立支援事業として、企業主導型の保育事業を主に、あと幾つかあると思うんですが、それに充てていくということなんですよ。

こうした形で、税でなかなか賄えない。これは、消費税を上げるということを送り出したから、その中で財源を何とか工面をしなければいけないというところどこへ来ているんだと思う

んです。

あと、それぞれ、昭和四十六年から今にかかる一つ一つの加算を見てみると、やはり、一番取りやすいところからというか、財源が得やすいところから得ている、こういうことになるんですが、一つの懸念というのは、これをいつまで続けていくのか。

一つ大枠の中で、企業が貢献してもらう部分は、このことごとくに使って、これを同じように、参加をしてもらって子育てをしていくという部分、あるいは、子育て以外にも拡充策が出ていまして、その合意があることが安定財源に結びついていくんだらうというふうに思っています。そのところの大枠の話合いというのをやはりやるべきだと思っておりますが、それがなくなってしまうと崩壊しているというふうな一つ思っています。

そこについては、大臣、どういう見通しでこれからこの拠出金というのを利用していくとされているのか、大枠、お話をいただきたいと思っています。

○山下(雄)大臣政務官 御指摘いただいております。これまでの事業主拠出金は、児童手当や地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブ、病児保育、延長保育、さらには企業主導型保育事業などに充当されています。

これらの事業に充てている理屈としては、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを通じて、将来の労働力の維持確保につながる効果が期待されていること、また、企業などに勤めていただく方々の仕事と子育ての両立を支援し、事業主にとっても子供のいる従業員の離職の防止など労働力確保に資することであることから、事業主拠出金を充てることとしておこなっています。

○中川委員 それであれば、何でも使えるということじゃない、税金と同じように何でも使えますよというところじゃないので、これはやはり目的をはっきりさせて、税金じゃないんだから、負担

金として徴収するわけですから、目的をはっきりとさせて、その枠組みの中で納得をしてそれぞれが拠出をするということではないといけないというふうに思っています。

そこについて、大臣、改めて考えを聞かせてください。

○松山国務大臣 経済団体とは丁寧によく協議をさせていただきたいと思っておりますし、拠出金の方は、〇・四五%の範囲の中でしっかりと取り組んでいくということ徹底したいと思っております。

○中川委員 もうこれ以上理屈を言う思いはないんですけれども、〇・四五%の範囲の中でと言っちゃうと、これからの上げませんよという話になるんですよ。そうじゃないでしょう。恐らく、いろいろな流れの中で、これをやはり使わなきゃいけないんだと思うし、これは私は否定しているわけじゃない。これは大事な要素だと思っております、ひとつしつかり、さっきの答弁、直す方がよいと思うんですが、そこも含めて、お話をさせていただきたいと思っております。

それと同時に、もう一つ、企業が企業として、扶養手当であるとか子供のための子ども手当であるとか、そうした形で給与に上乗せをして支給をしているんだと思うんです。これが最近の傾向でどうなっているかということだと思っておりますけれども、こういう手当類というのはどうも整理をしていく方向で、そして逆に、全体としてのトータルな所得、特に若い世代の所得が、それでもって思うように伸びていないという原因にも一つなっているのではないかとということが指摘されてもいます。

午前中にもちょっと話が出たかもしれませんが、私たちが子ども手当を設計したときには、フランスの例というのを非常に、なるほどなという形で参考にしたんです。

もともと企業がつけている子ども手当というのを組合立化して、だから、有志の企業が集まって組合をつくって、それへ向いてこの手当を拠出して、ファンド化して、そのファンドで子ども手当

を賄うということを始めた。これがもともとの財源、いわゆる子ども手当の財源として出発したと言われているんですね。時を経るに従ってそれが一つの固まりになって、それで、政府がそれへ向いて資金を付け足していく。そういう自立型の子ども手当の仕組みというのがつくられてきて、あそこまで安定したものになってきたというように、あそこを聞いたものですか。

日本でも、そうした意味では、各企業が拠出をしている、こういう形の拠出金と、それからもう一つ、それぞれの企業の自立性によって、それぞれ子供たちに対してつけている子ども手当というふうな類いのもの。これは、両方資源として見ていくと、トータルで整理をして、それで資金化していく、あるいは、子供たち、子ども・子育てのために活用していくという方途があるんじゃないかというふうなことを考えていました。

現実にはなかなかそこまでいかなかったんですが、この課題というのは私は残っているんじゃないかなというふうに思っています。

そういう観点で見ていったときに、将来、企業にどういふふうな負担してもらうか、あるいはどんな仕組みをつくっていくかということについて、企業が今出している子ども手当、この活用について、大臣、一工夫するということはどうですか。大臣の見解の中でお話をいただければありがたいと思います。

○松山国務大臣 現在、企業からいただいている事業主拠出金は、児童手当、また、地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブ、病児保育、延長保育と、さらには、平成二十八年度からは新たに企業主導型保育事業に充当されています。こうした取組を通じて、企業等に勤める方々の仕事と子育ての両立を支援する、そして、事業主にとっても、子供のいる従業員の離職の防止あるいは労働力確保に資するものとして大きな役割を担ってきているものと思います。

さらに、子育て安心プランの実現のために、必要な財源として、待機児童の九割を占める〇・二

歳の運営費に御協力いただくことになりました。子ども・子育て支援は、社会の全ての構成員が相互に役割を果たして、協力して行うことが重要でありますので、独自に子育て支援に取り組んでいたという企業の方々に本当に感謝をしたいと思います。

先生御提案の仕組みですけれども、事業主の負担の皆様の十分な御理解、御協力が必要な課題であるかと考えておりますけれども、我が国の子ども・子育て支援における制度を考えるに当たっては、御指摘のような諸外国の経験など、さまざまな要素を総合的に勘案をしながら考えていくということも大変重要であると認識をしておるところでございます。

いずれにしても、安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向け、私も課題として受けとめさせていただいて、取り組んでまいりたいと思います。

○中川委員 ちよつと事前に、こんなことで、こんな切り口で聞きたいんだけどということを通告をしていたんですけども、何か消化不良のような形の答弁になってしまいました。

ぜひ、そうした、財源をトータルでどうしているのかということ、企業が負担してもらおうということについては、これは私は、一つの方途であるし、大事な側面だと思ふので、もう一工夫、二工夫して、出してもらいやすいとか貢献してもらいやすい、一緒に育ててもらいやすいようなシステムというのを工夫していただきたいというふうに思います。

次に、これは子ども・子育て支援給付と、それから地域子ども・子育て支援事業等と、それから保育充実事業、こんな形であるわけですから、この関係をどのように整理していこうとされているのか。

恐らく、地方自治体もいろいろな協議体あるいは仕組みというのを、計画に基づいて、この計画、あの計画とやっていると思うんですが、今、方々から、こうした形で新しい名前をつけて、今

度はこれをしなさい、あれをしなさいという話の中で相当混乱があるように聞いていますし、私自身もこの問題を考えるのに迷う。

同時に、今回の法案の提出でも、名前を間違えて、事業という文字を削ってしまった誤解を生んだというふうな役所サイドのこともありました。

これは恐らくトータルで、しっかりと整理した形でやらなきゃいけないだろうというふうに思うんですが、そうした意思はないかどうかということですね。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

平成二十七年に子ども・子育て支援新制度の施行とともに発足いたしました内閣府子ども・子育て本部におきまして、子育て支援の基本的な政策などにつきまして行政各部の施策の統一を図るため、企画立案、総合調整を行っているところでございます。

委員御指摘の、まず施設型給付につきましては、大きく保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園等があるところでございます。

また、地域子ども・子育て支援事業につきましては、全ての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行うということで、地域子ども・子育て支援事業を行っているところでございます。

平成二十七年の子ども・子育て新制度以降につきましては、保育所や幼稚園などの施設型を問わず、共通の給付の仕組みとして施設型給付を創設してございます。内閣府から一元的な財政支援を行っております。

また、地域子ども・子育て支援事業につきましては、内閣府から一元的な財政支援を行っているところと、保育所や幼稚園などの施設型を問わず、共通の給付の仕組みとして施設型給付を行うことになってございますけれども、給付につきましては、現在、内閣府からの一元化が実現できているところでございます。

○中川委員 内閣府からの一元化といいますが、子ども、保育園、それからこども園、そして幼稚園、子供にとってはそれぞれの選択肢があつて、前々からのこれは課題ですけれども、それぞれ省庁が、厚生労働省と内閣府と別々に運営している、また基準も違う、認可基準も違ったものになっていく、それから、システムそのものも違

う。これを何とか統一をしていこうということ、さっきお話が出ましたけれども、本部もつくって、その方向へ行こうといつて、なかなか今でもそれが達成できていないのか、それぞれの形で自分の省庁のシステムをおろしているということですね。

だから、さっきのその答弁は、あなた方がやっている範疇の中で内閣府がやっていますと言っているだけで、幅広く考えていいたら、それぞれ違った絵柄、国民から見ても違った絵柄が出てきているということ、前からの課題なんですね。

これに対しては、大臣、どんな取組を今しておられますか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、保育所、幼稚園、それぞれ所管省庁は分かれてございますが、給付の一元化とともに、例えば幼児教育無償化を幼稚園、保育所、それから認定こども園、横串で進めていく、あるいは処遇改善を進めていくといったようなときに、省庁は別々でございすけれども、内閣府を中心に、子ども・子育て本部を中心に、厚生労働省、文科省と連携をとって進めていっているところでございます。

○中川委員 ずっとそうやって答えてきて、なかなか、国民、それを受けとめる方に理解してもらっていないというところが現状なんだと思うので、素直に、もっと、連携という形ではなくて統一したものを持つていきたいということ、現場の皆さんも、やはりしっかりとこういう答弁の中で答えていくべきだというふうに思います。

そのことを前提にして、今度の事業主の拠出金の、いわゆる企業主導型保育事業なんですけれど

も、ここで、地域では、従来の保育園あるいは幼稚園という形で、総量的なニーズとのバランスもあわせて調整をしてくている。そこで足りない部分というのは、今回、企業主導型でもって積極的にやってくださいよ、それでぐっと入れ込んでいくというのはそれでいいんだろうというふうに思うんですが、地域によつては、もう統合しなきゃいけないんだ、子供がいらないんだということ、さまざまに苦勞しながら、保育ニーズを、過疎地であるけれども、どういうふうに対応していったらいいんだろうかと苦勞しているところがあるんですね。

このシステムを見ていると、許認可についてはトータルで、従来型の保育園あるいはこども園にしても幼稚園にしても、これはやはり市町村、市が中心になってトータルな計画を書き上げながら、ニーズに基づいた形で調整している。だから、新規で保育園をやりたいということであつても、そこは調整の対象になっていくということだと思ふんですね。

ところが、企業型というのは、手を挙げて、国直轄ですから、そこでもって認可が得られた者が、この制度でいくと市町村に伝えられて、今度こういうことができたよという形で市町村に伝えられるだけで、条件が合えば認可をおろしていくというようなシステムになっています。

例えば、こういうところであるところから起こってくる可能性がある。各省庁の描いた絵柄でいくとそうした形になってしまふということなんです、こうした部分についてどのような調整をしていこうとされるのか、もう一度答えていただきたいと思ふます。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

企業主導型保育事業と自治体との連携ということ、企業主導型保育事業と自治体との連携というところでございますが、企業主導型保育事業の実務を担う公益財団法人児童育成協会から、都道府県を通じて、市町村に対して、助成決定した施設の住所、定員、開所予定日、地域枠の設定の有無等についての情報提供を定期的に行っている

従業員の多様な働き方、夜間、休日勤務もある
うかと思っています。そうした多様な働き方に、そう

した保育ニーズに応えられるような受皿を企業主導型で整備していくというのを一つの目的と考えてございます。

○中川委員 事業主の拠出金を充てるということもあって、私が想定していたのは、例えば、一つの工場がある、そこに働きに来ている人たちの子供たちが、保育所が近接しておれば一番便利なんだから、まず従業員を中心に子供たちを預かるう、そこで余裕があれば周辺地域に対してもそれを広げて、それで保育のニーズをそこから酌み取っていくというモデルなのかなと思っていました、それでいいんですか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

今委員御指摘のようなケースもあろうかと思えますし、あるいは、従業員様のいわゆる団地、そこに保育所を設けて通勤の負担を軽減するというようなこともあろうかと思えますし、あるいは駅前に設けるというようなこともあろうかと思えます。それはそれぞれの企業様のニーズに応じて、逆に言いますと、そういう多様な設置のやり方が可能になっているというのが一つの特徴だと考えてございます。

○中川委員 設置者なんです、その場合の設置者というのは、それぞれの対象の企業が設置者ということ、これが想定されると思うんですが、それだけではないとすれば、あと、どういうことを考えていますか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

設置者につきましては、企業みずからが設置いただくケースもあろうかと思えますが、一方で、保育事業の経験のない企業様もあろうかと思えます。そういう場合には、みずから保育施設の運営を行うことが非常に難しいと思っておりますので、保育事業者が設置した施設を企業が利用するといったようなことも想定しているところでございます。

○中川委員 その結果、何が起きているかということ、この実態の中でずっと設置者を見てみたんですが、株式会社立の保育園あるいは子供の施設

設を営んでいるところが設置者としては圧倒的に多いということ、それからもう一つは、全国のネットワークで保育事業をやっている株式会社、この事業を利用して全国ネットワークで広げるということで需要を満たしてきているということ、そういう形になってきています。

これは恐らく、将来、このままいけば、地域でこれまで保育事業に携わってきた人たちが、例えば、宗教法人がずっと昔から子供たちのために開いてきた社会福祉法人を中心とした施設、あるいは公立のそうした施設なんかとちよつと色合いの違う形でこの広がりが出てきているだけに、株式会社立がこういう形で立地するというのに対して、ある意味、地域にとつては非常に大きな脅威みたいな、そんなふうに出てくればちよつとくるだろうと思うんです。

これは、企業が工場の中でちよつと保育所をつくるというのと違うんですね。ビジネスとして戦略的にネットワークをつくって、それで保育事業をやるということに対して、非常に使い勝手のいいシステムを国がつくったということになるんです。そこで大きく色合いが変わってくるという可能性はあるんですが、そのところを事前に、将来の子供たちを預かる主体としてそれでいいのかどうかということ、あるいはそのバランスをどの辺で考えていかなきゃいけないかということ、こんな議論を、この実施主体を見ていると必要なんじゃないかという思いがします。

でないと、なかなか地域で受けとめていただけない、できない、そういう事態になってくるんじゃないか、このままふやしていけば、このシェアというのがぐつとふえていったらそうなるって、そんなんじゃないかというふうに懸念をされるんですが、それはやはり事前に方向性というのを話し合っていくべきだというふうに思いますというところを指摘しておきたいんですが、大臣、どう思われますか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の運営形態でございますけれども、

例えば、平成二十八年度に助成を決定いたしました八百七十一施設を見ますと、単独設置が四二・二％、いわゆる中小企業様とかがよくやられます共同設置、共同利用が四二・五％、保育事業者設置が一五・三％となっているところでございます。

ただ、委員の御指摘もございまして、地域ごとによつて施設が立地しているとか、運営形態とか、そういうのを更に分析を深めていきたいと思っております。

○松山国務大臣 企業独自でやっている方がやはり今のところ多い状況もございまして、使

い勝手がいいように、これから先生の御指摘を踏まえて進めていきたいと思っております。

○中川委員 私の質問を読み返しておいてください。意味が違ふんだと思うんです。違う答弁書を読んじやった。どうぞ。

○松山国務大臣 企業主導型保育事業ですけれども、事業主拠出金を財源として、企業におけるあくまで従業員の仕事と子育ての両立支援の推進を図る観点から、企業が主体となって事業を実施するものでございます。

保育事業の経験のない企業にとつては、みずから保育施設の運営を行うことが難しい場合があります。みずからが施設を設置、運営するほかに、事業の実施を保育事業者に委託をしたり、あるいは保育事業者が設置した施設を企業が利用することも制度を創設したときから想定されておりました。

○中川委員 恐らく、このままずっと広がっていくと各地域で問題提起がされる一つの課題だと思ふので、事前に一応通告をさせていただいて。地域がこれまで積み重ねてきた歴史の上にこれを、ある意味で横やりを入れて、新しいシステムをこつとやってくるという話ですから、ここはやはりバランスをとっていくような話合いというのが必要だろうというふうに思います。そのところを指摘しておきたいというふうに思います。

この辺で、子ども・子育て、直接の質疑はちよつと休ませていただいて、せっかく松山大臣に出てきていただいているので、一つ気になるところで質問をしたいと思ひます。

日系外国人の日系四世への拡大を今回やっていくということになっているわけですが、この問題について、これまで定住外国人の担当を大臣はされておつて、定住外国人をいかに日本の社会の中で、いわば彼らの働くという権利の調整と、それから、日本で社会統合化していく中でのシステムをどうつくるかというのは議論をしてきていただいたというふうに思うんですが、その延長線上にこの日系四世というのがあつて、これは今の大臣の所管の中でどのように受けとめられているかということ、をまずお聞きをしたいと思ひます。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

内閣府では、在留外国人のうち、日本人の子孫として我が国と特別な関係にあることに着目してその受入れが認められて我が国に在留する、いわゆる日系定住外国人に関する施策の推進を担当しているところでございます。

日系定住外国人につきましては、日本語能力が十分でない者ほど不安定な雇用形態での就労となる傾向があること、日本の公立学校に就学する子供たちの日本語能力が十分でなく、学校での学習に支障が生じる状況が見られることなど、さまざまな課題があると認識してございます。

このため、平成二十六年三月に策定した日系定住外国人施策の推進に基づきまして、例えば、日本語で生活できるために、子供を大切に育てていくために、安定して働くためになど、六つの分野につきまして、関係省庁が具体的な施策を講じているところでございます。

このたび、法務省の方で日系四世につきましても、新たな受入れということが今後始まっていくというふうにお聞きしてございまして、内閣府としても、法務省さんと連携できるところは連携してまいりたいと思ひてございます。

○中川委員 日系四世で、例えばブラジルやペルーから日本に働きに来たいという人たちの実態というか中身というのは、どういう人たちだということをお聞かせいただけますか。

○佐々木政府参考人 今般の日系四世のさらなる受入れ制度でございますけれども、若年層の日系四世の方を受け入れ、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めていただき、もって日本と現地日系社会との結びつきを強めるかけ橋になる人材を育成することを目的とした今回の制度でございます。

○中川委員 ブラジルに行つてこれをモニタリングして、どういう人たちが日本に来たいかということをお聞かせください。

見ていると、実は子供のころに一旦親について一緒に日本にやつてきて、それで日本の学校なりあるいは日本の社会の中で生きてきた。だけれども、親が帰らなければならぬ。一時、ぐつと景気が落ち込んだときに帰つてもらうことにしていたでしょう。あのときに、帰らなければならぬ。本来なら、親が帰つても子供だけは残つて、そのまま勉強したい、あるいは社会で生きたいという人たちに對して、ちゃんとしたステータスというか、そういうものがあつてすればいいんだけれども、それも中途半端だと思ふんですよ、今。それで、親と一緒に帰つた。

帰つた人たちが改めて、やはり日本がいいんだ、日本に来たいんだという思いを持って日本に帰ってくる。これが、日系四世という枠組みを広げたときに一番反応してくれて、日本に帰ってくる人たちではないかというようなモニタリングの結果が出ています。これは、全然前提が違うんだと思ひます、さつきの話と。

この人たちに對して、日本で生きるよすがというか、恐らく、本当は日本にいたかつた、日本に帰化したかつた、日本人として生きたかつた、そういう思いも込めた部分も含めて、どういうふうにか考へていくかということだと思ふんです。しかし、それが、五年たつたら帰らないよと

いう話になつてゐるんだよ、これは。三世までは、ビザが何回も何回も更新ができて、最終的に帰化をしていこうということであるとすれば日本人になれる。別に帰化しなくとも、二十年、三十年選手は日本の中にあるわけで、それを定住外国人と定義して、今、内閣府でその対策をコミュニケーションでできるようにという、本当に点の政策でしかないんだけれども、そういうことをやつていこうというのが現状なんです。

私、わからないのは、その中で、やはり人の歴史というか、日本に對するかわりというのを考へながら、出稼ぎとしても一回来るのか、それとも、今の三世のように、定住していこうと思つたら定住者として来るのか、ここをやはり、何というか、差別化していく必要があるんだと思ふんです。

それがなまに、一律で五年でまた帰らなさいよという話は、これはないだろうというふうに思ふんですが、これは誰に答えていただいたらいいのかな。どうぞ。

○山下(貴)大臣政務官 お答えいたします。先生御指摘の日系四世のさらなる受入れ制度、これはもちろん、調査によつて、確かに、昔、日本におられた方も多かつたと思ひます。しかし、それに限らず、日本に在留していただいて、日本と現地日系社会との結びつきを強めるかけ橋になるという意味で広げている部分はございます。

他方、現時点では、そういった広げた部分ということもございまして、在留できる期間を最長で通算して五年間を超えないものとしており、その後継続して在留することは現時点では想定していないということでございます。

ただ、本制度で受け入れた日系四世の将来の在留資格のあり方について、本制度の実施状況を確認しながら議論を行つていくべきである旨の御意見もございまして、法務省としても将来の検討課題としてしっかりとやつていきたいと思ひております。

○中川委員 あ、ね、これ、法務省だけでやつて

いるからだめなんです。法務省は管理する方なんです。もう一つの視点としては、こうした日本に來る外国人をどう社会で生かすか、彼らを持つてゐる可能性というのをどのように引き出していくかという社会の構造をつくつて、その上でどういう形で受け入れるかという議論がないと、今のようになつてしまふんです。

もう一つ矛盾がある。指摘しましょうか。今回の日系四世については、日本語をそれなりに習得していなければいけませんよという条件がついてますよ。なぜなの。これまで、三世にそんな条件がついてますか。全部フリーパスですよ、三世というのは。片方は全部フリーパスで、四世だけ何で日本語の条件をつけるのかということ。

もつと言へば、彼らが本当に日本で活躍して、日本の社会の中でちゃんとした仕事について、社会のいわゆる上つていくといふか、スティーヂを上つていくといふか、そういうチャンスを与えようと思つたら、一番最初のときから、日本語に對してはこれだけの習得はやりなさいといふようなインセンティブもつくつていくということも大事なんです、逆に。

もつと言へば、彼らは、日本に來るのに出稼ぎだけという考え方で最初は來るんだけれども、日本にゐるうちにだんだんだんだ日本の方がいいんだといふことになつて、三年ごとのビザの更新をずっと繰り返していつて、二十年、三十年だから、ただ、気持ちの上で中途半端だから、子供の教育も中途半端になつてしまふ。いつかは歸るんだと思ひます。こういう構造をつくつてしまつてゐるんですよ、システムとして。だから、それを克服しようと思つたら、子供たちの教育も含めてちゃんとしたものをつくつていく必要がある。

これは日系に限つたことじゃない。単純労働といつて受け入れられている技能実習にしても、あるいは留學生の中のアルバイトにしても、みんな同じことが言えるんです。やはり仕組みを国内でしっかりつくるという議論が必要だと思ふんです。

そういう意味で、松山大臣、あなたの役割なんですよ。こんな、何といふか、定住外国人だけで、点の政策で、それでやつたふりをしているんじゃないくて、トータルで各省庁もまとめてこうした議論をする、どういふふうに関外国人を受け入れていくかという社会の構造をつくるための議論をやる、そのスティーヂをつくるというのは、大臣、私はあなたの仕事だといふふうと思ふんですが、どうでしょうか。

○松山国務大臣 先生のさまざまな御指摘、重く受けとめさせていただきます。さまざまな在留外国人に對する取組については、やはり各関係省庁しっかりと連携して対応していくことが重要であると思ひますので、私も内閣府の司令塔として前に進めていきたいと思います。

○中川委員 それから、まだちよつと時間がありますね。参考のために聞きたいんですが、在留の外国人のデータというのはいつも出てくるんですけれども、もう二百万人超えてきたといふような話がある。帰化をして、外国人だったけれども日本人として今を生きているんだといふ人の統計つて余り表に出てこないんですね。これは今どういふことに、年次的に一体どんな傾向にありますか。

○筒井政府参考人 帰化の許可がされた者の数、帰化の申請者数、あるいは帰化の不許可を受けた者の数、こういったデータについては法務省におきまして統計をとつております。

最近では、国別で申しますと、韓国・朝鮮あるいは中国などについてはおおむね同じぐらいの数字で推移しておりますけれども、その他の国が増加している傾向にございます。

○中川委員 私も統計をいただきました。昭和二十七年から、まあこのころは少ない、四千人とか五千人なんです、今は一万七千、一万六千、まあ一万前後といふところで、合計でいくと五十五万人を超えています。

世界の定義では、一年以上日本に滞在する人については移民という定義をされるんです。この人

たちはもう日本人になっちゃったんですよ。なっている人たちはなんですか。だから、好き嫌いにかかわらず人は集まってくる。さまざまな形で、日本がよければよいほど集まってくるんです。その人たちに對して、移民ではないんだ、移民ではないんだということをいつまでも言っていたら、国内の制度ができない。

だから、それはやはり真つ向から向き合つて、私たちがどういうふうな国を開いていくかという議論はやらなきゃいけないというふうに思うんですね。それがなければ、あちこちでちくはくになつていくということ、このことを指摘させていただいて、質問を終わります。

ありがとうございます。

○山際委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

この委員会におきましては、政府の国会に提出する文書が改ざんをされていく、こういうことに對して議論の前提が損なわれているという野党の主張、要求、それを棚上げにして審議を一方的に行つた、そういう中で不正常な状況が生まれた、その正常化の過程ということで、きょうは、質問ができなかつた子ども・子育て支援法改正案の内容、また少子化対策に關連して質問をしたいと思ひます。

最初に、この子ども・子育て支援法改正案の法律案要綱の誤りに對してお尋ねをいたします。

子ども・子育て支援法改正案の法律案の要綱において、市町村子ども・子育て支援事業計画と記載すべきところを市町村子ども・子育て支援計画としていたことについて、誤りではないかと指摘をいたしました。そのことについて、内閣府のまゝめたい見解を讀み上げていただけますか。

○小野田政府参考人 讀み上げさせていただきます。

子ども・子育て支援法上の市町村子ども・子育て支援事業計画という名称について、今回の法律案要綱において市町村子ども・子育て支援計画という名称を用いているのは、可能な限り簡素化

し、わかりやすく説明するという法律案要綱の観点によるものであり、他の法律案要綱においても、一部を省略したり言い換えたりする例は複数見られるところです。

他方、国の基本指針では市町村子ども・子育て支援事業計画という表現を用いており、また、地方自治体において、他の子供にかかわる計画と一体として、子ども・子育て支援計画という名称を策定している例も見られるところ、簡素化、わかりやすさにつながっていないとの御指摘をいただいたことについては、真摯に受けとめていくところです。

三月二十日の衆議院内閣委員会理事懇談会において、当該表現が正確ではないかとの御指摘、地方自治体の中には、子ども・子育て支援計画として、子供にかかわる二つ以上の計画を一体として策定している例もあること、子ども・子育て支援法に基づく施策等を記述するものとして、閣議決定されている少子化社会対策白書では略称として事業計画と記載していること、これまでの子ども・子育て支援法に係る法律案要綱には市町村子ども・子育て支援計画との記載はないこと、をいただいたことは重く受けとめていくところであり、今後、法律案要綱を作成するに当たっては、このような御指摘をいただくことのないよう、より適切な表現を用いるよう配慮してまいります。

○塩川委員 わかりやすく説明するというところで、事業という言葉だけを落とすということだったわけですね。

大体 法案を読むときには、まず法律案要綱に目を通す、その上で条文を見ますけれども、法律案要綱に子ども・子育て支援計画とあるところを、条文には子ども・子育て支援事業計画となつていて、この子ども・子育て支援計画と子ども・子育て支援事業計画は別物なのかどうかとまず最初に困惑したというのが率直なところであるわけです。

実際には、わかりやすく説明するどころか、かえつて誤解を与えるものになつていたというのが

実態だということです。

具体的にお尋ねをします。

内閣府は、地方自治体の中には、子ども・子育て支援事業計画について、子ども・子育て支援計画と表記している例があると指摘をしています。内閣府が私に對して示したのは、甲府市と大阪市の事例でありました。

この二つの自治体の子ども・子育て支援計画というものは、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を指すのですか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

地方自治体の中には、子ども・子育て支援計画という名称の計画を策定している例がございますが、これらの計画につきましては、市町村子ども・子育て支援事業計画と他の子供にかかわる計画を一体のものとして策定しているものであり、市町村子ども・子育て支援事業計画と一致するものではありませんが、市町村子ども・子育て支援事業計画に必要な事項は包含しているものと考

えてございます。

○塩川委員 いや、小野田さんは私に説明に来たときに、甲府市とそれから大阪市の事例を紹介して、この市町村の子ども・子育て支援事業計画のところは支援計画となつていいますと云つたじゃないですか。違ひでしょう。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

言葉足らずで、まことに申しわけございませんでした。

例えば、甲府市もお示しさせていただきましたけれども、甲府市は、子ども・子育て支援法に基づいて市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画と、改正次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画を一体のものとして策定しますということになってございまして、恐縮でございますが、我々としては、子ども・子育て支援事業計画がその中に包含されているということであつて、御説明をさせていただきましたが、言葉足らずでございました。

○塩川委員 いや、言葉足らずじゃなくて、説明

そのものが間違つていっているんですよ。

二つの法律のそれぞれの計画を一本にしたものを甲府市も大阪市も子ども・子育て支援計画としていたんですよ。何でこれが、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画をわかりやすく説明した例になるんですか。違ひでしょう。

○小野田政府参考人 御答弁させていただきます。

恐縮でございます、繰り返しになりますけれども、その自治体の計画の中に市町村子ども・子育て支援事業計画に必要な事項が含まれている、包含されているということで御説明をさせていただいた次第でございます。

○塩川委員 逆に言うと、支援計画となつてい、それが子ども・子育て支援法に基づく事業計画だけかと思つたら次世代育成の方も入つてい、わけだから、これはかえつて混乱するのは当たり前じゃないですか。何でそんな説明が通るのか。とんでもない話ですよ。

その上で、この法律案の要綱そのものは、閣議決定したものではありません、内閣府が作成した文書ですけども、この子ども・子育て支援制度について、閣議決定した文書としては少子化対策白書があります。これまでの少子化対策白書において、子ども・子育て支援計画という名称は使われているんですか、わかりやすく説明するということ。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

現時点では確認できておりません。

○塩川委員 確認して、問いで投げかけているわけですよ。

実際に子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画についての記載を見れば、平成二十六年以降だと思ひますけれども、二十六年版、二十七年版、二十八年版に、子ども・子育て支援計画という用語で書いていっているものはあるんですか。

○小野田政府参考人 その範囲内ではございませ

ん。

○塩川委員 では、その前にはあるんですか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

確認できてございません。恐らくないと認識してございます。

○塩川委員 ですから、閣議決定されている少子化対策白書においては、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援事業計画と書いてあるか、又は子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)という略称で書いているんですよ。どこにも、子ども・子育て支援計画というのは、閣議決定した文書にはないんですよ。それが何でわかりやすく説明することになるのか。この点でも極めて重大です。

そもそも、これまでの子ども・子育て支援法の、改正案を含めて出された法案について、その法律案の要綱に、市町村子ども・子育て支援計画を、市町村子ども・子育て支援事業計画をわかりやすく説明する用語として用いた例というのはあるんですか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、平成二十四年に制定されました子ども・子育て支援法により初めて規定されたものでございます。その後、企業主導型保育の創設等を主たる内容とし、平成二十八年に子ども・子育て支援法の改正を行いました。平成二十四年の法制定時、平成二十八年の法改正時のいずれにおいても、子ども・子育て支援計画と表記した例はございません。

○塩川委員 大臣にお尋ねします。

今、確認をしたように、地方で、子ども・子育て支援事業計画について、子ども・子育て支援計画というわかりやすい説明で書いているという例はあると言ったんだけれども、それは二つの法律に基づく二つの計画と一緒にしているもので、だから、これを子ども・子育て支援法に基づく事業計画のわかりやすい説明なんと言ったら、かえって混乱するのは当たり前じゃないですか。閣議決定した文書でも子ども・子育て支援事業計画とあ

るわけですし、過去の子ども・子育て支援法の法案についての法律案要綱でもそういう用語の説明はないわけです。

これはもう率直に、わかりやすいどころか誤解を招くしかなかったわけですから、誤りは誤りとして、素直に認めたらどうかと思いますが、いかがですか。

○松山国務大臣 お答えいたします。

今回の法律案要綱におきましては、可能な限り簡素化し、わかりやすく説明することとから、こういう名称を使ったということでございますが、しかし、先生御指摘のように、簡素化、わかりやすさにつながっていないという、御指摘いただいたことについては、真摯に受けとめているところでございます。

今後、法律案要綱作成に当たっては、このような指摘をいただくことのないように、より適切に表現を用いるよう配慮してまいります。

○塩川委員 誤りは誤りとして認めるということこそ、信頼を勝ち得るということが言えると思います。

この国会、冒頭で言いましたように、国会に出した文書を改ざんして持つてくる、まさに国会の行政監視機能、これを冒瀆するようなことが行われてきたわけで、国会と政府の関係が問われているんですよ。今回のこの白表紙につけている法律案の要綱については、まさに国会への説明のパーパーとして出されているもので、それが間違っているのを間違っても認めないという態度でいいのかということが問われなければならないし、こういうことが誤りを誤りと認めない政府の態度というのが国会と政府の信頼関係を損ない、国民の政府不信を大きくするものとなっているということ、これを厳しく指摘をしなければならぬ。今からでも誤りを認めて、反省すべきものであります。

加えるならば、今後、法案としても既に出版されているPFI法案の要綱にも間違いがあったという話ですから、何をやっているのかと。極めて重大だということは厳しく指摘をしておかなければ

なりません。

それでは次に、企業主導型保育事業についてお尋ねをいたします。

二〇一六年度からスタートした企業主導型保育事業でありますけれども、その運営形態についてもさまざまな意見も寄せられているところであります。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

この企業主導型保育事業について、どのように保育の質を確保するのか、この点について御説明ください。

子供の健やかな育ちを図るためには、保育の質の確保は非常に重要と認識してございます。企業主導型保育施設につきましては、児童福祉法に基づき認可外保育施設として、都道府県が原則年一回以上、立入調査などを行っております。

また、企業主導型保育事業の実務を担う公益財団法人児童育成協会におきまして、全ての施設を対象に原則年一回、立入調査をしてございます。さらには、通報等を受け、必要に応じ抜き打ち調査を行ったり、午睡、お昼寝時の抜き打ち調査を実施してございます。

これらにより、保育の実施状況を確認し、改善が必要な施設に対しましては、改善報告を求めるとともに、しっかりと指導を行っているところでございます。

今後とも、こうした立入調査などを通じまして、保育の質の確保が図られるよう取り組んでまいります。

○塩川委員 立入調査、抜き打ち調査、そういう中で改善報告を求めると指導を行うということでもあります。

ここで、二〇一七年度の上半期において、この児童育成協会における立入調査の実施状況が報告をされております。この児童育成協会の立入調査の実施状況の内容について、説明をしていただけますか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

立入調査は、年一回、全ての施設に立入調査を行うこととしており、平成二十九年四月から九月までの上半期に、まず四百三十二施設に立入調査を実施いたしました。その結果、三百三十三施設に対し、職員配置や保育内容に関しまして、改善すべき項目を文書で指摘をしたところでございます。

主な指摘事項といたしましては、保育計画等の整備をすることなどがございますが、文書指摘に對しては、全ての施設から改善報告が提出されているところでございます。指摘事項に対するフォローアップを含め、しっかりと指導を行ってまいりたいと考えてございます。

○塩川委員 ちよつと数字の確認で、そもそも、その分母となる施設が幾つで、そのうち立入調査をやったのが四百三十二と言いましたかね。ちよつと、もう一回確認を。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

企業主導型保育事業は二十八年度から始まった制度でございます。事実上は、その運営は二十九年度から始まっているところでございます。

二十九年度中に運営している施設は八百二十四施設ございまして、原則年一回の立入というところでございまして、この八百二十四施設が対象になってきます。そのうち、先ほど申し上げました上半期には四百三十二施設、割合では五二・四%でございますが、四百三十二施設に対しまして立入調査を実施したということでございます。

○塩川委員 そういった主な指摘事項として、保育計画等を整備することとかという話もありました。乳幼児の健康診断を実施することですとか、嘱託医との契約を締結することなども挙げられているんですが、そうはいっても、この四百二十三のうち三百三十三施設について改善すべき項目を文書で示したということだと思いますと、七割の施設には改善すべき項目を示しているということ、保育の質の問題についての懸念の声が上がるのではないかと思いますが、この点についてはどのように受けとめておられるのか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

確かに、三百三施設というのは、決して少ない数ではないというふうに認識してございます。

繰り返してございますけれども、指摘事項につきましては、全ての施設から改善報告が提出されているところでありまして、指摘事項についてはしっかりと今後もフォローアップをしてまいりたいと思っております。今後とも、まさにしっかりと立入調査も含めてやっていくこと、また、その結果をしっかりと公表していくこと、こうしたことに心がけたいと思っております。

○塩川委員 大臣にお尋ねいたします。

今言った、保育の質の低下への懸念の声が上っている。保育士の人数が足りていない時間帯があるですとか、昼寝の際にうつ伏せ寝にさせたままだったとか、給食のアレルギー対応のマニキュアがなかったなどの問題点が指摘をされたといえます。改めて、こういった懸念に対して、大臣としてどのように受けとめておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○松山国務大臣 先ほど、政府参考人からも答弁させていただきましたけれども、全ての施設に原則として年に一回の立入調査、あるいは通報等を受けた抜き打ち調査、あるいは午睡時の抜き打ち調査など実施をしているところですが、御指摘のように、七割のところで指摘されたということでは、既に全ての施設において改善報告がなされておりますが、さらに、この改善報告の受領にとどまることなく、指摘事項が改善しているかどうかを確認する観点からも、改善すべき指摘の多かった施設などについては、必要に応じて抜き打ち調査を実施することといたしております。

引き続き、この企業主導型保育事業における保育の質の確保にしっかりと努めてまいりたいと思っております。

○塩川委員 企業主導型については、認可外であり、保育所よりも職員資格等の面で緩和がされているとか、設置や運営に市町村の関与が限られている問題、企業主導型保育事業については保育料が応能負担ではない、そういった問題で低所得者世帯が利用しにくい可能性も出ている、そういった点での運営面、安全面での懸念もある、こういった点についてやはり率直に指摘をしなければならぬというのを申し上げておくものであります。今回の法改正によってこれを更に広げるといふことについての率直な懸念というのを申し上げます。その上で、この企業主導型保育事業の地域枠の定員については、国の基本方針を改正をし、市町村が確保すべき整備量に含めることができるという予定と聞いていますけれども、この辺はどのようなになっているんでしょうか。

この四月から、企業主導型保育事業のうち地域枠、これは地域のお子様の受入れ枠でございますけれども、この地域枠につきましては、自治体の事業計画の中に入れて、全体を自治体の方で管理していくということができるといふようにさせていただいたところでございます。

○塩川委員 大臣にお尋ねいたしますけれども、この企業主導型保育事業の地域枠の定員について保育の受皿整備に含めることができるというんですけれども、一方で、児童福祉法二十四条三項に基づく市町村の利用調整の対象外でもある。市町村の保育の実施義務というものがこれで十分果たされるのか、形骸化はしないのかと率直に思います。この点についての大臣の考えをお聞かせください。

○小野田政府参考人 お答えいたします。私もどなたも申し上げては、できるということではございますけれども、市町村の計画の中に地域枠を入れることができるということになった関係で、自治体と企業主導型保育事業を展開する事業主あるいは協会との間の連携が一層進む、情報交換が一層進むというふうに考えてございます。

○塩川委員 保育の実施義務を果たせるのか、その際に、その整備量の増に含めるんだけれども、それについて直接市町村の関与するものではないという中で市町村の保育実施義務が果たされるのかという懸念について、大臣としてのお考えをお聞かせください。

○松山国務大臣 地域枠を設けているところでありまして、自治体としっかりと連携をその辺はとって、また、今年度から自治体での事業計画を設けていきますので、その事業計画に沿って連携して取り組んでいきたいと思っております。

○塩川委員 関連して、待機児童対策協議会の問題です。

この協議会を今度法定化をするということでありまして、一つとなつていくのが、あの規制改革推進会議での議論だったわけでありまして。保育の分野での市町村の上乗せ基準の見直しを議論をする、そういう場として協議会の設置を掲げた、そういう規制改革推進会議での提案があったわけですが、今回法定化をする協議会では、このような規制改革推進会議で挙げている市町村の上乗せ基準の見直しを議論をするということになるんでしょうか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

改正されました子ども・子育て支援法におきましては、昨年十一月の規制改革推進会議の第二次答申を踏まえ、保育園等の広域利用の推進など待機児童解消等の取組について都道府県が関係市区町村等と協議する場を設置できる旨を盛り込んでおります。

答申では、協議会において市区町村が独自に定める人員配置基準等の検証を行うことも協議事項の一つとして盛り込まれておりますが、協議会での具体的な協議事項は、地域の実情に応じて各協議会においてお決めいただくものでございます。

○塩川委員 自治体の判断ということですが、

も、しかし、厚労省そのものが通知を发出をして、このような市町村の上乗せ基準の見直しを要請しているわけですから、それによって引き下げた自治体というのはあるんでしょうか。

平成二十八年三月の緊急対策では、国の定める基準を上回る人員配置基準や面積基準を設定している市区町村において、国の基準を上回る部分を活用して、一人でも多くの児童を受け入れるよう、市区町村に対して要請したところでございます。

この要請につきましては、国の定める人員配置等を満たしていることが前提であり、市区町村が保育の質を確保しながら、地域の待機児童の状況とあわせて考え、一人でも多くの子供の認可保育園への入所を可能にするという趣旨で行ったものでございます。

これにつきまして、平成二十八年十月時点の調査では、緊急対策に参加している四百一市区町村のうち、百五十二市区町村において国の最低基準を上回る人員配置基準が設定されており、緊急対策の要請以降に、国の人員配置基準を上回る部分を活用して子供の受入れを実施した自治体はないと承知しております。また、同調査では、四百一市区町村のうち、百五十六市区町村において国の最低基準を上回る面積基準が設定されており、緊急対策の要請以降に、国の面積基準を上回る部分を活用して子供の受入れを実施した自治体はないと承知しております。

○塩川委員 こういった引下げを行った自治体はないということですが、なぜなのでしょう。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。緊急対策の要請以降に、国の人員配置基準を上回る部分を活用して子供の受入れ体制を実施した自治体がなかったのは、保育の質の低下への懸念など、各自自治体が地域の実情を踏まえ判断した結果と考えております。

○塩川委員 保育の質の低下への懸念があるから、そういう国の要請であっても受けられませんかというところであるわけですが、そういったときに、また規制改革推進会議がこれを押しつけるようなやり方というのはとんでもない話であって、こういった保育の質が下がる基準の見直しは断じ

て認められるものではありません。

そのような場に使うような協議会というのは当然認められないということも改めて指摘をしておくものであります。

次に、関連して、子ども・子育て支援制度の環境でもあります児童保育について、特にその指導員の処遇改善の問題について質問をいたします。

児童保育の今の詰め込みの現状が大変深刻でもあります。そういうのとあわせて、指導員の確保というのが大変に困難な状況になっているというのが率直なところで、私は埼玉の所沢が地元ですがけれども、地元の児童保育の指導員の方が東京の方に行ってしまったということなんかも含めて、非常に確保をするのに苦労されているという話というのはたくさん耳にするわけであります。

こういった児童保育について、やはり多くの関係者の方々は、保育所並みの支援体制、これを実現をしてほしいということと繰り返し要望もされ、この間の法改正などで、こういった児童保育の位置づけについて、専門性をきちっと備えたものという立場での取組になってきているということのも、関係者の皆さんの御努力の結果でもあると思います。

その上で、そうはいっても、現状は、なかなか、児童保育の指導員の確保も困難となっている。それに関連して、厚労省の施策について幾つかお尋ねをいたします。

一つは、放課後児童支援員等処遇改善事業というのがありますけれども、この事業というのはどういう内容なのか、説明をいただけますか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

放課後児童支援員等処遇改善事業は、放課後児童支援員等の処遇の改善と、開所時間の延長を図るために、平成二十六年度に放課後児童クラブ開所時間延長支援事業として創設し、放課後児童クラブの運営費の基本分に対する加算として実施しているものでございます。

この事業は、平日は十八時半を超えて開所して

いること、家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行っていること、平成二十五年度の賃金に対する改善を行っていることなどを要件として、非常勤職員も含めた賃金改善に必要な費用や常勤職員を新たに配置するための追加費用を補助するものでございます。

○塩川委員 十八時半を超えて開所する、そういう放課後児童クラブ、児童保育を支援をしていくということと、これは今、保育園は延長保育があります。ですから、保育園で延長保育で預けている親御さんにすれば、児童保育でもそういった延長保育をお願いしたい、それを促すという点での財政措置としての処遇改善事業でもあるわけですか。

こういった放課後児童支援員等処遇改善事業の実施状況というのはどうなっているんでしょうか。分母の市町村数が幾つかというのとあわせて、実施の状況を教えてください。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十九年度におきましては、二百九十七市区町村で実施しているところでございます。放課後児童クラブ実施自治体数が千六百十九でございますので、一八・三％となります。

○塩川委員 ですから、まだ二割に及ばないという状況であります。

これは、利用が進まないのはどういうことなのか、何かつかんでおられますか。

○成田政府参考人 放課後児童支援員等処遇改善事業等の活用が進んでいない要因としては、平日十八時半以降に開所しているクラブが全体の五五％にとどまっていること、自治体内の他の職員との均衡を考えると児童クラブの職員のみを処遇改善することが難しいこと、自治体での予算措置が難しいことが考えられるところでございます。

厚生労働省といたしましては、放課後児童支援員の処遇改善は重要であると考えており、各自自治体に対して、各種会議の場を通じて本事業について説明し、積極的な活用を促してまいりたいと考えております。

○塩川委員 十八時半以降開所していないという事業所もあるということですが、その辺もいろいろ聞くと、そもそも市町村の条例で十八時半までとなっているということ、そうなんだと言っただけでも、ニーズが違うわけですし、現に、そういった児童保育でも十九時までやっているようなところなんかもあるんですね。そういう点でも、ほかの自治体の職員との均衡の話ですか、あるいは予算措置が難しいという、やはり金目の面というのが問われるんじゃないかと率直に思っているところで。

埼玉県は児童保育連絡協議会の方にお話をお聞きしましたら、県内の自治体のアンケート調査を行っている、やはり、こういった条例の話、六時半までとなっている条例の話とか、財政上の理由としてこの処遇改善事業を利用していないという回答が多かったということもありますので、この点をやはりどうするかというのが問われてまいります。

もう一つお聞きしたい事業が放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業ですけれども、これはどのような事業でしょうか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業は、放課後児童支援員の処遇改善及び資質の確保、向上を図るため、勤続年数と研修実績に応じた処遇改善を図る事業でございます。

具体的には、経験年数がおおむね十年以上で一定の研修を修了した事業所長の立場にある支援員を対象に月額約三万円、年額三十七・七万円の改善を、経験年数がおおむね五年以上で一定の研修を修了した者を対象に月額約二万円、年額二十五・一万円の改善を、これ以外の支援員を対象に月額約一万円、年額十二・五万円の処遇改善を図るものでございます。

○塩川委員 勤続年数や研修実績等、あと、その児童保育に果たしている役割というところに着目をして賃金改善に要する費用を補助するというところですけれども、この放課後児童支援員キャリア

アップ処遇改善事業の実施状況はどうなっているでしょうか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十九年度におきましては、二百十三市区町村で実施しているところでございます。

○塩川委員 全体の分母との関係でいうと、何％ぐらいになるんですか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

一三・二％になります。

○塩川委員 まだまだその数字が少ないというのは、どういう理由なんですか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の活用が進んでいない要因といたしましては、放課後児童支援員等処遇改善事業と同様でございますけれども、自治体内での他の職員との均衡を考えると児童クラブの職員のみを処遇改善することが難しいこと、自治体内での予算措置が難しいこと等が考えられるところでございます。

これにつきましても、繰り返しでございますが、厚生労働省といたしましては、放課後児童支援員の処遇改善が重要であると考えており、各自自治体に対して各種会議の場を通じて本事業について説明し、積極的な活用を促してまいりたいと考えております。

○塩川委員 同じように、他の職員との均衡ですとか予算措置が難しいという話が出ているということですが、同様にやはり、埼玉の児童保育連絡協議会の方の自治体アンケート調査では、財政上の理由を指摘をしているということと、公立公営の児童保育の場合に、実際、非常勤であるがためにそもそも昇給制度がないものだから、キャリアアップを使うまでもないという、使う余地がないという、そういう状況なんかもあるんですね。他の職員との均衡といっても、やはり非常勤の形態とかというのがネックになっているというのが前提だと思えます。

そこにこそ、やはり打開をしていく必要があるんじゃないのかということで、厚労省に重ねてお

尋ねますけれども、学童保育の指導員の仕事というのは、子供を預かる教員や保育士と同様に、専門性を持った仕事であります。学童保育の職員は、そういった特別な専門性が求められているのではありませんか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

放課後児童支援員の職務に伴う専門性につきましては、平成二十七年三月に定めました放課後児童クラブ運営指針におきまして、放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研さんしに励みながら必要な知識と技能を持って育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子供にとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担うと整理しているように、放課後児童支援員には放課後児童クラブを運営する上で必要となる専門性が必要であると認識しております。

○塩川委員 この放課後児童支援員の方というのは専門性が必要だという話であります。やはりそこに着目をして、その専門性にふさわしい処遇改善を図っていくということこそ求められているということでも、もともと、地方の自治体における運動から学童保育は進んでまいりました。

そういう中で、例えば埼玉県などでガイドラインをつくって、そういうのも参考にしながら、国としてもガイドラインの制定や法定化の話なんかにもつながってきているわけなんです。

そういう意味では、まさに今は国の仕事として、どうやばり学童保育を前に進めていくのかというので積極的な役割を果たすことが必要だということが求められていると思います。

そこで、大臣にお尋ねをいたします。

今のお話、答弁にありましたように、学童保育、やはり専門性が必要なんだ、それにふさわしい処遇改善こそ求められているときで、大臣の立場から、この専門性に見合った学童保育の指導員の皆さんの処遇改善を進めるために、市町村にぜひ、どういう働きかけができるのか考えていただいて、やっていただきたいんですが、どんな働き

かけをしていただけるでしょうか。

○松山国務大臣 ただいま厚生労働省より答弁がありましたとおり、放課後児童クラブの処遇改善事業の実施、これについては、現状では市町村によって取組にかなり差があるという状況であると認識しております。

放課後児童クラブの質の向上を図る観点から、放課後児童支援員の処遇の改善は大変重要であると考えております。

今後とも、厚生労働省と連携しながら、あらゆる機会を捉えて市町村への働きかけを行ってまいりたいと思います。

○塩川委員 今、こういった処遇改善の事業をめぐって市町村の実情を確認してきたわけですが、でも、そういった際に、やはり専門性にふさわしい職員として処遇する、非常勤ではやはり専門性を発揮するに至らないという点では、非常勤の方の力もかりながらも本当に常勤にしていって、そういった形での支援というのを賃金面、処遇改善で行っていくと同時に、そのためには、市町村における財政措置の話がありまして、子ども・子育て支援制度に基づいて、内閣府経由で制度上も市町村に三分の一の補助を行っているのが、今紹介をした処遇改善事業やキャリアアップの事業でもあるわけで、こういった市町村への補助率の引上げなど財政上の支援をとる、そういうことも含めて検討する必要があるのではないのかと率直に思いますが、いかがですか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。子ども・子育て支援をしっかりと進めていく上では、自治体は非常に重要な役割を担っているというところで、補助率のかさ上げというのがある課題もありますけれども、いざにしましても、国、自治体、連携しながら、しっかりと子ども・子育てに取り組みでいきたいと思っております。

○塩川委員 国、自治体連携はもちろん結構ですが、やはりこういった支援制度を国としてあらゆ

る機会を通じて利用を促すということはぜひやっていただきたいんですけれども、やはりそういう点でも財政上の措置が必要なんじゃないのか。

ぜひそういう点での、大臣として、前に進めるということであれば、財政上の措置についてもぜひ具体的に検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

○松山国務大臣 御指摘のとおり、大変重要な課題だと思っておりますので、しっかりと受けとめて、今後の検討課題とさせていただきます。

○塩川委員 実際に、なかなか現状で困難な状況にあるときに、今言ったように、やはり人手不足が本当に深刻なんです。それをやはり本当に改善するとしたら処遇改善しかないわけで、専門性の発揮をする、それにふさわしいような労働条件を確保していく、そのためには、市町村の背中を押すという点での財政措置についてもしっかりと対応していただくということを強く求めておくものであります。

そういう意味で、学童保育において今重大な問題となっているのが、地方分権の改革の流れの中で、この人員配置基準などについての見直しの話が出てくるということでもあります。閣議決定された文章の中にも、こういった学童保育の指導員の配置基準について、現行は従うべき基準であるものを、参酌基準へと緩和するということについて検討するということが閣議決定で決められているということでもありますけれども、率直に言って、何でこんなことを今行うのか、おかしいじゃないかと思うわけでありまして。

厚生労働省としては、こういった、今議論が出されているこの配置基準についての変更、これはどのように受けとめておられますか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘いただきました従うべき基準に関する参酌化に関する御提案につきましては、子供の安全性等、一定の質の担保を行いつつ、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合など、地域

の特性によつては継続的に放課後児童クラブの運営が難しいという状況が生じていることもあることから、引き続き、地方分権の議論の中で検討することとされたものでございます。

厚生労働省といたしましては、現在行っております放課後児童対策に関する専門委員会での放課後児童クラブの量の拡充、質の確保、役割とメニューの充実など、今後の対策についての御議論も踏まえ、引き続き、地方分権の議論の中での検討に適切に対応してまいりたいと考えております。

○塩川委員 厚生労働省としては、この放課後児童支援員の員数に関する従うべき基準というのは、子供の安全性の確保にとって不可欠な要件だと受けとめているのか、受けとめていないのか、その点について、厚生労働省としての立場をもう一回聞かせてもらえますか。

○成田政府参考人 今回の御議論は、子供の安全性等、一定の質の担保を行いつつ、どのようにしていくかということについて検討が行われるというふうに理解しております。

○塩川委員 ですから、従うべき基準とすることが本来だというのが厚生労働省としての立場ということですね。

○成田政府参考人 繰り返しになりますけれども、閣議決定を受けまして、子供の安全性等の一定の質の担保を行いつつ、それは申しましていろいろな状態が生じていることもございますので、引き続き、地方分権の議論の中で検討されるということになっておりますので、厚生労働省といたしまして適切に対応してまいりたいと考えております。

○塩川委員 子供の安全性の確保のため不可欠だという立場であることには変わりがないんですよね。もちろん、地方分権で議論はするんだけど、厚生労働省の立場はそうだといいことではないですか。

○成田政府参考人 子供の安全性等、一定の質の担保を行うことは必要であると考えております。

○塩川委員 ですから、厚生労働省でも、専門委員会

でそういう議論をしているわけですよ。ですから、まさにそういった専門性を必要とする学童保育の指導員のあり方について、より専門性を発揮するような仕事としてどうしていくのかという議論を厚労省内で議論しているときに、地方分権などという横から話を持ってくるというのは全く認められないという話であります。

本当に、保育の現場もそうですけれども、学童保育の現場でも、今詰め込みも重大になっているようなときに、その詰め込みの解消のような施設建設を行うのと、あわせてやはり処遇改善につながる取組こそ求められているのに、職員の配置基準について、従うべき基準を参酌基準へと緩和するというのは断じて認められるものではありません。

松山大臣にお尋ねしますけれども、地方分権改革の中で、職員の配置基準について、従うべき基準を参酌基準へと緩和をする、こういうことについて検討するとなっているわけですが、大臣もお認めになっている、専門性に見合った処遇改善の取組に逆行するものと言わざるを得ないのが地方分権での議論ではありませんか。

○松山国務大臣 御指摘の地方分権の議論については承知をしているところでございますが、いずれにしても、児童の安全、安心な居場所を確保するということが、放課後児童クラブの質の確保を図るということは極めて重要であるというふうに認識をいたしておりますので、厚労省などがしっかりと取り組むよう、私としても注視しながら、そして連携をとってまいりたいと思っております。

○塩川委員 いずれにしろというのは話をそらすときのワードですから、答えていただきたいんですが、今の地方分権改革の中で、職員の配置基準について、従うべき基準を参酌基準へと緩和するというのは専門性に見合った処遇改善の取組に逆行するんじゃないのか、この点についてももう一回お答えください。

○松山国務大臣 厚労省が答弁したとおり、この質の確保を図ることは極めて重要でありますの

で、私としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○塩川委員 地方分権改革の議論が私はおかしいと思っているのは、国が地方を縛る、この国の地方への縛りを取り払うのが地方分権改革だということですよ。

もちろん、そういう面もないとは言えない。しかし、この保育士の配置基準のような安全の問題、ふさわしい保育の内容を確保する、そういう基準を従うべき基準としているのは、何も国が地方を従えさせるためにやっているんじゃないんです。国が地方を縛っているんじゃないんです。

これは、国民、住民、保護者が、まさに自分の子供たちのためにその安全をしっかりと守る、そのために従うべき基準としているわけで、国民、住民、保護者が国と地方自治体、行政を縛っているというのがこの基準なんですよ。

それを取り払うというのはとんでもない。国民の安全を損なうものを、そういう基準を取り払うというのは、地方分権改革の名のもとにやっていること自身が間違っているんですよ。こういう議論をしっかりとしくちゃいけない。松山大臣もそう思いませんか。

○松山国務大臣 委員の御指摘を踏まえて、厚労省が適切にしっかりと進めていくものと承知しております。

○塩川委員 専門職にふさわしい処遇改善に取り組んでこそ、人手不足の解消につながりますし、学童保育の改善につながるということを改めて強調して、質問を終わります。

○山際委員長 次に、玉城デニー君。

○玉城委員 自由党の玉城デニーです。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案、内閣の重要政策であります少子化対策についての質問をさせていただきますが、冒頭申し上げておきたいことは、やはりこの法律案については、国会が不正常な形の中で、審議することなく委員会が採決され、本会議でも採決をされたという、このゆゆしき事態については非常に重く受け

とめねばならないというふうに思っております。なぜなら、これまで厚労省が進めてきたいわゆる保育、教育などの総体的な取組を、内閣府がより迅速に進めていくんだということもあって取り組んでいるというスピード感からすれば、この審議を十分尽くしていつて、どこに問題点があり、さらなる課題をこの委員会の討議で探していつて、それをまた政府に対しては努力を求めるとい

う、非常に、建議の形そのものを示すべき姿が委員会にあればこそだというふうに思うわけです。ですから、そのことを冒頭、一言申し上げて、質問に入らせていただきたいと思います。

では、総論的な質疑になります。待機児童への取組についてからお伺いいたします。厚生労働省、平成二十九年九月公表の資料によりますと、平成二十五年度から二十九年度末までの五年間では、約五十一・三万人分の見込みとなっており、昨年公表した数値、四十八・三万人分を約四万人分上回る見込みとしています。

この待機児童への取組について、受皿の拡大に寄与した理由をどのように見ているのか、その点からまずお聞かせください。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。待機児童解消は安倍内閣の最優先事項の一つであり、政権発足以来、平成二十五年に待機児童解消加速化プランを策定するなど、各市区町村における保育の受皿整備を支援してきたところでございます。

こうした対策を活用し、保育の実施主体である各市区町村において、各年度ごとに保育ニーズの把握を行い、必要な保育の受皿整備に取り組んだ結果、各市区町村の数値計画を積み上げたところ、平成二十九年四月時点の受皿拡大量は、前年に見込んでいた四十八・三万人分を約四万人上回る、五十二・三万人分となったものと考えております。

○玉城委員 二十五歳から四十四歳までの女性の就業率が年々上昇するとともに、当然、働きに出るといことは、その分、家庭にいる子供たちの

保育を希望し申し込む数もふえてきているわけですよ。平成二十九年四月時点申込者数は、昨年と比較すると約九・一万人ふえた二百六十五万人となっていますが、平成二十九年四月時点での待機児童数は二万六千八百八十一人となっています。

当然、女性の就業率がさらなる上昇の推移を見るところにすると、待機児童解消対策への取組がどんどん早くなるのかおくれるのか、バランスがとれるような形の制度設計になっているのかということが危惧されるわけですが、その取組のバランスをどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○成田政府参考人 待機児童の解消は待たなしの課題であり、最優先で取り組んでいるところでございますが、子育て安心プランによる必要な保育の受皿三十二万人分につきましては、二十五歳から四十四歳までの女性の就業率が毎年おおむね一ポイントずつ上昇し、二〇二二年度末に八割まで上昇すること、その就業率と相関して保育の利用申込率もゼロ歳から五歳全体で見て五割を超える水準まで伸びることを想定して、必要な整備量を推計したものでございます。

さらに、保育の受皿をなるべく早く整備していくため、今般、この子育て安心プランを二年前倒しし、二〇二〇年度末までに三十二万人分の保育の受皿を確保することとしているところでございます。

○玉城委員 今答弁にありました、平成三十四年度末の計画を前倒して平成三十二年度までに三十二万人分の受皿づくりをされています。

他方、就業率八〇％を想定する平成三十四年度には、更に、いわゆる預け先がふえるということ、保育需要が膨らんでいくということが予想されます。それまでのいわゆる潜在的な立場、潜在的待機児童であった御家庭やお子さんたちが、今度は、より、もっと申込みをしようということ、積極的に変わっていつて、表出的な形になって、実はそのことによって待機児童が一挙に数がふえることも予測されているのではないかと思います。

す。その点について伺いたします。

○高木副大臣 お答えいたします。

先ほど成田審議官から御答弁申し上げましたとおり、子育て安心プランによる必要な保育の受皿三十二万につきましては、二十五歳から四十四歳の女性の就業率が二〇二二年度末に八割まで上昇することなどを想定しまして、必要な整備量をマクロベースで推計したものでございます。

一方で、玉城委員御指摘のように、保育の実施主体である市区町村におきまして、申込みまで至らないようなケースも含めて、保護者の意向を丁寧確認しながら、潜在的ニーズも含めた必要な整備量を的確に把握し、保育の受皿整備を行うことが重要と考えております。

このため、昨年十二月には、毎年各市区町村が子育て安心プランに基づき整備計画を作成する際には、保育コンシェルジュなどを活用しながら、潜在的な保育ニーズの把握に積極的に取り組むよう求めたところでございまして、市区町村ごと、さらには市区町村内の保育提供区域ごとに、保育の利用意向が的確に把握され、それを反映した受皿整備が進むよう支援してまいりたいと考えております。

○玉城委員 子供が生まれたら安心して預けることができる、これは国の政策の基本中の基本というのか、根っこに当たる部分だと思えます。そのためには、やはりどうしても財源をしっかりと充てていくということ、つまり、予算の組み替えの根本的な対応こそが私は重要なのではないかと思うわけですね。

そもその財源論として、今般の対策も、消費税率一〇％への引上げを前提とする人づくり改革としての少子化対策、待機児童対策であるわけですね。

他方、消費税の増税で全ての社会保障費を現実的には賄えるわけではないというふうに思料いたします。消費税増税ではない財源の確保への道筋こそが、本来その頂に至るといふ登山道の道なのではないか、本来のルートではないのかというふう

うに思うわけですね。

では、少子化対策のみならず、全世代への社会保障のための恒久的、安定的な財源について、政府はどのように考えるか、大臣にお答えいただきたいと思います。

○松山国務大臣 お答えいたします。

少子高齢化が進展する中で、社会保障の持続可能性の確保と財政健全化の両立を図っていくというところは、大変重要な課題でございます。

社会保障と税の一体改革、また歳出改革、経済の再生などに政府を挙げて今後取り組んでいくものと認識をいたしております。

詳細は、政府参考人からも答弁させていただきます。

○大島政府参考人 追加させていただきます。

現在、政府におきましては、社会保障と税の一体改革を進めております。

議員のお立場とはちよつと違いますが、その中の税の財源としては消費税を使っておりますが、その中の税収が安定していること、あるいは勤労世代の特定の層への負担が集中しないといった特性がございます。また、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く分かち合うという観点から見ても、社会保障の財源としてふさわしいものと考えております。

他方で、社会保障制度を持続可能なものにしていく上では、社会保障の重点化、効率化にも取り組んでいく必要があると考えております。この三年間で、社会保障費の伸びを一・五兆円、毎年当たりですと五千億円までに抑えるといった歳出改革もしております。こうした改革を着実に実現していく、こういう段階にあると考えております。

○玉城委員 では、次にお伺いいたしますが、厚労省の待機児童の地域別状況から見ると、全国市区町村一千七百四十一のうち約八割、一千三百二十一の市区町村においては待機児童ゼロと報告されております。待機児童全体の七二・一％、一万八千七百九十九人は、東京、埼玉、千葉、神奈川の

首都圏、大阪、京都、兵庫の近畿圏の指定都市、中核都市を含む都市部その他の指定都市、中核市となっており、そのほかに合計特殊出生率の高い沖縄などが含まれております。

そのうち、待機児童が、平成二十八年四月一日と平成二十九年四月一日を比較して百人以上増加した自治体などを見てみると、東京大田区及び目黒区などでは就学前人口の増加や待機児童の取扱いの見直し等によるものと報告されており、兵庫西宮市では、共働き世帯の増加と、それから沖縄県うるま市などと同じように、保育園などの開設に適した土地、物件等の確保が困難なことによる受皿整備のおくれなど、地域事情による要因からかいま見ても、待機児童対策の困難さは一律様ではないということが推察されます。

このようなそれぞれの課題に鑑み、世帯からのニーズのみならず、地域事情への対応策として政府が進める計画、政策のいかんを伺いたいと思っております。

○高木副大臣 お答えいたします。

待機児童の解消に当たりましては、各自自治体が待機児童の状況や潜在ニーズなどの地域の実情を踏まえながら、保育の受皿整備を行うことが重要でございます。改正子ども・子育て支援法におきましては、都道府県の取組も重要であることから、都道府県が待機児童の解消に積極的に参画できるような環境を整備しまして、都道府県による市区町村の取組の支援をより実効的なものとすることを目的としております。都道府県が市区町村等と協議する場を設置できる旨を盛り込んだところでございます。

この協議会におきましては、例えば、大規模マンションの建設等による人口流入が著しい地域、既に川崎市と横浜市に例がございしますが、市区町村の周辺市区町村が市境周辺の待機児童を受け入れる協定の締結、いわゆる広域連携でございします。また、保育人材の不足が発生している市区町村が存在する場合に、必要な人材確保の状況を分析した上で、それに応じた人材確保や育成の実施

など、都道府県と関係市区町村等が協議すること、各地域の実情を踏まえた上での待機児童の解消に向けて、より一層連携して取り組むことを期待しております。

○玉城委員 では、次に、保育士人材の確保等について伺いたします。

待機児童対策の取組としては、やはり大きな課題となるのは、保育人材の確保です。厚労省では、待機児童の解消に向けて、待機児童解消加速化プラン、保育士確保集中取組キャンペーン、それから保育士確保プランの公表などを通じて、国、自治体挙げて保育士の確保に精力的な取組を行ってきているというふうに思っております。

他方で、いわゆる潜在的待機児童あるいは潜在待機児童という言葉のほかに、潜在保育士という言葉があるのを御存じでしょうか。

厚生労働省は、約七十六万人の潜在保育士がいると発表しております。もともと保育士資格の取得者は累計で百五十万人を超えと言われております。

しかし、保育士の資格取得者の半数近くは働いていないという現状があり、さらには、保育士としての勤務年数が二、三年でやめる方が多く、勤めている約半数以上は七年以下で退職をしているというふうなデータもあります。

保育士の退職理由に多いものとしては、給料が安い、職場の人間関係、それから保護者への対応、そもその保育理念が合わない、あるいは結婚、出産、育児など、いわゆる保育士さん個人の非常に負担となっているケースが多いわけですね。

このような状況で最も重要となるのは、言うまでもなく、収入などの処遇改善であり、さらには、キャリアアップと保育の質の向上に資するための計画と予算なのですが、他方で、保育の現場では、慢性的な人員不足と、先ほども申し上げましたように、出産などの事情のために一旦離職した後、現場へ復帰しようとするも、当人のお子さんが保育園に落ちてしまうという実に厳しい現状

があるという報道などもなされております。

政府は、そのような就労状況に関する実態調査について、都道府県及び市町村などと、どのように就労環境の実態把握とその問題解消のための取組を行っているのか、伺います。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

御質問いただきました、保育士資格を持ちながら保育園等に勤務をしていらっしゃる、いわゆる潜在保育士の方々の数につきましては、保育士養成施設の卒業後や保育士資格試験の合格後に保育士資格の登録を行った方々の数から、保育士として保育園等に勤務していらっしゃる方の数を単純に差し引いて計算いたしますと、約八十六万人となると考えております。

なお、この中には、保育士資格と幼稚園教諭免許状の両方を持つていらっしゃる方で、幼稚園に勤務していらっしゃる方も含まれていらっしゃるかと考えております。

また、ハローワークによる求職者に対する調査では、いわゆる潜在保育士が保育士として就業を希望しない理由につきましては、賃金と希望が合わないが四七・五％、保育士の業務負担に対する自身の健康、体力への不安が三一・九％、休暇が少なく、休暇がとりにくいのが三七・〇％であったほか、子育てとの両立が難しいという回答も一四・九％であったと承知しております。

○玉城委員 就労を希望する保育士さんの、当然ですが、子育てをしていらっしゃる環境であれば、そのお子さんも保育園に、できれば認可園に入園できる、入所できるというふうな処遇をぜひ進めてほしいと思いますが、厚労省ではそのような取組も進められているということではあります。が、その方策などについて、どのような取組があるのか、お答えください。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

待機児童の解消のためには、保育の受皿拡大とそれを支える保育人材の確保が不可欠であり、処遇改善や新規の資格取得、就業継続支援、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組んできたところでございます。

特に、保育士の子供が優先して保育園を利用できるようにすることは、保育士の職場への復帰を通じて保育の受入れ枠の増加に寄与することともに、保育の道を選んだ方々が仕事と家庭を両立しながら長く活躍できるようにすることから非常に重要であり、昨年九月には、この優先入所の取組を行うよう各自治体宛てに要請したところでございます。

こうした取組が多く自治体で実施されるよう、三月に開催いたしました全国児童福祉関係主管課長会議等でも各自治体に要請したところであり、今後とも、さまざまな機会を捉えて周知してまいりたいと考えております。

○玉城委員 市区町村によっては、ここで勤務をしていらっしゃる方のお子様は入所を認めていないという市区町村が非常に多いというふうな、そういうデータも上がってきております。

例えば、担当するクラスの年齢が違えば、お母さんがそこで働いていても、例えば、ゼロ歳、一歳のお子さんを同じ保育園に預けても、何ら問題はないわけですね。ですから、そういうふうな年齢層をしっかりと判断をしながら、この場合だったら大丈夫ですとねということなど、ぜひしっかりと調査をして、働いているからこそ子供を安心して預けられるのは、どの親御さんであっても同じだということ条件をしっかりと整備をしていただきたい。

これは、市区町村、都道府県にお願いするのみならず、国でもその方針をしっかりと示して、働く人は誰でも安心してお子さんを預けていただけたらいいということが、その資格を持っていらっしゃる方々、現に、資格を持って一旦働いてやめた方もそうですが、資格を持っていないけれども働いたことがないという潜在保育士さんたくさんいらっしゃるわけですから、どうぞ、働いて、結婚してお子さんが生まれても、引き続き、お子さんを預けながら同じ職場でも働けますよという環境をつくっていくのは、やはり国の大きな支えがあつてこそだと思いますので、そこは、よりしっかりと、制度として強く推し進めていただくことをお願いいたします。

願うものであります。

さて、今度は、認可外保育施設について伺います。

現行の子ども・子育て支援制度で少し、ちょっと釈迦に説法な話ではありますが、認可外保育施設の位置づけをここで一度確認しておきたいと思っております。

保育所とは、児童福祉法における児童福祉施設の一つであり、保育を必要とする乳児、幼児を日々保護者のもとから通わせて保育を行うことを目的とする施設と規定されています。国、都道府県及び市町村以外の者は、都道府県知事又は市町村長の許可を得て、保育所等の保育施設を設置することができるとされています。

認可を受けた保育施設は、施設の設置、運営等について一定の基準を満たすことが求められ、他方、認可外の施設よりも、国、自治体からの助成の面で一般的に手厚い支援を受けている、これが認可園ですね。

認可外保育施設とは、保育所又は地域型保育事業と同様の業務を目的とする施設であつて、児童福祉法等による認可を得ていない施設をいう。認可外保育施設として、ベビーホテル等があると書かれています。

認可外保育施設は、施設の名称及び所在地等を都道府県知事に届けなければならないこと、また、都道府県等が行う指導監督の対象であり、認可外保育施設指導監督基準を満たす施設運営を行うことが求められているということですね。つまり、認可外保育施設であっても、やはりその基準や決まりというのは、運営については非常に厳しい設定がされているということを前提にお話を伺いたいと思っております。

さて、今般、企業主導型の保育が進められていますが、平成十六年、認可外ではありますが、国の面積要件など一定の条件を満たせば、整備費用であるとか運営費であるとか、その一部が助成されていると思います。

厚生労働省が、都道府県、政令指定都市、中核市が実施した平成二十八年三月の指導監督状況の報告を集計し、取りまとめている平成二十七年認可外保育施設の現状取りまとめを見てみると、児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない保育施設と、夜八時以降の保育、宿泊を伴う保育、一時預かりの子供が半数以上のいずれかを常時運営しているベビーホテルなどについて報告されています。

認可外保育施設の総数が六千九百二十三カ所、うちベビーホテルが一千五百七十九カ所、その他の認可外保育施設が五千三百四十四カ所となっています。入所児童の内訳は、ベビーホテルが三万二千一百一十一人、その他の認可外保育施設が十四万七千七百五十六人、つまり、認可外保育施設の多くが、このいわゆる待機児童の受皿になっているということが報告からもはっきりわかつています。

沖縄県では、公的支援を受ける保育施設のほか、このような認可外保育施設でお子さんを預かってもらうことの必要性は高いんですね。

今から二十年前、私に三番目の子供、次男坊が生まれたときに、妻も働いていました、私も働いていましたので、公立の保育所を希望したんですが、それに漏れまして、認可園に預けることになりました。二十年前の話ですが、その預ける保育料を見て、思わずかみさんと、うちが今住んでいるアパートの家賃より高いねという話をしたことを覚えております。非常に古い二LDKのアパートだったので家賃は安かったんですが、その当時から、沖縄県では、所得が余り変わっていない現状ですが、子供たちの保育に係る費用はやはり厳しい状況になっているというふうな受けとめております。

沖縄県では、公的支援を受ける保育施設のほか、このような認可外保育施設で預かってもらうことの必要性が高いのですが、取りまとめの参考資料、都道府県・政令指定都市・中核市別の入所児童一覧を見ると、都道府県別で待機児童

が、一万人、二万人という万人単位でカウントされているのは、東京都の一千三百二十九カ所に三万三千六百六十人の児童受入れと、沖縄県の三百三十八カ所、一万五千二百二十三人だけで、他の都道府県は、北海道二千二百六十二人、埼玉県三千九百二十八人、千葉県三千六百三十一人、神奈川県三千四百四十八人、大阪府二千八百六十二人、兵庫県四千三百九十二人などとなっている。

東京都と沖縄県を、今度は内訳で見えますと、東京都では、ベビーホテル四百九十五カ所、九千二百八十八人、その他の施設八百二十四カ所、二万四千四百五十二人の計三万三千六百六十人となっていますが、沖縄県では、ベビーホテル二カ所、十人、その他の認可外保育施設では三百三十六カ所、一万五千二百三十三人、合計一万五千二百三十三人となっており、認可外保育施設に対するニーズが、大都市圏と沖縄県では、そのニーズが異なっていることがはつきりしています。

当然、この数字は平成二十八年三月の調査の報告ですから、その数字は現在ではかなり変わっているものと思うんですが、これは一概に沖縄だけの問題ではないと思います。先ほど私が認可外保育施設の位置づけという項目を読み上げさせていただいたのは、一定程度の規模と内容で、国の制度にのっとって運営している認可外園の認可化への取組について、やはり緊急性を持っていることは間違いないと思います。

政府は、どのような方針にのっとってこの認可園への促進を行っていますか。お聞かせください。

○高木副大臣 お答えいたします。

先ほど来御質問ありますとおり、認可外保育施設の認可化移行につきましての御質問をいただきました。

保育の受皿確保に当たりましては、一定の保育の質が確保されている認可保育園をふやしていくことが必要と考えております。このため、認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し

ましては、運営費や改修費などを補助し、移行に向けた支援を行っております。

また、平成三十年度予算では、認可保育園等に倣い、児童の年齢に加えて、施設の規模、定員区分に応じた補助単価に見直すこととしておりまして、引き続き認可外保育施設の認可保育園等への移行を支援してまいりたいと考えております。

例えば、玉城委員お地元沖縄におかれましては、待機児童数や認可外保育施設の利用児童数が多いなど、全国と比べて、保育を取り巻く状況が異なっております。認可保育園等の新たな整備のみならず、認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設などに対しまして支援を行うことも重要と考えております。

こうしたことも踏まえまして、改正子ども・子育て支援法におきましては、認可保育園等への移行を目指す認可外保育施設に対して運営費を補助する事業でございますが、認可化移行運営費支援事業などの保育充実事業を法律上位置づけることといたしました。

さらに、都道府県が改正子ども・子育て支援法に基づく待機児童対策に係る協議会を設置している場合には、認可化移行運営費支援事業の国の補助を五割加算することとしております。

こうした取組を契機といたしまして、例えば、沖縄県、関係市町村また関係者が協議会に参加して議論が行われることで、沖縄に多い認可外保育施設の認可保育園等への移行がよりきめ細やかに推進されるなど、各自自治体におきまして地域の実情に応じた取組が進むことが期待されると考えております。

○玉城委員 今経営していられしる認可外保育施設が認可園にそのまま移行できればいいんですが、実は、認可外保育施設の認可化への、この今答えていただいた対応と比較すると、待機児童問題解消促進のための企業型保育施設や小規模保育事業等への予算を含めた支援などは、格段に手厚くなっているというふうに思料いたします。

地域の中でこれまで保育の質を高める自動努力を行ってきた既存の保育施設経営者にとつて、もしその認可化ができなかった、促進の選から漏れたということになると、経営退陣あるいは廃園なども考えざるを得ないような深刻な判断を余儀なくされることにならないか、私は危惧するものであります。

つまり、今行っている事業が、いわゆる国の指定している認可園の内容及基準が合致しているのであれば、できるだけそのまま手厚く支援をする対策が必要であるというふうに思うわけですね。必要不可欠な受皿となっている認可外保育施設への、今後のこの施設への緊急な支援等について、最後に伺いたいと思います。

○成田政府参考人 先ほど申し上げました認可外への移行事業を活用いたしまして、きめ細かく支援してまいりたいと考えております。

○玉城委員 ありがとうございます。子供は国の宝です。みんなで大切にしていきましょう。質問を終わります。ニフエーデービタン。ありがとうございました。

○山際委員長 次に、内閣提出、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。茂木国務大臣。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○茂木国務大臣 ただいま議題となりました株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の経済は、名目国内総生産が過去最大となり、雇用・所得環境が改善するなど、経済の好循環が実現しつつあります。地域経済において

も、全地域で景況感が改善するなど、全体として明るい動きが見られておりますが、人口減少、少子高齢化の進展等の構造的な問題が見られる中で、地域経済の持続的発展のためには、地域企業の生産性、収益力の向上が課題となっております。

このような最近の地域経済の状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図ることが、重要な政策課題となっております。

地域における民間の自律的な取組を促進するため、株式会社地域経済活性化支援機構は、これまで、事業再生支援や地域活性化ファンドの設立、運営、地域金融機関等への専門家派遣等を行い、地域企業の支援に取り組むとともに、先導的な支援事例を積み上げてきたところですが、今後は、地域活性化ファンドを通じて地域経済牽引事業者への支援や、地域金融機関等への専門家派遣、日本人材機構による経営人材の紹介等を通じて地域金融機関に対する人材、ノウハウ支援に重点的に取り組んでいくほか、難易度の高い事業再生案件に係る債権者間調整や経営者保証つき債権等の買取り、整理を伴う経営者の再チャレンジ支援にも引き続き対応できるよう、同機構の業務の一部の期限の延長を行う必要があることから、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、機構による再生支援決定、特定支援決定、特定組合出資決定及び特定経営管理決定の期限について、平成三十三年三月三十一日まで三年間延長することとしております。

第二に、第一に掲げる決定に係る業務及び特定専門家派遣決定業務の完了期限について、平成三十八年三月三十一日まで三年間延長することとしております。

以上が、この法律の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ますようお願い申し上げます。

○山際委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、来る六日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第六号中「第三十三条第二項第二号」を「第三十三条第二項第三号」に改める。

第二十五条第八項及び第三十二条の二第七項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第三十二条の十第四項中「第三十三条第二項第一号」を「第三十三条第二項第二号」に改める。

第三十二条の十二第四項中「第三十三条第二項第二号」を「第三十三条第二項第三号」に改め、同条第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第三十二条の十三第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第三十三条第二項第一号中、「特定支援決定、特定信託引受決定又は特定出資決定」を「又は特定支援決定」に、「第三十二条の二第七項ただし書、第三十二条の九第六項ただし書又は第三十二条の十第五項ただし書」を「又は第三十二条の二第七項ただし書」に、「平成三十五年三月三十一日」を「平成三十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成三十五年三月三十一日」を「平成三十八年三月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定信託引受決定又は特定出資決定 これらの決定の日から五年以内(第三十二条の九第六項ただし書又は第三十二条の十第五項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで)で、かつ、できる限り短い期間

第三十三条第三項中「再生支援決定」の下に「の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行った場合は、平成三十八年三月三十一日まで)」を加え、「第二十五条第八項ただし書又は」を削り、「これらの決定」を「特定信託引受決定」に改め、同条第四項中「平成三十五年三月三十一日」を「平成三十八年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日(次項において「施行日」という。)前にこの法律による改正前の株式会社地域経済活性化支援機構法(同項において「旧法」という。)第二十五条第八項ただし書の認可を受けた事業者については、この法律による改正後の株式会社地域経済活性化支援機構法(以下「新法」という。)第二十五条第八項ただし書の認可を受けていないものとみなして、同項及び新法第三十三条第二項の規定を適用する。

3 施行日前に旧法第三十二条の二第七項ただし書の認可を受けた事業者及びその代表者等については、新法第三十二条の二第七項ただし書の認可を受けていないものとみなして、同項及び新法第三十三条第二項の規定を適用する。

(検討)

4 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

最近の地域経済をめぐる状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の一部の期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十年四月二十七日印刷

平成三十年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C